なっている。簡易監査はこうした

規模企業について、正規の監査に さらにそれ以外に約二十万社の小

会的に意味があるのかどうか」と

はじめに日本公認会計士協会。

伝が資本金五億円以上または負債

た会計専門家による外部監査を義 以上の中小会社にも税理士を含め

円、有限会社一千万円といった最 している。概要は株式会社二千万 年、その基本的な考え方を打ち出

低資本金制度を導入し、一定規模

も多く含まれる。

務づけようというものである。こ

の監査を受けなければならない株 式会社の範囲が、現在の資本金五

条件のようにも思える。

れに従うと、たとえば公認会計士

-局複数会制の 早期実現をはかる ★税理士会の

正常化をはかる

律でも中小企業に監査役の設置を 務づけるもの。もちろん現在の法

を外部監査している公認会計士が

事務処理の増大に対応する方法が

ュールは次の通りである。

なければならない。

以上いる税理士などにも与え、 できる 資格を会計 士補や 四万人

法務省で検討されているが、コト

部会(法相の諮問機関)が昨年打

まずと

らんでくるだけに、

調整は一朝

で資本金五億円または負債総額二 らない。さしあたりは現在の商法 どこかに監査を依頼しなければな 入しようとすれば、当然、外部の

百億円以上の大会社(約五千社)

もう少し規模の小さな企業にも内

公認会計士か監査法人による

中小企業が新しく簡易監査を導

が一案として浮かんでおり、

も八千人弱の公認会計士だけの手

には負えないのは明らか。

そこで簡易監査の場合は、監査

そ

れぞれ

の

思 惑、

調 整

難

航

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

廃や親類が監査役になるケースが などを必要としないことから、家 義務づけてはいるが、特別の資格



中小企業への波紋

最近の日本経済新聞から転載

わが国には百十万社近くの株式

行 所 -税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-公認会計士会館ビル (816) 3346 下田友吉 / 1部 岡田一馬、年極 1,000円/ 会員の購読料は会費に含む

業

責

任 の

自

覚

促

す

好

機

でに定期的に開かれているから

いう意味でつけられた名称)

がす

条についての論議が、これから活

的である。

では簡易監査をどんな形で導入

して企業責任を明確にするのが目 混同をなくし、会計処理を適正に

へなどを柱とする商法第三次改正

小企業への簡易監査制度の導

目 次

-頁…東京稅理士会役員選挙 無投票当選、動き出す 簡易監査

二頁…歴史考察、税の歴史 銘語録

役京

人 員 現 理

Щ 小

当

多くの若い青年・婦人税理士及び 理士21世紀の会」に結集している 内立候補で、同会にしては珍しく 無投票当選となった。これは、「税 税理士協議会、全日本計理士

員選挙は、各級役員いずれも定員

昭和六十年度の東京税理士会役 る。当選者氏名は次のとおりであ な道と判断したことによる。無投 事実上の勝利であると見られてい を連らねており、将来に向けての 会員及びシンパの当選者が多く名 票であっても「税理士21世紀の会」 制作りに専念するのが最もベター

税理士 21 の情勢を勘案し、本年度は投票を 四年後を期して、足腰を強める体 必要とする立候補はせず、二年後、 世紀 の会」事実上の

勝

藤澤富太郎 (日本橋) 板橋則雄、 布施木昭、矢島昭吾、 英雄、前田勇、塩野貞三(神田) 松村武雄、

山田久男、村岡正毅、石原一嘉(京 東信一郎、松本八三郎、鏑木清松、 人、小林陽二〔理事〕(麹町)坂本 〔会長〕服部徹義〔副会長〕塩谷

る。 (立候補順)

黒) 佐々木智、松本行雄(渋谷) 勤、杉田正平 (玉川)白井幸夫(目

屋寧夫、岩上準二(北沢)大和田

利 男(品川)平森王衛、渡辺淑郎(荏 原)渡辺克巳(大森)東矢永久、 銭坪清明、岩本一志 (世田谷) 斎藤七郎(雪谷)富永源衛(蒲田) 秀(下谷)阿部晋、吉川太郎、平 **廣瀬敬(本郷)大谷哲郎、佐藤清** 布) 宮川秀哉、金子圭賢(小石川) 吉田平八郎、長瀬隆美(四谷)杉 (浅草) 江口実、篠崎三亀

柴崎正也、今村秀夫(芝) 角地弘行、渡辺高美、鈴木和男、 土方健次(豊島)平塚久夫、花田 子、最相省吾、

田子珠三、桂田裕(板橋)高野信 義久、坂内直治(中野)鈴木輝男、 夫、矢野忠美、斎藤久三郎、尾澤 江晋也、浅生博介 (淀橋) 鈴木忠 松田五郎、軍司隆司、 広義、小林時宗、**奥和義**(荻窪) 湖東京至、大島剛生(杉並)石内 山田勝章(練馬)

|秀、前田庸夫 [監事] (日本橋)木 夫、名取秀男(武蔵府中)遠藤高 山川巽(青梅)大竹茂(八王子) 小根山統丸 (淀橋)萩原咲太郎 田) 山内錬哉 (立川)石垣子左夫、 峯尾武志、猪俣敏成、伊藤公穂(町 二(江東西)栗原安二(江東東) 郎(江戸川)久保田光信、頼野彦 水乙治、山中淳(武蔵野)里村忠 小高英治(東村山) 森騏一郎、

雄、世永明子(王子)桜井勉、石 **隊介、村松猛、中村昌夫、山田照** 立) 平井修道 (江東西)百瀬澄 勇造(葛飾)惣洞和子、橋本芳治鶴目武志、桜井昭一(向島)町山

場をとっている。 するが、同協会によると「いまの ながりかねないとして、反対の立 は監査制度自体の形がい化にもつ 調する。このため簡易監査の導入 監査の意味を持たなくなる」と強 いる。 このほか中小企業団体は、負担

慮したもので、日税連ばすでにの いえば必ずしもそうではない。日 査は職域の拡大につながるため、 本税理士会連合会は「条件付き費 もろ手をあげて歓迎しているかと 小企業の負担増につながる点を考

小会社に守らせる必要のないもの れていないし、また規制の中には った国際的な大企業から、家族だ 日本電信電話、トヨタ自動車とい **社を超えている。特に株式会社は** された現行の法規制の一部は守ら では、大規模な会社を念頭に制定 会社があり、有限会社の数も百万 けで営んでいる八百屋さんなどま チェックは最小限必要なものばか る。 公認会計士が何カ月もかけて実施 現在の正規の監査は、複数の

につながることである。簡易監査 査の義務づけが中小企業の負担増 大きな問題もある。それは簡易監 させようという簡易監査の導入 務や責任などを区別し、はっきり など多方面に影響が及ぶだけに、 は、企業社会の発展に欠かせない すんなり「結構なこと」とはいか このため会社の規模に応じて義 方、税理士はどうか。簡易監

-などの意見をまとめている。

è

持つか疑問がないわけではない。 り、経営者の個人的信用に重きを 対しては、金融機関や取引先企業 できる形にする必要があり、この り合わせ、だれもがある程度納得 ためには、関係各方面の意見をす ある」(東京商工会議所)といって すほか、社会的混乱を招く恐れも 小企業の手数と経済的な負担が増 増などを理由に当然ながら一斉に 置いて取引関係を結ぶ例が多いか もその会社の会計処理の適否よ 簡易監査がどれほどの意味を 実際ほとんどの中小企業に 日本公認会計士協会といった関係

63 年 春成 立 り、おまけに関係者の間の意見の

へだたりは大きい。

今

秋 に 試 案、

る。その後、法務省は早ければ十 入されるかということ。導入には という問題とともに、いつから導 が簡易監査の導入を含む商法第三 間で考えられている今後のスケジ 次改正案についての試案をまとめ 審議会商法部会(法相の諮問機関) 当然、商法をはじめとする関連法 は、簡易監査がどんな形になるか 中小企業にとって気がかりなの まず今年十月か十一月に、法制 求める。その回答が各団体から最 りだが、問題はそれほど悠長では 調にいけば六十三年の春に成立す めどに法案の要綱が最終的にまと ころから審議を重ねて各方面の意 後。これをもとに商法部会は八月 る見通しである。 まる。そして国会に提出され、順 終的に出そろうのが来年の七月前 「まだ先の話」といえばその通 簡易監査がどんな形で導入 六十二年の五—六月を

団体に対し、この試案への意見を 京商工会議所など全国二百ほどの 克明に読んで問題点を話し合うと けて同部会の第二読会(現行法を

UCHIDA

とも八月には意見をとりまとめる することになった。ここでは遅く またこの三月には蔵相の諮問機関 団体は法制審の会合に代表者が出 企業をどこまでにするか②意味の ないからだ。①監査を義務づける 体的な内容がほとんど決まってい 向だけは打ち出されたものの、 最大の理由は、簡易監査導入の方 ことにしている。 である企業会計審議会も総会を開 必要があれば意見を述べている。 席、論議の経過を見守るとともに、 しく簡易監査を受ける中小企業の どれだけのチェックが必要か③新 ある監査にするためには、最小限 て今後の調整事項として残ってお このように動きがあわただしい 簡易監査制度のあり方を研究 といった細目は、 すべ

負担を強いられれば、 を必要としない小企業まで過大な 応の評価を得るためには、しっか 決して目が離せない問題なのであ たちにとって、 社会の活力喪失にもつながりかね い。しかし、そのために外部監査 らうのが有効なことは間違いな は健全」という、お墨付き りした外部の監査を受けて「経営 られるように、中小企業が実力相 ベンチャービジネスの台頭にみ 簡易監査の導入は わが国企業 をも

Hishku!

●人気の「2001」、5モデルのフルラインで オフィスコンピュータの価格帯フルレンジに対応。 帰するところ 人間が主役だから。

- ◆統合されたハードが違う。
- ◆統合されたソフトが違う。
- ◆統合されたパッケージが違う。
- ◆統合されたネットワークが違う。
- ❤️使い勝手か違つ。

新しい舞台だ、OAオフィス。



電子計算機事業部 本社·東京 〒104 東京都中央区新川2-4-7 TEL03(555)4124

成を引渡したりはしないと知った

を離れ、大久保忠隣の子の忠常も

康探索は熾烈を極めた。 この時に一せることになった。 しかし七武将

ると共に、三成は佐和山に引退さ

の兄)の取なしで家康に詫を入れ

その後、大久保忠世(彦左衛門

税

徳川家臣団

正信の子。永禄八年(一五六五) 本多正純の経歴のあらまし のだった。 の帰参がかなったように伝えてい 名な家康の「伊賀越え」である。 いに三河に無事帰還せしめた。有 五月従五位下佐渡守に叙任された にあり、天正十四年(一五八六) る。「是よりして後、徳川殿の御覚 間も全国を放浪していたことにな るが、この説だと正信は約二十年 て軍国の議に与る」と「藩翰譜」 え大方ならず、常に御側に伺候し 「藩翰譜」では、この大功で正信

りませんか。チャンス到来です。 る。家臣の多くは「三成は事ある 成引渡しの要求が届いた。『懐ろ の一策、伏見の家康邸に逃げ込ん 引渡されるべきです」と騒いだ。 毎に殿を除こうとしていたではあ できた。直ちに清正達七将から三 が三成を襲撃し、何と三成は窮余 藤清正・福島正則ら七人の武断派 下は家康のほうに近づいてきた。 いる。前年に秀吉が死んでおり天 九九)に前田利家が大坂で死んで か否かの算段は家康の胸三寸にあ に入った窮鳥』を清正達に引渡す 関ヶ原戦の前の慶長四年(一五 との利家の死んだ晩である。 加 5

主となる。ただ正信は清廉寡欲を 向宗の信者で、永禄六年(一五六 身分の低い鷹匠だった。熱烈な一 守ったのに比し、正純は権勢に奢 揮って、正純は功により宇都宮城 臣として重用され、親子で権勢を 生まれ。通称八郎。父ゆずりの謀 し、出羽由利に配流。寛永十四年 り所領も多きを望んだので、一六 三)の三河一向一揆の折には一揆 二二年宇都宮釣天井事件に 連座 に加わって家康に歯むかい、一揆 (一六三七)に七十三歳で没。 正信は、三河武士でも若い頃は 「伊賀越え」の奇略は正信 4 三成は大義で死を、と進言

の本能寺の変の際に既に非凡の才 十二年後、天正十年(一五八二) 10) の姉川の合戦には参加して 帰参がかなって、元亀元年(一五 **%戦後であるが、姉川の合戦から** 正信が大きく登場するのは関ヶ のまま退出したという。 家康が三 あれば、何も申し上げることはご ざいませぬ。失礼致します」とそ 信は「安心しました。ご思案中と 家康が「今頃何事か」と聞くと、 じゃ」と家康は答えた。すると正 三成を如何に遊ばすかと」と聞く。 「それじゃ。ずっと考えているの 正信は「余の儀ではござりませぬ。 成は攻めた牲掃部を連れて秀忠軍 勝手な行動をしたとし、 ようとするのを防いだいだからむ 張した。そこで牧野康成の子の忠 しろ賞められると思いきや、正信

木津川の上下に篝火を焚き防備艦 れておいて、急ぎとって返し、間 部半蔵らに守らせて家康を伊賀伝 はそこへ押し寄せた。その隙に服 勢を固めた。果たして光秀の軍勢 もなく家康殿が来られると触れて 布陣させ、家康を多羅尾の館に入

分の二は殿に帰属するでしょう。 そうとする者もいるし、太閤の恩 なか討滅ぼすことは難しい。だか 三成は大義で死に至らしめるべき まず、間もなく殿に背く兵を挙げ することは不可です。たとえ生か くのです。ですから三成を闇討に ず、三成を憎むあまりに殿になつ ら殿を唆して殿の手で三成を討た です」と進言したので家康は、秀 るでしょうが殿の敵ではありませ しておいても彼はこのままでは済 を受けた猛将達は秀頼には背か 康をして三成を護送させた。 吉の養子という名目で人質に出さ ん。その戦いに勝てば、天下の三 れ結城家を継いでいた次男結城秀 政であることを述べたが、康政よ を激怒する家康を説得したのは康

攻めた者達は、敵が食糧を確保し 部将達と一緒に秀忠軍にあったの た話は何度も述べた通りだが、 され、関ヶ原戦に間に合わなかっ ら外へ出て稲を刈取ろうとした。 原ら武将と不仲が決定的になった この時榊原康政や大久保忠隣らの め、敵兵を城内へ追込んだところ、 といわれる。ある日真田勢が城か が正信だった。そしてこの時、 信州上田城の真田昌幸に釘付けに ヶ原合戦の時、秀忠軍が中山道で 正信が怒って引返させたという。 太夫と牧野康成の兵の牲掃部が攻 それを大久保忠隣の旗奉行杉浦平 慶長五年(一六〇〇)九月の関

が鎮圧されても帰順せず、十年近

も全国を放浪している。

が大きくなっていく。又、周 とになる。 のために折あらば足を引張ろ 囲も表面は勢いに乗っている うとしている。勢い尽きると

やとしなくなる。秋風が立っ 代のようには周りも、ちやほ て人の心が判るということに

上して貰える人間が三成です。三 談した。正信が「三成を殺しては と今度は家康のほうから正信に相 成は敵も多いが味方も多く、なか なりません。やがて天下を殿に献

協

没す。七十九歳であった。

家康と呼吸が合っていた という文言はどこで聞いたか この「好事は無きに如ず」

と段々といい気になって態度 人に尽くすが、調子よくいく とき、当座は恩にきて周りの 立てで、役職についたりした の常である。思わぬ人の引き 少とも傲慢な心を抱くのは世 の言った言葉だと思う。たし かに好運に恵まれると普通の **人は直ぐいい気になって、多** ままを素直に受けとることが ಶ್ಠ 大切ということなのではない

以上に家康に信任された。しかも 武将達はこの遅参が当然正信の所 たことも何度か述べた通りだが、 責任は問われず、むしろそれまで 家康にどう弁明したものか、何ら 行のせいと見ていたのに、正信が 「榊原康政」の項で、この時遅参 康に言えるのも正信ならではで、 これを見ても如何に家康・正信の 正信に対する不信感は憎悪にまで いる。榊原康政や大久保忠隣達の ことができると後世に伝えられて 呼吸がピッタリ合っていたか伺う お怒りになるものでは ありませ 慮からではなかったか。そんなに 殿を死に至らしめたのも、殿の短 るという説がある。正信は「信康

が流れた。「どうしたものかのう」

正純

りも正信の諌言を家康は聞いてい

(税理士・今村秀夫)

募って行く。



ほうがいい」と言われると何 とのように「好いことは無い である。それにもかかわらず、 をしている。少しでも好いこ とをのぞんで営々として努力 めぐり会い、財産を築き、そし 味なものをたべ、良き異性に とはないかなと思うのは人情 て社会的地位に昇っていくと 我々は生きている限り、美

は無きに如ず」の真意は、 いう諺のとおり、逆境にあり り、又、人間世界で勝手に定 過ごすことを目標にしていく ととは忘れ難いものである。 ながら目標をもって努力した ではなく、無になってありの たがって、生起した事象を一 価値判断は人それぞれであ ようにというように解され とう考えていくと、「好事 好い事も悪いこともある もともと好いか悪いかの 一々とらわれることなく

無きに如ず

は旅をさせよ」とか「若い時の される事が多い。「可愛い子に たときの方が懐かしく思い出 あって目的をもって苦労をし 自分自身を省りみて、逆境に 芽のでない人もいる。しかし、 るが運がないのか、なかなか なり、孤独をかとつことにな 苦労は買ってでもせよ」とか 反対にいつも努力はしてい り変っていない。百人一首に「契 の鐘を聞く。」と奥の細道に書い 木も、終にはかくのごときと悲 羽をかわし板をつられる契りの のもここである。 末の松山波とさじとは」とある りきなかたみに袖をしばりつつ しさまさりて、塩釜の浦に入相 う。松のあいあいみな墓原にて、

ている。今の景色もこれとあま

がかこいのある水の中に横たわ ものの、肝心の川は暗渠となっ っていて、地元では沖の井とい 石、これは今は風情のある大石 の松山のすぐ近くにある沖の 名なところが集まっている。末 てしまっている。 野田の玉川は今は古跡はある この様に歌の名所がこのあた このあたりには歌枕として有

であろうと推察される。 の末頃まで政治文化の中心地と た所で、奈良時代から平安時代 する大規模な地方官庁がおかれ ろうか。多分、多質城が大宰府 りに集中しているのは何故であ にも比肩すべき東北地方を支配

蝦夷の国の界を去ること一百二里。 多賀城。京を去ること一千五百

りかえると、塩釜の手前に多賀 な気がする。仙台で仙石線に乗 新幹線よりもゆれが少ないよう の遺跡の豊富なところである。 城という駅がある。 ここは古代 まず駅のすぐ南に末の松山があ 設備が新しいせいか、東海道 下野の国の界を去ること二百七二里。 靺鞨の国の界を去ること三千十四里。

立っている。芭蕉はここで、「末 ところの松の大木の下に石碑が れ、いくらか高台になっている る。平安時代にはこのあたりか の松山は寺を造りて末松山とい ら松原越しに海が見えたといわ 将軍藤原恵美朝臣朝落、 従四位上仁部省郷兼按察使鎮守 寅に次る、参議東海東山節度使 四位上敷四等大野朝臣東人の置 子に次る、按察使兼鎮守将軍従 く所なり。天平宝字六年歳は壬 * 此の城は、神亀元年、歳は甲

いる。 悦び、羈旅の労を忘れて、 落つるばかりなり。」と感激して 心を関す。行脚の一徳、存命の き千歳の記念、今眼前に古人の はじめは城柵の様なもので、 芭蕉は奥の細道で、「疑ひな 天平宝子六年十二月一日

即ち計帳の一部が発見された。 あるいは白河関、勿来の関を前 たものと思われる。 の先に城柵が作られ、次第に政 紙文書で税をとるための台帳、 に壷の中にしいた紙が漆とくつ 庁としての諸施設が調つていっ いと推定する。 しかしその後そ ついた為に残った、いわゆる塗 進させたようなものかも知れな この多賀城で漆を保存する為

ていないが、次第に大宰府と同 政府に報告していたものとみら を八十あまりの国に分け、さら いる。まだそこまでは認められ し、財政や人口の様子等を中央 められてくる書類や租税を保管 多賀城ではいろいろの所から集 に郡、里(郷)に分けていた。 多質城は発掘調査が継続して 奈良から平安にかけては全国

み ち

の

ひす谷あたりで地表に出る。

上野駅を出た新幹線は、うぐ

< 45 >

常陸の国の界を去ること四百十十里。



★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

/委員長/新井清光 (早大教授)

小委員会のメンバーは次の通り

正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



発 行 所 第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電話 (816) 3346 下田友吉 / 1部 編集人 岡田一馬 年極 1,000円

会員の購読料は会費に含む

目 次

·頁…企業会計審議会審議始 まる、法制審商法部会 も小委員会

二頁…歴史考察、税の歴史、 銘語録

特別部会小委員会から

審議方針及び特別部会の下に小委 映させることが決定された。 の作業を行い、その結果を特別部 員会を設置して調査・分析のため 会に報告して同審議会の審議に反)現行正規の監査の実態及び意義 審議方針は次の三項目である。 現行正規の監査の意義に関す 現行正規の監査の実態把握と

法

制

審

商

小規模会社の経理処理体制等

調査・分析のための作業を行う。 ③諸外国の小規模会社監査の実態 キング・グループに分かれて、 小委員会は、この三項目毎のワ 制度面の調査及び運営面の実 を開き、大小会社区分立法の改正

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

<委員>中島省吾(フエリス女学 院長)、高鳥正夫(慶応義塾大教 〈会長〉青木茂男 (早大教授) 特別部会のメンバーは次の通り れた模様である。 計算・公開の問題点が採り上げら 的な枠組のうち、株式・持分及び 第二読会として三回目の小委員会 ることも本紙で既報しているが、 審議内容としては、

改正の基本

である。

③株式の譲渡制限の定めをした会 ①株式の譲渡制限の取扱いすなわ き種々の議論がなされたらしい。 官の報告に基づき、次の各項につ 容は必ずしも審かにしないが、と ②相続・合併により株式・持分の に角、稲葉威雄法務大臣官房審議 一、株式・持分においては―― 移転を受けた者に対する売渡請 同審議会は非公開なので審議内 ち譲渡につき承認をする機関。 表を参考人に招き、今次商法改正 民)では、公認会計士・税理士代 から中谷洋一理事(近畿会)、日税 問題に関し懇談会を開いた。 連から大塚三郎商対委員長、TK **肾**言 (片岡情一委員長・富山二区、 参考人は、

 $\dot{\equiv}$

情報センター会長)、久保田晃(日

企経済新聞社友)、

村山徳五郎(日

曾院大教授)、志場喜徳郎(㈱市沢

教授)、中村忠 (同)、前田庸 (学

(z)、會田義雄 (同)、諸井勝之助

(新潟大教授)、森田哲弥(一橋大

⑤閉鎖的な会社において権利を抑 ④株券の不発行。 圧されている株主・社員の株式 社の株主の新株引受権。 Cから飯塚毅会長の三人が代表と 述と趣きを異にし、参考人の意見 と委員の質問の交換を円卓で行う という懇談会形式で進められたた して出席し、意見陳述した。 ただ、この日は従来の参考人陳

長)、宇佐見隆男(法務省民事局第

菱倉庫副社長)、錦織瑾(全国中小 正淳(神戸大教授)、佐土井滋(三

/臨時委員/武田昌輔 (成蹊大教

新井清光 (早大教授)、高田

4公認会計士協会副会長)、西浦保

(日本税理士会連合会副会長)。

判所が如何に対処できるかに関し の保護、パ買取請求等に対し裁 て意見が出されたといわれる。 不発行の場合の株式の譲渡と取引 渡請求を決定する機関、 計算・公開においては 回株券の 報道されているので、参考までに いないので、 め、国会の会議録には記録されて には大塚委員長の陳述という形で 内容の詳細は不明で

뜨

成できない。

曾院大助教授)、南光雄(公認会計

部会長)が、昨年末から第二読会 法制審議会商法部会(鈴木竹雄

試案作成のための作業に入ってい ②登記所における計算書類の公開 決算公告の省略。 の制度の導入。

③会社における計算書類の開示は

一条の基準に担当する有限会社

①大会社以外の株式会社における まず公開に関し、 株式・持分及び計算・公開の問題点を検

討

⊕会計監査人の監査の商法特例法 計算に関しては、 等が議論されたやである。 現行の通りにする。 法部会も小委員会 把握の場合、大蔵省から四月二十 六月六日と会合を重ねる予定であ たとえば、小規模会社の実態

経理処理の体制について実態把握

部統制組織の状況に重点を置いた

ઇ

<第二グループ>小規模会社の内

る中小企業の会計適正化を審議す 省の要請を受けて、特別部会を設 審議会(青木茂男会長)が、法務 蔵相の諮問機関である企業会計 士)、宗村秀夫(同)、和食克雄(同)、 寺沢隼人 (同)。 佐藤豊夫(税理士)、佐藤裕志(同)、 以上いずれも敬称略・順不

基づいた現行正規の監査業務内容 同。四月二十四日現在。 び過去の議論等に基づき、現行の を把握すると共に、監査の実態及 <第一グループ>データ、 小委員会の具体的な作業は、 て六月中に小委員会としての原案

になった件は本紙三月号に既報し

そのための特別部会第一回会合

正規の監査の果たしている役割に

ついて検討する。

監査」導入の可能性を探ること

るなかで小規模会社に対する外部

省へ回答される見込みである。 をとりまとめ、七月中に特別部会 計審議会の全体会議にかけて法務 としての報告書、八月中に企業会 小委員会は今後五月二十三日、

△第三グループ>諸外国の小規模 会社の監査について制度面、 こととしており、これら各グル

アからの作業結果の報告を受け 運営

各界から注目されている。

を行う。

見られるだけに、 帰趨に少なからぬ影響を及ぼすと 会の審議結果が、今次商法改正の いずれにしても、

理処理体制及び内部統制組織につ れぞれが各会社のサンプルを集め いて五十項目に及ぶ質問事項が提 て調査・分析するという形で進め

③一定規模以上の株式会社及び有 等について審議が行われた。 限会社への会計専門家による

問題に関連して、「監査」という用 新聞等による公告は不要ではない 語を用いることによる摩擦を避け いても登記所での公開があれば、 また、会計監査人の外部「監査」 その際、公開では、大会社につ というような議論もあった。

見も出たが、銀行検査と紛らわし くなるとて「調査」という用語が いるのはどうか、というような意 るために「検査」という用語を用

出てきた。 つか。任意監査の規定が法律上必 しかし「調査」の語も適当かど

等についても議論が続いた。 定規模及び会社数をどうするか。 ており、その間に、準備会におい 要かどうか。「調査」を要求する一 一十二日に開催される予定となっ次回の同部会小委員会は、五月 ・更に細かい点まで掘下げて問題 いよいよ改正試案作成への

衆院法務委員会で 公認会計士 税理 士の 問商 題法 参考人交え 懇談

配慮をお願いしたい。 重に検討されることを望む。 赞成できないので、 的には賛成であるが、必要以上 いては、 公開・非公開という画一的な基 小会社に現在以上の負担と過重 の規制の強化につながる事項は な規制が行われないよう最大の 務運営の簡素、合理化には基本 会社の規制の分化については わが国経済の発展を支える中 法務省の今回の改正作業につ 小規模な株式会社の業 今後更に慎 ③中小会社にも現実的に受け入れ ②社会的に有用な制度であるこ Ę, ①正規の監査とは異なった限定さ 可能な制度であること。 については、 配慮したものであること。 れた監査であること。 会計専門家による外部「

P

日本公認会計士協会

準によって区分する方向には賛 社の範囲(資本金五億円以上又 会計監査人による監査強制会 をもとに各方面と協議したい。 第一次検討資料を作成した。これ というのが大塚委員長の陳述で の条件を満たすべく検討を進め

「監査」人の負担と責任を

あり、 る審議も次第に活発化する模様で るものは、 を報じている通りで、国会におけ 税理士会作成の検討資料な

この問題は、既に前回昭和五十 大する方向には強く反対する。 は負債総額二百億円以上)を拡

動きはあわただしくなってきた。

新

売

世界の童話シリーズ絵柄を、 カッターにオンしました。 Forjou 🍪 🕏



taf ** TV **%** . 4m . 4m . 10 12 \$**2**" ●コーヒーカッ









%二千八ン株式会社

東京支稿:〒103 東京都中央区日本橋本町2-2 小津ビル TEL(03)666-3101代 本 社,:〒102 東京都千代田区九段南2TB3乗1日 第二 社,: 〒102 東京都千代田区九段南 2 丁目 2 番 4 号 TEL (03)263-0151(大代表)

札幌支店:〒060 札幌市中央区北5条西6-2 札通ビル仙台支店:〒983 仙台市幸町3-11-3 郭小西ビル大宮支店:〒380 大宮市宮原町3-47 新潟出獲所: 〒595 新潟市米山35 大店ビル横浜支店:〒221 横浜市神奈川区金港町3-3 第9大塚ビル 名古屋支店: 〒460 名古屋市中区栄5-26-39 タカシマ名古屋ビル 金 沢 支 店: 〒920 金沢市問屋町1-93

☎(011)231-2310ff ☎(0222)97-21556♥
☎(0222)97-21556♥
☎(0486)66-74956♥
☎(0252)46-32616♥ ☎(045)453-3151(ft) ☎(052)261-1441ft ☎(0762)38-0801(ft)

京 都 支 店・〒601 京都市南区唐橋川久保町29 大佐ビル 大阪支店: 〒541 大阪市民軍権制で入場・1人によった。 本のよ: 〒551 神戸市中央区北長鉄通4-7-22 兵庫県ゴム会館 位(078)392-1266代 本戸支店: 〒733 広島市西区製音本町2-7-21 兼光ビル 高松支店: 〒760 高松市中央町17-28 高松支店: 〒760 高松市中央町17-26 福岡支店: 〒810 福岡市中央区薬院2-17-22

☎(075)681-1781∰

慶長八年(一六〇三)二月の幕

の合戦であの手柄をたてたし、祖銘じるのじやぞ。そちの父は、あ 以外の何ものでもないことを肝に お前達を立派に育てようとのお心

へ心の機微をうがった綿密なもの

家康好みのものであった。

もとより正信の知謀そのものも

きめのこまかい正信の知謀

達への殿の有難いご教訓なのだ。

と思ってはならぬぞ。これはお前

第

忠勤一途に家康に仕えたのだが、

り引下げてもつべし云々」と論し 儀を慎み候へ。 位階職分は身上よ

正純は父親と同じではなかった。

有難く二心なくご奉公を勤め、不

かど、
ご慈悲にてまた召出され、

別をいたし、ご勘気をこうむりし 暗愚にして、一旦若年のころ無分

ふらち者めがッ」と家康よりも激 ことを致したのじゃ。あのここな

しく叱りつけた。正信といえば家

すべからず、不忠の頂上は奢より

平伏している。かえって家康のほ

呼んでいるほどの人物だから、そ 康でさえ日頃老祖(おやじ殿)と

の近習は恐れおののいてひたすら

うが間がわるくなって、苦笑する

ほどだった。その家康を見すまし

てから正信は語調をあらため、 「いいかな。そちは叱られている

よく勤めたり。第一、心底奢をな 肖の身にてお口真似いたし、首尾

外はなし、万事へりくだりよく行

協

謀は絶対のものだったのである。

を変え、「殿のお怒りはまことに

で尤もです。そちは何たる馬鹿な

正信は、子正純に「われらこと

であって、秩序一辺倒で道理よ た。フロイトの「代償」の戦国版

りも上意を優先させた家康にと

っては、正信の忠誠心とその知

られない人間で、家康に帰順して

彼は絶対者に帰依しなければ生き う情熱の持主だった。したがって

の叱責の仕方にも伺われる。

からは家康がその「代償」であっ

で宗教上の絶対者に帰依するとい

せず、京都から加賀と遍歴してま

た。というのは、前述したように

てご威光が薄くなります。取締り一 は時間をかけ、じわじわと真綿で が余もそうじや。気に入った」と 大笑いしたといわれる。 です」と進言している。 首を締めるようにやるのがよいの あるいはまた、家康と正信が如 のない下心があったという見方も

じゃ」と言う。すると正信は顔色 はこれこれのことをしでかしたの 口から泡を吹きながら、「こいつ か」と正信が間に入った。家康は 怒していた。「何事でございます 何に呼吸が合っていたかは、正信 ある日家康は、近習の過失に激 弼した。上総国東金(現千葉県東 当然家康以外の者には禁猟区で、 を代弁する後見人として秀忠を補 が二代将軍となると、家康の意志 康が来かかり、彼は激怒した。 年一月、青山と内藤は餌差に命じ て罠をかけ鳥を捕えた。そこへ家 農民から訴えがあった。慶長十一 野鳥がはびこり農民に被害が出て 金市)に家康の御鷹場があった。

じたものであろう」 すわけがない。さだめし将軍が命 「二人がそんな大それた命令を出 「誰の命令じや。馬鹿者めが」 青山・内藤の命とわかると、

忠成・清成と共に老職に励んでお や、この寒いのに」と家康は言っ 正信にはかった。正信はさっそく 役儀を召し上げ、切腹させようと い。仕方なく秀忠は青山と内藤の かったが、家康は局を引見もしな 阿茶の局にとりなして貰おうとは した。驚いた秀忠は、家康の愛妾 りますが、両名はこのたび大御所 咎めにてか若殿に付けさせられ、 お仕えしておりましたのに何のお た。正信は「某儀多年殿の傍近く 家康に目通りした。 「また何事じ と、江戸の秀忠の下に使者を出 驚いた秀忠は、家康の愛妾 妬心と権勢欲は肉体の衰えと い。」とのべている。 つづいて「食欲や性欲の肉体 部教授で専門外の評論活動 嫉妬心といえば一般的に男

係において一人の人間の昇進 期入社とか、先輩、後輩の関 が、競争社会においては、同 陰口をたたかれ足を引張られ いく。そのときは、 羨望が強烈な嫉妬へとなって がずば抜けることがあると、 いつかは 本人は順

にと命じた。正信はそれに対し、

大声を出されて咽喉が乾いておら して勤めることぞ。何じや、殿が

れるのにお茶を差上げておらぬで

忠が家康を恐れはばかっていると また急に」といぶかる。正信は秀 せ」と願い出た。家康は「なんで 再び殿のお傍へお戻し下 さりま

「殿、このままでよいのです。江

に出府してくる者には二つの態

はないか。さざ、すぐ致せ」

起きた。家康は厳重に取締るよう 行儀を乱し、遊興にふけることが 名の家臣が江戸に詰めはじめると 踵したが、 参勤交代のため地方大 **府開設後は奉行衆の一人として活**

殿がお忘れのはずがないのじや。

父はかの城攻めでかの忠義があり

の御意に叛いたとかで切腹させら

女間のことと思われ 勝ちだ

自分をしっかりみつめるしか

ない。又、自分の嫉妬心を正

か、仙台藩は六十二万石、つま

は片倉小十郎景綱である。

こういう様な経緯があって

れようとしています。 某もいつ腹

それを思えば、今お叱りを受けた

を召されるかはかり知れず、何卒

にしても落胆する必要はない。心

をきくやからである。 反省心 誠に始末が悪いのは、

第 1 5

記」等に見えている。

近づく大坂の陣への布石 しかも、きめこまかい心遣いでし

閉門は許したが役職は免ぜられた

かったと、「明良洪範」「武将感状 れたり、閉門を命ぜられる者はな

> は正信の意を察し、秀忠、 で心配で」と言上したので、家康

以下が厳しくやることがなくなっ おやりになってしまうと、一代様 5号

悪所通いを禁止したりすれば、

帰伏している者ですが、もう一つ

はじめた家康の怒りはいつしか静

と諭した。苦笑しつつ茶を喫し

腹では、某のように遠慮なく諫言

している者は切腹どころか串刺し

まっていた。万事との調子で、正

かばい立てしながら、極めて抜目

康への忠誠心は人後に落ちないわ

さきに紹介した徳川四天王も家

正信の忠誠は絶対者への帰依

けだが、正信のそれは信仰であっ

ある。正信は、青山忠成、内藤清 いたのだが、慶長十年四月、秀忠 東総奉行、江戸町奉行を兼役して 成と共に既に慶長六年十二月、関 | が二人のライバルを陥れ、自己の

のための布石と見るほうがむしろ ではないかという見方も存するわ 正信を評する見方にふさわしい。 くで、この事件は、江戸と駿府の けである。しかし家康が江戸から 地位を不動たらしめるための謀略 呼吸の合った家康と正信という名 二元政治での駿府からの遠隔操作 駿府に移ったのはこれから間もな 優の演出・演技であった。

> 確実に統制下においている。やが り駿府の家康派が江戸の秀忠派を 陰謀があったといわれ、これによ だ。この裏にも正信・正純父子の 安の庇護者大久保忠隣にまで及ん

て始まる大坂の陣に備えての家康

に成功したのである。

今村秀夫)

な嫉妬心である。

なってゆくのだから始末が悪 何級数的に、しつこく奥深く ねるほど、ますます増大し幾 反比例して、齢を重ねれば重 つれて次第に減少するが、嫉 さて、主題に掲げた文章に 谷沢永一氏は関西大学文学 テレビに活躍中である。 は、他と自分を比べることな く、わが道を行くではないが、 持を抑えて平静でいるために られなくなる。このような気 に困ったものである。 内心快哉を叫んでいる。

る。

当方がすべてについて知って である」から一番肝心なのは、 いるという事実を相手に悟ら ることを深く憎み恐れ忌むの 求め、一方、他人が智者であ 目己が智者である事を切実に

要で、宮本武蔵が「五輪書」

悪事は、厄介至極 谷沢永一 百言百話

みても隣りに蔵がたてば腹が 立つではないが、やはり、人の いられない。自分自身を省り ところかまわず相手の悪口を 出世をみると内心穂かではい しかし、他のことはいって

制をきかせることである。 しく認識して、できるだけ抑 さらにこの本で、「人間は かったが、家臣の数は多く、大 るわけであるが、給与の支給方 れらの家臣には給与が支払われ 名中第一位にあったという。こ り加賀や薩摩よりも石高は少な 方知行…禄高と同じ石高の一定 法には次の三種があった。

①地

された扶持米。切米手形といっ

(十月) に期限をきって支給

理 士 自ら意識せざる

戦いをはじめようとした時、両 との対立が激しくなってまさに の二人をもうけた。政宗と義光 鉄砲で父諸共に義継を殺した。 うとせず、ようやく和解を成立 に、義姫が興を乗りつけ、動こ 軍が展開している国境の山上 にこし入れして、政宗、小次郎 出羽山形の城主最上義光の 義姫は米沢の伊達輝宗の所

政宗は思いきって弟を殺した。 挨拶に行った時、弟を立てよう た。その為参陣の出端をくじか 母は実家の最上家に逃れていっ とした母義姫に毒を飲まされ 解毒薬で生命をとりとめた の場合はそこで生活した。 上級の家臣団は仙台城下に屋

唯一の城であった。ここの城主 台城を除いては自石城が、領内 った。といっても伊達領では仙 館は城、要害、所、 、在所の四

武将から近世大名へと転換して れた政宗は改めて出発し、戦国

知行所とか給地といった。また を分与したもので、その土地を の土地を指定して、その領主権 の子重長は大坂夏の陣で活躍し るからと断っている。そして一 氏の封を受けただけで十分であ 万石に封じようとした時、伊達 真田幸村の娘なのである。 万三千石で満足していた。景綱 に参陣を促した。秀吉が三春五 景綱は小田原の役の時、政宗

< 46 >

達 政

伊

子七人に切腹が命ぜられ、累が長

正が暴かれ謀叛の疑いも出て、遺

あり老中にまで昇った。が死後不

伊豆などの金山銀山開発に功が

長安は死んだが、彼は佐渡・石見ことができる。慶長十八年四月に

それは大久保長安事件にも見る

城主畠山義継がどうした事か政 松との戦のあと投降した二本松 である。天正十三年芦名、二本 たくましく運命を切り開いて行 さまじい環境におかれながら、 宗の父輝宗をとらえて自分の城 った者が多い。例えば伊達政宗 戦国時代の武将の中には、す た米殻を蔵米といい、蔵米の落 れるもの。領主の倉庫に貯蔵し たる米またはその代金を支給さ 行高に応じ、公定の年貢率にあ 行所、給地の指定を受けず、 て切米と引き替える手形で渡さ 札人が米商に発行した切手を蔵 れる事もある。 ③蔵米知行…知

が小田原参陣を決意して母親に に連れて行こうとした。 政宗は とうした事もあってか、政宗 なって近世的な藩体制が確立さ ず、中世的な貫高制をもってあ 行が基本的に行われていた。し て行ったが、仙台藩では軍制の 方や蔵米等による俸給制に移っ 米切手といった。 的な石高制によってあらわさ かも知行高を表わすのに、近世 た中級の武士以上の家臣に対し 中枢をなしていた平士といわれ れると、地方知行から切米扶持 らわしていた。 ては、江戸時代を通じて地方知 多くの藩は江戸時代も中期に

たっては幕府の許可が必要であ 種類に分けられ、城の修復にあ 地にも館を与えられ、明番無役 台城)に登城していたが、知行 敷を持って、そこから青葉城(仙

東洋紙工株式会社



社 〒120 東京都足立区柳原 1 -35-4 大阪営業所 〒581 大阪府八尾市新家町1-15-3 名古屋営業所 〒465 名古屋市名東区よもぎ台3 ―219 札 幌 営 業 所 〒003 札幌市白石区本通り 4 丁目南1 -10 福 岡 営 業 所 〒812 福岡市博多区吉塚 3 — 2 —22

TEL.03-882-8161代 TEL.0729-97-8455 TEL.052-773-8551 TEL.011-864-5125 TEL.092-611-7158

-局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

中小企業の会計適正化を審議する

や論点が述べられているだけで、

同報告書は、実態の客観的事実

「かくあるべし」とするような代

び高承のように同特別部会は、

4かで小規模会社に対する簡易監

いとする法務省の要請を受けた企

背景や狙いは理解し難いが、 案は示されていないため、内容の

監査制度の実態より成っている。 理処理等の実態、第三章諸外国の 査の実態、第二章小規模会社の経 審議方針どおり第一章現行正規監

あること及び米国・西独・米国に

ないであろうことは間違いない。

コンセンサスを求めなければなら

が表明されている。終章において、 ンピレーションも監査ではない旨 監査であり、米国のレビューやコ

小規模会社の内部統制が不十分で

導入問題につき更に広般な各層の

報導をしているが、

いずれにして

一章は、

し間接的には法務省案では問題の

正常化をはかる

会特別部会報告を公表した。 る実態調査報告」と題する同審議 規模会社に対する外部監査にかか 月二十九日に、七月十八日付の「小

規模会社監査の実態という審議方

行正規の監査の実態及び意見、② ーキンググループに分かれ、

制組織などの不十分な小規模会社

確認している。第二章は、内部統

小規模会社の実態、③諸外国の小

に同報告書抜萃を掲載。

なお詳 \subseteq 企業会計審議会(蔵相の諮問機

会長青木茂男早大教授)は七

は更に小委員会を設け、三つのワ 機関であった。そこで同特別部会

多いことが読み取れて、したがっ

計画や日数、時間、経緯など実態が

ことが結論になっている。

前出日本経済新聞は、「これに

紹介され、

正規監査をあらためて

簡 易

監査

制

度導入

問

題更

に

広般な議論

Λ

しくは日本公認会計士協会機関誌

CPANEWS

会計ジャー

審議会の名において公表、法務省

思われる。

同報告書は、序章、終章のほか

てきた」等の報道になったものと 案を決めるのは難しい情勢になっ か「これにより政府が年内に具体 再検討するよう求める報告書」と 示していた簡易監査システム案を 防止できない」とか「法務省が提 クを省く法務省案では不正経理を て日本経済新聞の「記帳のチェッ

西独及び米国においても本来は簡 報道している。第三章は、英国、 はパーセンテージの数字を上げて ている。この点では日本経済新聞 の実態調査結果が簡潔に述べられ

易監査制度はなく、あっても任意

分」(大蔵省)との声もあり、調整

は難航しそうだ」などとうがった

るが、「それらの案でもなお不十 などの案が話し合われるとみられ 内部のチェック体制を調べる―

門家に提出させるの会計専門家が る」との確認書を会社から会計専 が取引実態を正確に反映してい

いたものを慎重取纒め、企業会計 針につき、鋭意、調査、

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



行 所

一税理士協議会 東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル

電話 (816) 3346 発行人 下田友吉 (1部 100円) 編集人 岡田一馬 (年極 1,000円) 会員の購読料は会費に含む

·頁…第17回定期総会報告、企 業会計審議会報告公表さ 目 る、研修会報告

…「小規模会社に対する外 部監査にかかる実態調査 報告」(抜萃)

次三頁…歴史考察、税の歴史、銘語 録

四頁…暑中見舞名刺広告

浅井、

全議

原案どお

9

承認

山 决

佐門各副会長ときまった。

前原宜輝、太田昌

郎

新役員は

全員

留任

新ら

開会の辞を述べて開幕した。

つもご協力のほど有難うございま も無投票で、あまり活動できなか そがれた。税理士会の役員選挙 す。岩崎副会長をはじめ第一税協 あまり活発とはいえなかった。 ら下田友吉会長が会長挨拶に立ち 織づくりの段階であるが、若手税 った。税理士21世紀の会も未だ組 には有力者の物故があり、戦力が 「会長に就任して一年経ったが、 われる」と挨拶した。 来賓挨拶に立った岡部忠雄公認

いに協力し合い、発展を図って行 組織として活躍しています。お互 務部会約九百名は、協会内部のい 会計士特別税務部会長は「特別税 議事に入り、会則により下田会

長が議長席に就き、議事録署名人

彭

(組織部) 岸本勝次、

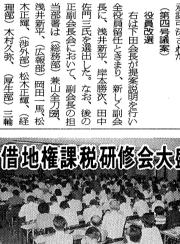
理部)木村久弥、

雌伏一年、新年度こそ、活発にし

が、「お忙しいところご出席頂き 総会を意義あらしめましょう」と うことはなかなか大変なことで 体が十七回もの総会を迎えるとい まして有難うございます。任意団 成立宣言があり、松木正輝副会長 れた。司会の岡田一馬副会長から 議会の第十七回定時総会が開催さ しており、十分な審議を行って、 六月二十日 (木)、第一税理士協 物故者に敬虔な黙祷を捧げてか 商法改正案で重要な年に遭遇 て税理士兼業公認会計士の特色を | に岸本勝次、丸山修司両氏を指名 何といっても会員増強が急務と思 21世紀の会もそうだが第一税協は 後共何らかの発展につながろう。 下田会長に会長を譲ったので、 た。清新の気を吹きこもうと思い とに角大過なく本会は継続してき ど申して挨拶とします」と述べた。 て行きたい。お願いや意気込みな 局面を打開して前進の方途を探っ 協としては独走せずに本部と協力 問題が大きな問題であり、第一税 本部も新執行部になる。商法改正 出して行きたい。 しつつ活動したい。とに角何とか 岡崎寿士名誉会長は「本年まで 公認会計士協会 9

承認可決された。 が提案説明を行い、 (第四号議案)

佐門三氏を選出した。なお、 正副会長会において、副会長の担 長に、浅井新平、岸本勝次、田中 石は下田会長が提案説明を行い 後の



に係る通達改正が近く発表される 表され、更に相続税法上の整合性 さきに法人税基本通達の一環とし 有して問題点が多岐にわたり実務 む)のすべてにまたがる複雑性を 百名に及ぶ予想以上の大盛会であ 月二十九日 (土) に開催され、 与税含む〉)実例研修会」は、 ことから多数の参加を見たものと 家が日頃頭をかかえていることと った。これは、 て借地権課税の新しい取扱いが公 人稅、所得稅、相続稅(贈与稅含 実務に役立つ、最近の借地権課 本会主催・渡辺淑夫氏講師 所得税、 借地権課税が、 相続稅へ贈

の土地の使用貸借等を中心に、 日国税庁長官から「相当の地代を の整合性に係る改正通達は六月五 が続いている。なお、 入、回答説明を受けており、好評 てからも質問者は講師控室まで参 がっての講義であった。 もながらの名調で微に入り細をう 権課税実務事典」を使用し、 キストとして渡辺講師の著「借地 をめぐる課税関係、借地権の更新 の返環をめぐる課税関係、相続税 る課税関係、借地権の譲渡・転貸 ましと沿革、借地権の設定をめぐ ・贈与税の借地権の評価、個人間 ・更改をめぐる課税関係、 研修内容は、借地権課税のあら 相続税法上 。会場から 借地権 終わっ 50

会長選任 報告事項 第十七期事業および会務報告 語り合った。 査法人公認会計士の問題から商法 の飯島岱蔵氏の分析などを熱心に らが交々、税理士、公認会計士の 改正問題に及び、次期日税連会長 将来の危惧や個人公認会計士と監

(第一号議案) 第二号議案) 第十七期 決算報告書

> 頂いたあと、新しく同協会理事に 士協会税務担当常務理事の挨拶を

(第三号議案) 第十八期 予算案 第十八期事業計画案

全員異議なく

石はいずれも兼山金刀圀副会長

当部署は(総務部)兼山全刀圀、

いについて」として発令された。 ついての相続税及び贈与税の取扱 支払っている場合等の借地権等に 氏、松木氏、下田氏、山田辰已氏 以上で議長としての下田会長は 田中 以て、第一税理士協議会新生第二 が、朗らかに健康に留意しよう」 との三輪三郎副会長の閉会の辞を 会社区分問題を考えると心配だ 「懇談は活発に終始した。大小

憇 ઇ 親会も、大小会社区分問題など活 公夫、樫原誠爾(税理士清流の会) 発な話題に終始し、また、例年どお 場所を替えての恒例の総会後懇 本多嘉憲(税理士桜友会)、中 板倉孝典、勝山

懇親会も活発な話題

年目の第十七回定時総会を終了し

降壇し、あと懇談にうつった。

懇談においては、岸本氏、

氏らのご出席を得て、 和やかに交

遅参した藤井豊三日本公認会計

NIKKA WHISKY

ブラック ラベルー ルトがおいしいと、ウイスキーもおいしい レンデッドウイスキーにしても、モルトが鍵を切 このところ密かに話題の、ニッカピュアモルト 原酒100% ウイスキー本来の香りやコクを担うモルト / 原酒をブレンド ニッカ 前へ出てゆけません。もっとも、ブ 質が、直接問われることになりま 一般のウイスキーとは違い グレ 中心。力強く、男性的な風味です。)、近頃わかりやすいお話でした。 っているのは同じこと。結局、 -00%のウイスキー。それだけ 中心。繊細で、やさしい風味です。 ピュアモルト

いずれも 500me 2,500円 (標準小売価格)





う が お 近 頃 も お いしいと、 っともな話題。

この商品は限定生産品です

(1)

また、帳簿棚卸及びその実地棚卸 小さい会社ほどこの傾向にある。 である会社が比較的多く、規模の

調査対象会社のなか

象会社でほぼ共通して行われてい

をみると、主要な会計帳簿の整備

経理処理に関する一般的事項

及び月次試算表の作成は、

税

の個別勘定科目、

決算関係等につ

協

経理処理については、一般的事

損益計算書・貸借対照表関係

第

れている会社はこれより少ない

記帳にかかる証憑書類が整備さ

経理規程の存在、予算統制、月次

れてしまうこと

③小規模会社の監査証拠入手の

いため、決算書類の役割が滅殺さ

べそのコストが大きいこと

の大きい会社ほど行われている。

調査対象会社のなかでは規模

(4)

決算の実施等についても同様の傾

ために行った調査結果は、

の通りである。

第一節

経理処理

11 規 模 会 社 大寸 す る 外

3

の大小に関係なく少なからず存在

れる会社は、調査対象会社の規模

態 詞周 查 幸民 抜萃 企昭 部 企業会計審議会特別的昭和 六十年七月一八 杳 審議会特別部分 (= カ` か 会日

実

章 等の 小 規模会社の 実態 経 理 処

正規監査を適用されてい

部統制組織の状況を明らかにする ない小規模会社の経理処理及び内 大要次 では規模の大きい会社ほど行われ社は多いが、調査対象会社のなか社は多いが、調査対象会社のなか ついては調査対象会社において共 により行われている。充分な額の 設定については共通して税法基準 通して実施されている。引当金の ②固定資産の適正な減価償却に

_ る。 が、他方全く行っていない会社もの方法で行っている会社が多い ある。 が少なからず存在し、この傾向は 債権のみについて行っている会社 会社規模の大小に関係なくみられ 状況の判断については一部の不良 ③不良債権の年齢調査及び回収 われている。なお、公開会社とは、 000社、私会社約八五方社とい 受けている会社は、公開会社約五、 (1)、(2)は貧略) 前述の会社法による法定監査を 第

最近の状況

節

英

玉

てみると、会計帳簿等の整備、 門家の指導を何らかの形で受けて 多いが、自社内ですべて行ってい は調査対象会社のなかでは比較的 財務会計についてのEDPの利用 大部分の事項について指導を受け いる会社が比較的多く、このうち る会社はあまり多くない。 ている会社が少なくない。 決算関係については、外部専 以上、経理処理の全体を通し なお、 公 いる。 みられる。 については、次のような論議等が 職業会計人は約三万人といわれて 体の会員は約一二万人、このうち 授権資本(五万ポンド)等の規定 又は有限責任保証会社である。 を遵守している有限責任株式会社 公開会社として登記されかつ最低 なお、 小規模会社に対する監査 会計監査役たり得る各団

目をみると、実現主義による売上

損益計算書関係の個別勘定科

!の計上及び発生主義による販売

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

上・購買に関する証憑書類が整備 会社で共通して行われている。売 費・一般管理費の計上は調査対象

(5)

ぼ共通して行われている。しかし、 用の計上、実地棚卸の実施等はほ 月次決算の実施、証憑書類の整備 は はあまり意味がないとする意見も 規模会社においては株式の全部又 であるとする意見がある一方、 取引先、金融機関等にとって重要 場合が多く、また取引関係者も一 は大部分を経営者が所有している 類について監査が行われること 会社経営に携わらない株主、 (2) ものではない。 見を形成するために用いられる が、会計監査役の責任を軽減する

第

節 西

独

科目をみると以下の通りである。

の大きい会社ほど行われている。

の大きい会社ほど整備されてい

調査対象会社のなかでは規模

正妥当な会計基準による収益・費

①小規模会社といえども決算書

書は、他の証拠と総合して監査意

にも広く行われている。この陣述

ができる旨定められており、実際

representation) を徴すること

役は経営者の陳述書 (management の監査指針においては、会計監査 ンド・ウェールズ勅許会計士協会 困難性に対処するため、イングラ

会社において共通して行われてい

①実地棚卸については調査対象

第二節

内部統制組

が実質上五〇%を超える会社が調 査対象会社の過半数を占めてい ついては、代表取締役一族の持株 ある。 上での問題点として、 ②小規模会社に監査を適用する 次のような

れている。

は

経済監査士法において定めら

職業組織等経済監査士制度の内容

経済監査士の職務、

経済監査士制度

| では規模の大きい会社ほど行われ 理 及び監査役の取締役会への出席が 監査役による計算書類のチェック 認は、調査対象会社のなかでは比 行われている会社は多くない。 譲渡・購入等の取締役会による承 書類、多額の借入、重要な財産の 七回であり、議事録の作成、計算 監査役が社内から選任さ

る。

取締役会の開催は年平均四・ 多くない。

テーションを実施している会社は いない会社や従業員の職務のロー 社ほどこれを行っている。 社は比較的多く、規模の大きい会 を一定の方式により行っている会 重要書類及び手形・小切手の管理 規程の存在する会社は多くない。 権限の委譲等について定めた 会計記帳の担当者が現金出納 (3) るためには、所定の試験に合格し

(4) 以上、内部統制組織について 要約すると、調査対象会社のなか では規模の大きい会社ほど比較的 諸規程及び権限の配分については 整備されているが、業務執行上の

いる。 最近の状況

が限定意見が付される場合が多 存在する。 る。また、最近調査したところに 業は約五00社あるといわれてい 〇人、経済監査会社は約八〇〇社 西独の株式会社数は約二、〇〇

により行われている。 ることが、当事者間の任意の契約 が、例えば金融機関等からの融質 の作成について一定の保証を受け ている税理士等によりその決算書 に際しての要求に基づき、 の監査を受けていない有限会社等 また、EC第四号指令(注)に なお、以上のような経済監査士

評価方法、開示方法、監査等に 逛 EC第四号指令は、EC

整備されている会社は多くない。 点が指摘されている。 監査制度 の 多いこと等の事由により行われて

章

諸外国 実態

の

者にとって、監査による便益に比 い証拠の収集が困難であること 公会社自身及び決算書類の利用 í に経理の重要性に関する認識が よれば、経済監査士は約四、〇〇 (4) 〇社あり、また開示法適用対象企

る。 かなり拡大される見込みである 監査義務を負う有限会社の範囲が ついての国内化法案が、現在、議 会で審議中である。開示及び法定 が、その具体的基準等は現時点で

ついて定めたものである。(一 が

英国、西独及び米国において

会社は約九、〇〇〇社あり、その るといわれている。

あるといわれている。 うち上場会社は約三、〇〇〇社で 員は約二0万人といわれている そのうち公認会計士としての 米国公認会計士協会の会

対する開示を目的として行われて る。この場合には、法定監査と全 有限会社等が、任意の契約により 資者及び関係会社の数も多く経営 のような任意監査は、社会一般に く同じ手続が適用され、その効果 監査士による監査義務を負わない の公正を期する必要があること、 いるものではなく、ある程度以上 も同一であるといわれている。こ 報告書の提示を求められることが 経済監査士による監査を受けてい の規模の有限会社においては、出 **歪融機関からの借入に際して監査** 株式法及び開示法に基づく経済 経済監査士による任意の監査

業務であり、 公認会計士が財務諸表を調整する 会社側が提示した資料に基づいて 社に提出する。 っていない旨を記した報告書を会 は行われない。(注) また、コンピレーションとは、 監査やレビューを行

従ってレビューは社会一般に対 の相違が生ずるという問題もあ 依頼者と公認会計士の間で認識 有しているが、この点について 的な保証を与えるという性格を 務諸表の内容に関し一種の消極 ない。ちなるに、レビューは財 する開示を目的としたものでは ビューにかかる報告書が第三者 場合に行われる。なお、当該レ 融資を行う必要があるとき等の があるとき、金融機関の少額の 会社の営業状態を把握する必要 に提示されることは殆どなく 往 レビューは、親会社が子 は

一九三四年法の継続開示 さらに、米国では同様の目的のた

ビス業務である。経済監査士とな 経済監査士の職務内容は、監査 (3) $\widehat{1}$ 第三節 レビュー及びコンピレーショ (2)は省略) 米

玉

専業者は約一〇万人である。

なお、公認会計士は各種の業務

のない会社に対して、例えば金融を広く行っており、法定監査義務

の自治組織として経済監査士会議 格として一定の学歴と実務従事経 験が必要とされている。なお、そ なければならず、またその受験資 て、レビュー (review) 及びコン ピレーション (compilation) が これらについては、アメリカ公 上述の監査とは異なる業務とし

> とがある。このような任意監査を の契約に基づく監査が行われるこ 機関からの融資等の必要上、任意

認会計士協会においてその基準

いる。

問題として以下の点が指摘されて **模な会社が多いが、監査適用上の受ける会社は、通常、比較的小規**

及び評価、会計記録の吟味等通常 ビューとは、内部統制組織の検討 な会計原則への準拠性に関する重 析的手法を適用する業務である。 の監査手続を適用せず、財務諸表 会社の財務諸表について公正妥当 について会社に対する質問及び分 れている。この基準によると、レ (SSARS第一号等) が定めら レビューの結果、公認会計士は そのエラーや不正がチェックされ ないこと。 ー等がチェックされないこと。 内の職能分化が充分でないこと。 ②会計記帳のレベルが低い ①従業員が少ないため会計組織 のオーナー経営者の支配が強く ③内部監査制度が存在せずエラ

蔁

終

要な修正事項の存在には気付いて れている監査基準による監査より 提出する。従って、一般に認めら 財務諸表全体に対する意見の表明 いない旨を記した報告書を会社に 性・適正性を担保するための制 は(1) たものである。 度として、歴史的に形成されてき ことにより、公表財務諸表の正確 果形成された監査手続を適用する る会社に対し長い経験の蓄積の結 我が国における現行正規監査

はその手続の範囲も大幅に狭く、

(3) 英国、 く、また会社規模等による差異が 況については全般的に充分ではな 事項については問題はないと判断 (2) されるが、内部統制組織の整備状 部統制組織の状況を調査した結果 模会社について、 正規監査を受けていない小規 経理処理に関する基本的な 経理処理及び内

め、法定監査義務を負わない小規 融機関からの融資等の目的のた 模の会社に対しても会計士による 難性も指摘されている。 制組織等の未整備による監査の困 ŧį 等に関係なく同様である。もっと 適用される監査手続は会社の規模 定監査が義務づけられているが、 監査が行われている。英国では、 示にかかる法定監査のほかに、 会社法上のすべての会社に対し法 西独及び米国では、 財務内容の開示に関して法定 小規模会社については内部統 (任意監査)が行われている。 財務内容開 金

機能を集める。機能に徹する。

スムーズに書類の閲覧ができます。 途中からの書類のさしかえが自由にできます。

金具の開閉はワンタッチ操作。 分類しやすい。

デジタル配号の背見出し。 ファイルの分類はデジタル記号でシステム化できます。



##

正確で読みやすい数字やアルファベ ットによる、CD分類システムが簡単 にできます。デジタル記号は、数字 とアルファベットの両方にご利用い ただけます。

图图图图~图 **聚田田田~翌**

厚みを増したビニールペーパーの表紙。 見返しは耐折性にすぐれた特殊紙を使用

使いやすい。

リヒトの他ファイルサプライズとのドッキングが可能。 P.P. クリヤーポケット(DX)、カラーインデックスなど、 ● A4のキャビネットに入ります。

		Constitution and the second	I was the service
品番	規格	収容枚数	標準価格
F-812-2	B5·2穴	100枚	870円
F-822-2	B5·2穴	200枚	880円
F-817-2	A4·2穴	100枚	900円
F-817-4	A4·4穴	100枚	940円
F-827-2	A4·2穴	200枚	940円
F-827-4	A4·4穴	200枚	980円

●カラーは全て藍です。

(YUP) Y/L/N 産業株式会社 ■本 社 〒540 大阪市東区農人橋 1 丁目 3 ☎(06)942-2361 ■東京支店〒103 東京都中央区日本橋浜町1丁目6番6号☎(03)862-6911 ■支 店札 幌・仙 台・静 岡・名古屋・広 島・高 松・福 岡



て置く必要がある。女性のこの本

も、母親の豊かな愛情の下で、幼

古来如何に貧困の家庭であって

時期、少年期を過ごした子供は、

という点を男子たるもの心得

りたい、美しいものを身につけた

合子供は健全に育つものである。

親がしっかり者であれば多くの場

そういう男の子にこそ、真の強さ

は軟弱ということにはならない。

心美しくあることが大切で、それ

や迫力・魅力があるものである。

父親が放蕩無頼であっても、母

には神代の時代からで、美しくあ

女性の美に対する本能の強いこ

美に対す自己維持本能が強い

すべての話はぶちこわしである。 能を傷つけるような言動をしたら

であれ、女性の美をけなしてはな

のである。

これは母親に学問があるとか、

人類が男と女で成り立っている

想を大脳皮質に植えつけられるも

人間形成の基礎となる健全なる思

部下であれ、得意先であれ、妻

解決になるケースが多い。 女性が介していると難航したり未

当させれば、筆記試験の内容より

合は自分の選んだ仕事のために、

新入社員の面接試験を女性に担

外見を重視し、ハンサム型の男子

を採用することが多い。会社の将

を討議したり、接渉するときに、 判断を誤ることが多い。重要問題

犠牲にすることもある。

が強く、目先の現象にとらわれて

ある。これは悪いほうの側である していた銀行員は代表的のもので 維持本能を中心に大きな相違点が を見た場合、男と比較して、自己

品 ...

閑話休題

断になって外での働きができなく

てのけると、夫は弱々しく優柔不

想をふりかざすと、妻は皮屈にな

〈47〉

なる。反対に夫が威張って封建思

女卑でなく男先女後というのが順 り陰にこもって強情になる。男尊

内容がよくても、評判は必ずしも よくないこと必定である。これは 大脳生理学からみた女性分析 こかに暗い影が残り、ヒガミとか 被害者意識が強い性格になり勝ち

なわち、男は外で働き、家族を守

供を生み、育て、家庭を中心に生 ることがその役割である。女は子

5 竹中半兵衛の妹に与えた言葉 本史の中で最高の名参謀であるが 豊臣秀吉の軍師竹中半兵衛重治 全智力を きることがその役割であり、互い とその家系の平和は保でない。同 長子を差置いて末子が出しゃばる いうことにはならない。およそ順 序ということは人倫の哲理であり の役割の違いが直ちに男尊女卑と に助け合ってこそ夫婦である。こ

様に妻が出しゃばり高ぶってやっ

そのポイントである。

荒々しい女性は好ましくないし、 ずる次第である。男に指図したり のできない条件ではないかとも感 女性を見た場合、外見的に美しい と思われる。女性には欠かすこと この三点ほど男から見たとき女性 ことを望むのはまた当然として、 に期待すること大きなものはない 平凡な言葉ではあるが、男から

動物には言葉がないが、

なっている点が大きな差である。 まり、時の移り変わりを知らず、 であり、後者の例としては、大坂 に対する愛に生き抜いたのが前者 演じ、頼朝の怒りを恐れず、義経 経の愛人静御前が、時の権力者源 結局豊臣家を滅亡させたことであ 城の淀君がわが子秀頼可愛さのあ 頼朝の前で義経を恋うる歌と舞を この例を歴史的にみれば、源義 母親としての女性の偉大さと ある。男の子とて、心やさしく、 であれば、男の子は男らしく、女 また可愛らしいということは、最 ない。大切なことは、こういう母 ことに不満な女性がいても仕方が みて言えることなのだから、この なる。これは男の大脳生理学から 性は魅力のない女性ということに 大の条件というか、それのない女 の子は女らしく育つということで

第

が露骨に出て、将来性のある優秀

血縁を中心に好き嫌いの感情

の発言力の強いときは人事に介入

同族会社に多い例として、女性

な人材はこれを嫌って退職し、女

のみになり、会社の業績に大きな

悪影響を与えることになる。

も経営には不向きということだ。

したがって、よほど賢い女性で

性の機嫌をとることの上手な社員

まで活躍して、世の男性を恐れさ 中ピ連がかつて参議院議員選挙に か、女性が強くなったこと、また 戦後、女権の大幅な拡大という

厳として存在している。そこから 以上、どちらが上とか下とかの論 ただし男女の機能的役割の別は きらぬ中に物いふ、能く心得

ことである。多数の女性を相手に

話をするときに、美人の顔ばかり

育てられた子供は、成人してもど や着るもの、玩具等を差別されて で自分で腹を痛めた子供と、食物

男女の社会的役割が出てくる。す

言葉のあとに「人のものいひ しゃべり方について、標題の 良寛は人のしてはならない

生とりかえしのつかぬ羽目に 師も「愛語よく回天を動かす 陥いることさえある。道元禅 き方が悪いと相手を傷つけ一 きるのである。反対に口のき を学すべきなり。」といってい

いイントは何かという思考をする 的視野でどうしたらよいかとか 物事を判断するとき、男性は客 したがって、全体を見ない傾向 男女の判断の相違 女性の場合は直感的、感情的

> 美人に対してライバル意識が働い 好評を得ること確実である。 て、拒絶反応を示すからである。 対話をする心掛けで話をすれば、 できるだけ「ブス」型の女性と 女性の生きるための最大のポ である。

ろしく閑話休題を試みて、息抜き 項を連載中であるが、吉川英治よ

徳川家臣団の本多正信・正純の

男が不良であっても、公金を横領 身である子供の為に生きることが 自分の好きな男のために、この 愛する夫、愛する人、自分の分 のが残されている。 生来の病弱のため妻帯しなかった の若さで中国道の戦陣に没した日 与えた言葉として、次のようなも 人であり、妹を愛した。その妹に 豊臣秀吉の戦略に捧げ、三十六歳 は別項で述べたように、

う。

(税理士・今村秀夫)

天正十年織田の大軍が押し寄

の上には「謀と惟握の中にめぐ

今日残されている昌幸の肖像

いうべきが人類の自然の姿と思 出たのであって、正に男女同権と あってこそ、これらの人達が世に 生んだのである。偉大なる女性が といわれた人達も、これ皆女性が かである。偉人は、指導者、英雄 ザナギ・イザナミの説話にも明ら 序であり、そのことは古事記のイ

真田昌幸の居城であった岩櫃城 カープして行くが、その岩山が

ろう。

くための必死の智恵というであ

幸からいわせれば小国が生き抜 を表裏比異の者と評したが、昌 る。こうした事から秀吉は昌幸

容の岩山の裾を巻くように右に

を出ると間も無く、峨峨たる山

国鉄吾妻線の電車は中之条駅

眞 田 太 平

記

(その一)

二、心美しくあらればならぬ 、心やさしくあらればならぬ 「女子というものは常に

のために尽くすことが生き甲斐と また大きくは人類のためとか社会 駄目にすることになる。男性の場 が、子供のために自分の生命をも 子供に対する愛情が過剰になる 教育ママになり、逆に子供を り、行動をおこすためにどう の確認というはたらきがあ らに意外に気のついていない するかを考えたりする思考の う。又、言葉には勉強をした 達をはかるというのが動物と ことで、大切なことに同一性 間は言葉をつかって意思の伝

来のためになる人物かどうかの判

気持が通じあうということで 声をかけあったりするうちに る。これはどういうことかと いうと、お互に挨拶をしたり、 とにかく紀貫之のいうよう

やわらげ、力をいれずして、 あめつちをも動かすことがで に言葉一つで男と女の関係も

る横から口を出す人とさまざ

ととの方が難しいように思わ はならないことを黙っている る。どちらかというと言って 単なようで難かしいことであ のないことは言わないという 葉をしみじみとい のはやき、とはず語 ら話、……すべて言 り、さしでロ、手が ことばの多き、口

手段としての機能もある。さ いる。 話。とこれらをかたく戒めて ぬことを人に教ふる、物いひ さとりくさき話、茶人くさき 学者くさき話、風雅くさき話、 まする、親切らしく物いう、 此事いふ、人のはなしのじゃ いふ、その事はたさぬうちに のきはどき、ことごとしく物

> いつかれ、武田勝頼は妻子もろ を織田の部将滝川一益の兵に追 をたどり田野まで行ったところ

ごやかで)

言行に気骨あり何事 うべき人)は顔色和にして(な 日的にいえば立派な人とでもい

例えば「仁義忠の相ある人(今

口で聞いているのが疲れてし タレントが喋って、多言で早 の頃のテレビを見ていると、 ちいる人、他人のはなしてい とを話しはじめ自己陶酔にお つまらぬことを喋りどうしに 今も変らぬものとおもう。 まう。又よく聞きもしないこ これを読むと人の世は昔も

ことは断固として言い、必要 どうしても言わねばならぬ

い、大いに破った時には上杉景 れた後は徳川家康に属して北条 上田城で徳川方七千 余 騎 と 戦 意を表したり、織田信長が殺さ に属したり、織田信長に臣従の

た時には上杉景勝と共に先鋒を 勝に属している。 そして小田原

税 理 士 岸本 勝次)

良寛「戒語」

ので、道を変えて日川のほとり

従った。ところが笹子峠の麓で

考にもなるなかなか良い言葉が 代の経営者若しくは指導者の参 たものだという説もあるが、現 公聞書というものは後世に作っ の部将恩地左近のしるした大楠 ある。楠正成の壁書とか楠正成 伝えられるものにもある言葉で る。これは楠正成の壁書として という意味の漢文が書かれてい らし勝つ軍を千里の外に施す」

信茂の心変わりがはっきりした

う。」と意見して、結局その言に 城に移られた方が良い でしよ 代の家人ではないから小山田の

だし、 長坂釣閑等が 一真田は譜

の居城岩殿城に迎えようといい

ころ、その後小山田信茂が自分 にすすめ準備の為先に帰ったと 武田勝頼に岩櫃城にうつるよう せた時、新府城の軍譲で昌幸は

人間の最大の相違であるとい

あるという事等から見て、迎え けを真の主君とみていたようで 融通無碍の戦略、さらにはちい 成算が極めて薄いこと、昌幸の が、北条氏は武田勝頼の奥方の 気などなかったという入もいる 氏に昌幸が連絡をとっているの あたっていると思う。 る気持を持っていたとみる方が 要な地位を占めており武田氏だ さい時から信玄の側近にいて重 さとであり、孤立しての籠城は とも悲壮な最後を遂げた。 勝頼が亡びる直前二度程北条 昌幸は勝頼を居城に迎える が離れていたとか、一家の大黒 ので、調べてみたら先方の資金 道を歩んでいるという意味にも 毎に減少し、人件費がいたずら る時は敗るると知れ(資金が日 繰りが悪化した為重要な仕入先 商品を沢山購入するという話な てもらえなかった相手先が急に は謀ると知れ(今まで相手にし ていた人が急に近づいてきた時 通じる。)」あるいは「疎略にし に多くなっている時は倒産への ず。」とか「日々に糧少なく人集 柱が亡くなったらそれまで余り にも驚動せず猛進し意気阻喪せ

武田滅亡後は、昌幸は北条氏 楠正成の姿を思い浮かべていた が集ってきたという様な話を見 近づかなかった親戚が急に出入 人は、昌幸の人物になんとなく りしたり、えたいの知れない人

お好きな期間、1ヵ月複利でぐんぐん大きく ふやせますから、優扱いはもちろん、優枠が いっぱいで課税扱いにしても、 ふえ方はダイナミック。必ずご満足いただけます。

> ふやす期間はあなたのご自由。 (お引き出し自由)

> ●30日経てば、いつでも手数料なしで、 お申し出の翌日お金が引き出せます。 ●お申し込みは10万円以上1万円単位。

*お申し込みの際は、受益証券説明書をご覧ください。 *発行・運用は野村投信委託。

期間	優扱いの お手取り分配金(年利回り)	35%分離課税の お手取り分配金
1ヵ月	4,563円(5.475%)	2,966⊭
2ヵ月	9,146円(5.487%)	5,940⊬
3ヵ月	13,750円(5.500%)	8,923 _F
4ヵ月	18,375円(5.513%)	11,915 _F
5 ヵ月	23,022円(5.525%)	14,916 _F
6ヵ月	27,689円(5.538%)	17,926 _F
7ヵ月	32,378円(5.551%)	20,945 F
8ヵ月	37,088円(5.563%)	23,973 _F
9ヵ月	41,820円(5.576%)	27,009 P
10ヵ月	46,573円(5.589%)	30,055 P
11ヵ月	51,348円(5.602%)	33,110 _P
1年	56,145円(5.614%)	36,174 _P
1年3ヵ月	70,667円(5.653%)	45,420 _P

新しい魅力で 身近なおつきあい-

新宿支店

郵便番号 160-91 東京都新宿区新宿5丁目17番9号 (三光町交差点カド・伊勢丹ソバ) 電話 東京 03(205) 1 0 0 1(代)

お気軽にご来店ください。

「初めてのお客さまコーナー」開設!

■お電話でのお申込み・ご相談は……(03)205-1001(代)

第 5 6 号	昭和50年1月1	0日第三種郵便物認可	第		税 協	昭和	160年7月1
岩村譲一	市川隆	電話 (八一五) 三四五一 で記述が石川二十三十二八 一八〇五 一八〇五	石井 株代田区飯田橋二一二一10 電話(二六四)四六四〇	池 田 洋次郎 北区王子二-一三-一	電話(八八六)八二八二 足立区梅田七	電話(三八六)三六三六電話(三八六)三六三六	浅 井 新 平
電話(八七三)七二六八一五台東区三ノ輪一二八十二五	(七五三) 一六一七 (七五三) 一六一七 (七五三) 一六一七	電話(六二)一八九〇電話(六二)一八九〇	電話(三八〇)一五五一中野区本町四九二二年 (三八〇) 一五五一	大堀 雅三 三五 新 三 二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	太田昌一郎大田区池上六一八十二章話(七五四)〇〇四一	憲 孫 平 治 意 孫 平 治	海 老 美与治 医胚层 医胚层 医胚层 (四〇四) 〇八九四 医胚层 (四〇四) 〇八九四 医
倉田由次 電話(八八七)八四五一	電話(九六一)二二二〇 板橋区氷川町一二一八 板橋区氷川町一二一八	電話(九九三)五三二一線馬区豊玉上二-二三三二	本 村 久 弥中央区日本橋人形町 中央区日本橋人形町 一一一一一五	岸本勝次 一章話(八三二)二四六一	東馬区上石神井一一三〇八年馬区上石神井一一三〇八年馬区上石神井一一三〇八年 話(九二〇)八一三四	加藤隆之	長 田 邦 稲 長 田 邦 稲
電話(100)六二一 電話(100)六二一	電話(三五七)五四一一 新宿区住吉町一一四一四 明	新保太郎	進藤紀三二(三二)九四三(二二年)九四三(二二二)九四三(二二二)九四三(二二二)九四三(二二二)九四三(二二二)九四三(二二二)九四三(二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	市田友吉 台東区根岸一-10-1五 電話(八七四)七三1七	清 水 多四郎 墨田区業平三一〇一二二 電話(六二五)三九一八	電話(四二九)五三八一電話(四二九)五三八一本田谷区豪徳寺一-九-三	高 藤 嘉 三 杉並区下井草四一一三一二 杉並区下井草四一一三一二
章 話 (会) 云) 二 六八 電話 (会) 云) 二 六八	電話(八六一)〇三九四電話(八六一)〇三九四日中佐門	高橋 栄吉	楽谷孝太郎 高飾区堀切五-五〇-一 電話(六〇一)五〇五〇	千 正 清 夫 中央区日本橋茅場町――二 中央区日本橋茅場町――二 部 話 (六六八) ○○五一 電 話 (六六八) ○○五一 で 話 (六六八) ○○五一	電話(五四二)七五六一中央区銀座四-一三十一 上原ビル 上原ビル	住田光生 中央区日本橋室町四-1-五 電話(1四一)六六〇〇	新木 三 男 (七五三) 七 四〇
松 木 正 輝 電話 (八〇五) 三十〇一 で 話 (八〇五) 三十〇一	電話(六七三)三六一電話(六七三)三六一三八三八三十二六十三十二六十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	橋本 一雄 	村 倍 吉	永島、徳造豊島区目白四一二四一五豊島区目白四一二四一五電話(九五四)〇二三五	中島育広	電話(九九〇)一三一電話(九九〇)一三一	電話(三七七)三七一〇電話(三七七)三七一〇
和田新之助	若林恒雄 中央区新富一三三二一 二〇一 二〇一	吉本與一 千代田区神保町二一二〇 郵通ビル	山本日出麿 千代田区丸の内一四一二 東線ビルヂング一二階一二 の九区 電話(二八四)一九四一	山本敏郎 「地区西新橋二—二〇—三 地区西新橋二—二〇—三	三輪三郎 野が 一川 東京 一川 東京 一川 東京 一川 東京 一大一五 東京 一郎 アルド・アルー 東京 アル・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・	宮 崎 敬 之 目黒区上目黒一 - 二 - 九 ハイネス中目黒五〇五号 、	東 山 修 司 北区赤羽一二二一三 メンドジュエル二階 メンドジュエル二階 メ





財産評価通達によるいわゆる相続

的に算定した価額、又は②相続税 き近傍類地の公示価格等から合理 弊害がない限り、①その土地につ を基礎とするとしながら、 課税上 ける通常の取引価額 (実勢価額) 原則としては、 借地権設定時にお

和六十年六月五日付、

そこで、この通達の内容につい

当の地代通達」という。) 通達(昭 与税の取扱いについて」(以下「相 借地権等についての相続税及び贈 当の地代を支払っている場合等の との関連を明らかにするため「相 相続税、贈与税の課税上の取扱い よる法人の借地権課税の取扱いと

借地権の設定に際して、権利金等

いるが、この相当の地代通達では、 した金額によるのが原則とされて れている借地権割合を乗じて計算 ての価額に一定地域ごとに定めら

取

地権価額とする。

算する。

行われるのが原則となっている。

上記の権利金の授受に

ったものとして、贈与税の課税が

米じて計算した金額)の贈与があ

う。)を支払っている場合には、借

の価額に対しておおむね八%程度 代えて、 その土地の自用地として 目

-局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

について所要の整備が行われたの

「相当の地代通達」

(税における借地権課税の取扱い

のであることをあらかじめお断り

あるが、文中意見にわたる部分は、

合を修正して適用し、

借 地 権 の 態 様

①通常の賃貸借契約に基づいて通

②権利金の支払に代えて相当の地 代を支払っている借地契約に係

して取扱うことが明らかにされた

・受けた経済的利益はないものと

れており

をベースとすることが明らかにさ

の計算も、この計算に準ずること

界の基礎となる「自用地としての

運=-

常支払われる地代を支払う借地

額を算定しようというのがこの通

の地代率までの間にある場合に 代率 (おおむね八%) 未満で通常 割合のことをいう。)が、相当の地 地の自用地としての価額に占める 代率(支払い地代の年額がその土 の借地権の価額は零とし、その地 地代を収受している場合には、そ の一時金の支払いに代えて相当の

正常化をはかる

ることができるものとされたほか を更地価として相当地代を計算す **柷評価額のうち、いずれかの価額**

供することとする。

|法基通||三||||二|(注||)) 借

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



しているか否かを判定する場合の

「土地の更地価額」については、

で、法人税の基本通達が改正され、

かった。

五日付の法人税基本通達の改正に

昭和五十五年十二月二十

扱

自用地としての価額に一定の借地 権割合を乗じて計算した金額を借

「相当の地代通達」を適用して計

価額相当額(その土地の自用地と

)ての価額相当額に借地権割合を

有者から借地人に対して借地権の

るのかは、

必ずしも明らかではな

(1)

はどのように取扱われることにな

の範囲について

贈与税の借地権の価額の評価

が適用される借地契約

昭和五十五年十二月二十五日付

(その

審判記税不服審判記

小

林

植く 弘な 発 行 所

一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電話 (816) 3346 下田友吉 / 1部 編集人 岡田一馬 年極 1,000円 会員の購読料は会費に含む

次

一頁…「相当の地代を支払って いる場合等の借地権等に ついての相続税及び贈与 税の取扱いについて」(相当の地代通達)解説 三頁…相当の地代通達全

・歴史考察、税の歴史、銘 四頁・

代を支払っている場合等の借地権

を提出した土地と借地権を相 贈与した際の評価方法等が明 渡辺淑夫氏に

の地代通達

地権関係通達の整備を補完するも ることはご高承のとおりである。 取扱いについて」が発遺されてい 等についての相続税及び贈与税の これは昭和五十五年十二月の借 「土地の無償返還に関する届出 かねてから問題になってい

税庁審理課の小林氏に解説をお願 と通達改正作業にタッチした前国 三ページ) すると共に、渡辺氏ら 代通達の全文を掲載(二ページ、 本号ではあらためて、相当の地 て借地権を設定した場合、贈与税 当の地代に満たない地代を支払っ 額を会社の株式評価に加算する。 ①その土地の自用地価額の八〇% いる場合の土地の相続税評価額は という方法で算出するとか、相 会社の借地権は零とする。 しかし、この通達は、従来から

整合性にかかる新通達「相当の地 日国税庁長官から、相続税法上の

本紙既報のように、去る六月五一

き

原則どおり、

一定の借地権

地の更地としての通常の取引価額 を借地権の設定時における当該土 基礎とされる「土地の更地価額」

ものであるにすぎない。 税・贈与税の取扱いが定められた を支払って設定された借地権や借 したがって、当初相当な権利金

いで借地契約を締結したが、 地の存する地域が借地権の設定時 ため権利金等の一時金を支払わな 受の慣行がなかった地域であった においては権利金等の一時金の授 当該土地の値上がり等によっ

相当

0

地

代を支払

つ 7

る場合等

0

地

権

等

7

0 相

続税及び

0

ある地域において、権利金を支払 の他の一時金(以下「権利金」と 行われた場合には、その土地の所 いう。)を授受する取引上の慣行の 設定の対価として通常、権利金そ わないで借地権の設定が個人間で た場合の取扱い 借地権の設定に際して、その されていない。

利率による複利の方法で計算した 利息を附する旨の約定がある場合 è 別の経済的利益の額の計算につい た金額によるものとすると規定さ 現在価値に相当する金額を控除し には、その利息に係る利率を控除 の規定を適用する場合における特 した利率) ては、その貸付けを受けた金額か (その貸付けを受けた金額につき 所提税法施行令第八〇条第一 その金額について通常の利率 の二分の一に相当する

の課税対象とされる金額の算出方 方式によって貸宅地及び借地権の 行われてきた「借地権割合がおお の設定に際して権利金等の一時金 しては、従来どおり、借地権割合 借地権割合による評価方式を全面 支払うなどの特殊な場合の相続 の支払いに代えて、相当の地代を る方式による評価が行われること 割合を自用地としての価額に乗ず とになる。

築物の所有を目的とするものは含 の課税の場合の借地権のように構 的とする地上権又は賃借権のこと 利の価額は零、その土地の価額は と同じであって、法人税・所得税 合の借地権とは、建物の所有を目 自用地としての価額とすることに (注) 相続税・贈与税の課税の場

って土地の借受けがあ 相当の地代を支払

場合における経済的利益の額の計 取扱うというものであるが、この 定の対価、つまり権利金と同様に 所得税法施行令八○条の考え方と 他特別の経済的利益」というのは 利な条件による金銭の貸付けその の貸付けの条件に比して特別に有 この場合における「通常の金銭 借地権の設定に際して受け

り二つに区分して取り扱われるこ 年一月一月、 - 二八九 地権の評価については、次のとお 税の課税においては、貸宅地や借 は、「使用貸借通達」(昭和四十八 借契約に基づく借地関係について 達とは直接関係はないが、使用貸 以上のほか、この相当の地代通 上記のことから相続税・贈与 その使用貸借に係る権 (2) に弾力的な取扱いとなっていると よることとしてもよいというよう の公示価格等又は相続税評価額に い限り、当該土地につき近傍類地 とと著しく異なる。

満たない程度の金額の権利金を授 ただし書)。 ることに取扱われている(同通達 る土地の自用地としての価額とす ている権利金の額及び供与した特 地としての価額から実際に支払っ その他特別の経済的な利益を与え 利息又は低利による金銭の貸付け 場合の金銭の貸付けの条件に比し 受している場合又は借地権の設定 額が相当の地代の計算の基礎とな ている場合には、その土地の自用 て特に有利な条件、たとえば、 に際して保証金等の名目で通常の ただし、通常支払われる額に 無

ついて借地権の評価をする場合に ることに取扱われているが(所基 における通常の利率は一〇%によ 算については、通達上は明らかに (同条第二項)、この場合 四)、相続税・贈与税に



- 6 借地権が設定されている土地について、相当の地代を収受している場合の当該土地に係る貸宅地の価額は、次によって評価する。
- (1) 権利金を収受していない場合又は特別の経済的利益を受けていない場合 当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額
- (2) (1)以外の場合

当該土地の自用地としての価額から3≪相当の地代を支払っている場合の借地権の評価≫の(2)による借地権の価額を控除した金額(以下この項において「相当の地代調整貸宅地価額」という。)

ただし、その金額が当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額を超えるときは、当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額

(注)上記(1)及び(2)のただし書に該当する場合において、被相続人が同族関係者となっている同族会社に対し土地を貸し付けている場合においては、昭和43年10月28日付直資3-22ほか2課共同「相当の地代を収受している貸宅地の評価について」通達(以下「43年直資3-22通達」という。)の適用があることに留意する。

この場合において、上記(2)のただし書に該当するときは、43年直資3-22通達中「自用地としての価額」とあるのは「相当の地代調整貸宅地価額」と、「その価額の20%に相当する金額」とあるのは「その相当の地代調整貸宅地価額と当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額との差額」と、それぞれ読み替えるものとする。

(相当の地代に満たない地代を収受している場合の貸宅地の評価)

7 借地権が設定されている土地について、収受している地代の額が相当の地代の額に満たない場合の当該土地に係る貸宅地の価額は、当該土地の自用地としての価額から4≪相当の地代に満たない地代を支払っている場合の借地権の評価≫に定める借地権の価額を控除した金額(以下この項において「地代調整貸宅地価額」という。)によって評価する。

ただし、その金額が当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額を超える場合は、当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額によって評価する。

なお、被相続人が同族関係者となっている同族会社に対し土地を貸し付けている場合には、43年直資3-22通達の適用があることに留意する。この場合において、同通達中「相当の地代」とあるのは「相当の地代に満たない地代」と、「自用地としての価額」とあるのは「地代調整貸宅地価額」と、「その価額の20%に相当する金額」とあるのは「その地代調整貸宅地価額と当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額との差額」と、それぞれ読み替えるものとする。

「(土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合の貸宅地の評価)

8 借地権が設定されている土地について、無償返還届出書が提出されている場合の当該土地に係る貸宅地の価額は、当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額によって評価する。

なお、被相続人が同族関係者となっている同族会社に対し土地を貸し付けている場合には、43年直資3-22通達の適用があることに留意する。この場合において、同通達中「相当の地代を収受している」とあるのは「「土地の無償返還に関する届出書」の提出されている」と読み替えるものとする。

(注) 使用貸借に係る土地について無償返還届出書が提出されている場合の当該土 地に係る貸宅地の価額は、当該土地の自用地としての価額によって評価する のであるから留意する。

(相当の地代を引き下げた場合)

9 借地権の設定に際し、相当の地代を支払った場合においても、その後その地代を引き下げたときは、その引き下げたことについて相当の理由があると認められる場合を除き、その引き下げた時における借地権者の利益については2≪相当の地代に満たない地代を支払って土地の借受けがあった場合≫の定めに準じて取り扱う。

また、2</br>

また、2そ相当の地代に満たない地代を支払って土地の借受けがあった場合>

又は上記により利益を受けたものとして取り扱われたものについて、その後その地代を引き下げたときは、その引き下げたことについて相当の理由があると認められる場合を除き、その引き下げた時における利益(2相当の地代に満たない地代を支払って土地の借受けがあった場合>

又は上記により受けた利益の額を控除したところによる。)については上記と同様に取り扱う。

(相当の地代を支払っている場合の貸家建付借地権等の価額)

10 (1) 3 ≪相当の地代を支払っている場合の借地権の評価≫から5 ≪「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合の借地権の価額≫までに定める借地権(以下「相当の地代を支払っている場合の借地権等」という。)が設定されている土地について、貸家の目的に供された場合又は相当の地代の支払、相当の地代に満たない地代の支払若しくは無償返還届出書の提出により借地権の転貸があった場合の評価基本通達28 ≪貸家建付借地権の評価≫から31 ≪借家人の有する宅地等に対する権利の評価≫までに定める貸家建付借地権、転貸借地権、転借権又は借家人の有する権利の価額は、相当の地代を支払っている場合の借地権等の価額を基として1 ≪相当の地代を支払って土地の借受けがあった場合≫から9≪相当の地代を引き下げた場合≫までの定めによるものとする。

(2) 借地権((1)に該当する借地権を除く。) が設定されている土地について、相当の地代の支払、相当の地代に満たない地代の支払又は無償返還届出書の提出により借地権の転貸があった場合の評価基本通達29≪転貸借地権の評価≫から31≪借家人の有する宅地等に対する権利の評価≫までに定める転貸借地権、転借権又は借家人の有する権利の価額は、評価基本通達27≪借地権の評価≫の定めにより評価したその借地権の価額を基として1≪相当の地代を支払って土地の借受けがあった場合≫から9≪相当の地代を引き下げた場合≫までの定めによるものとする。

お手取り分配金をご覧ください。(元金100万円の場合)

優扱いの お手取り分配金(年利回り)

4,563円(5.475%)

9,146円(5.487%)

13,750円(5.500%)

18,375円(5.513%)

23,022円(5.525%)

27,689円(5.538%)

32,378円(5.551%)

37,088円(5.563%)

41,820円(5.576%)

46,5/3円(5.589%)

51,348円(5.602%)

56,145円(5.614%)

70,667円(5.653%)

35%分離課税の

2,966_円

5,940⊞

8,923⊞

11,915_円

14,916⊟

17,926⊟

20,945₱

23,973円

27,009_円

30,055円

33,110⊞

36,174円

45,420_円



お気軽にご来店ください。 「初めてのお客さまコーナー」 開設!

■お電話でのお申込み・ご相談は……(03)205-1001(代)

年**5.0~5.5**% 年**5.475**%

お好きな期間、1ヵ月複利でぐんぐん大きく ふやせますから、優扱いはもちん、優枠が いっぱいで課税扱いにしても、 ふえ方はダイナミック。必ずご満足いただけます。

ふやす期間はあなたのご自由。

(お引き出し自由)

- ●30H経でば、いつでも手数料なして、 お申し出の翌日お金が引き出せます。
- ●お申し込みは10万円以上1万円単位。
- *お申し込みの際は、受益証券説明書をご覧ください。



新しい魅力で 身近なおつきあい―

期間 **1**ヵ月

2ヵ月

3ヵ月

4ヵ月

6ヵ月

7ヵ月

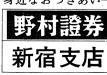
8ヵ月 **9**ヵ月

10ヵ月

11ヵ月

1年3ヵ月

1年



郵便番号 160-91 東京都新宿区新宿5丁目17番9号 (三光町交差点カド・伊勢丹ソバ) 電話 東京 03(205)1001(代) 国 税 局 長 沖縄国税事務所長 殿

直資2-58 (例規) 昭和60年6月5日

第

国税庁長官

相当の地代を支払っている場合等の借地権等についての相 続税及び贈与税の取扱いについて

標題のことについては、下記のとおり定めたから、これによられたい。 (趣旨)

借地権の設定された土地について権利金の支払に代え相当の地代を支払うなど-の特殊な場合の相続税及び贈与税の取扱いを定めたものである。

したがって、借地権の設定に際し通常権利金を支払う取引上の慣行のある地域 において、通常の地代(その地域において通常の賃貸借契約に基づいて通常支払 われる地代をいう。)を支払うことにより借地権の設定があった場合又は通常の地 代が授受されている借地権若しくは貸宅地の相続、遺贈又は贈与があった場合に は、この通達の取扱いによることなく、相続税法基本通達及び相続税財産評価に 関する基本通達等の従来の取扱いによるのであるから留意する。

(相当の地代を支払って土地の借受けがあった場合)

1 借地権(建物の所有を目的とする地上権又は賃借権をいう。以下同じ。)の設 定に際しその設定の対価として通常権利金その他の一時金(以下「権利金」とい う。) を支払う取引上の慣行のある地域において、当該権利金の支払に代え、当該 土地の自用地としての価額に対しておおむね年8%程度の地代(以下「相当の地 代」という。)を支払っている場合は、借地権を有する者(以下「借地権者」とい う。) については当該借地権の設定による利益はないものとして取り扱う。

この場合において、「自用地としての価額」とは、昭和39年4月25日付直資56は か1課共同「相続税財産評価に関する基本通達」(以下「評価基本通達」という。) 25≪貸宅地の評価≫に定める自用地としての価額をいう(以下同じ。)。

ただし、通常支払われる権利金に満たない金額を権利金として支払っている場 合又は借地権の設定に伴い通常の場合の金銭の貸付けの条件に比し特に有利な条 件による金銭の貸付けその他特別の経済的な利益(以下「特別の経済的利益」と いう。) を与えている場合は、当該土地の自用地としての価額から実際に支払って いる権利金の額及び供与した特別の経済的利益の額を控除した金額を相当の地代 の計算の基礎となる当該土地の自用地としての価額とする。

(相当の地代に満たない地代を支払って土地の借受けがあった場合)

2 借地権の設定に際しその設定の対価として通常権利金を支払う取引上の慣行 のある地域において、当該借地権の設定により支払う地代の額が相当の地代の額 に満たない場合、借地権者は、当該借地権の設定時において、次の算式により計 算した金額から実際に支払っている権利金の額及び供与した特別の経済的利益の

額を控除した金額に相当する利益を土地の所有者から贈与により取得したものと して取り扱う。

(算 式)

実際に支払って 通常の地 | 借地 自用地 いる地代の年額 代の年額 として×{ 権割× 1 相当の地 通常の地 の価額 | 合 代の年額一代の年額

上記の算式中の「借地権割合」等は、次による。

- (1) 「借地権割合」は、評価基本通達27≪借地権の評価≫に定める割合をいう。
- (2) 「相当の地代の年額」は、実際に支払っている権利金の額又は供与した特別 の経済的利益の額がある場合であっても、これらの金額がないものとして計算 した金額による。
- (3) 算式により計算した金額が当該土地の自用地としての価額の100分の30に相 当する金額に満たない場合であっても、評価基本通達32≪課税価格に算入しな い借地権等≫の(1)の適用はないのであるから留意する。
- (注) 通常権利金を支払う取引上の慣行のある地域において、通常の賃貸借契約に 基づいて通常支払われる地代を支払うことにより借地権の設定があった場合 の利益の額は、評価基本通達27≪借地権の評価≫により計算した金額から実 際に支払っている権利金の額及び供与した特別の経済的利益の額を控除した 金額によるのであるから留意する。

(相当の地代を支払っている場合の借地権の評価)

- 3 借地権が設定されている土地について、相当の地代を支払っている場合の当 該土地に係る借地権の価額は、次によって評価する。
- (1) 権利金を支払っていない場合又は特別の経済的利益を供与していない場合
- (2) (1)以外の場合 原則として2≪相当の地代に満たない地代を支払って土地の 借受けがあった場合≫に定める算式に準じて計算した金額

(相当の地代に満たない地代を支払っている場合の借地権の評価)

4 借地権が設定されている土地について、支払っている地代の額が相当の地代 の額に満たない場合の当該土地に係る借地権の価額は、原則として2≪相当の地 代に満たない地代を支払って土地の借受けがあった場合≫に定める算式に準じて 計算した金額によって評価する。

(「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合の借地権の価額)

5 借地権が設定されている土地について、昭和56年4月6日付直法2-2「借 地権の設定等に係る届出書等の様式について」 通達の様式1「土地の無償返還に 関する届出書」(以下「無償返還届出書」という。)が提出されている場合の当該 土地に係る借地権の価額は、零として取り扱う。

(相当の地代を収受している場合の貸宅地の評価)



の陣に大坂は落城し、豊臣家は滅

元和元年(一六一五)五月、夏

した。そして翌元和二年四月十

純の建策であるという。

める画策をまるめ込んだのも、正

講和の条件に、大坂城の内堀を埋 立つことはなかったが、冬の陣の

加わった。高齢の正信は戦陣に

信は江戸を発ち、二条城の軍議 翌年の慶長十九年の十一月で、

七日、家康は駿府で七十五歳の生

一、城中秘かに鉄菱を撒き、宿舎

徳川家臣団

涯を閉じた。その五十日後の六月 本 多 の床を高くして往来できる Œ 信 Œ

純

(完)

9 策略家父子二代 10 宇都宮釣天井事件 死んだ。七十九歳であった。 七日、正信は後を追うようにして

河物語」で、文禄三年九月、小田 原城で六十三歳で病没した忠世 派の代表的人物として幕閣に重き 徴・大久保彦左衛門は、その著「三 れたのだった。大久保一族は驚愕 をなしていた。それが慶長十九年 人として幕臣の信望も厚く、 武功 公改易を命ぜられ、近江に配流さ して京都に出向いていたとき、突 月、キリシタン禁圧の総奉行と)無念やる方なく、三河武士の象 大久保忠隣は当時、宿老の筆頭

恩を仇で返したと非難している。 正信は七十七歳という高齢であっ 年一月のことで、忠隣六十二歳。 そして彦左衛門は正信のような にくかったろうけれども野望があ た点を考えると、二頭政治はやり おきながら忠隣を改易に追込み、 呼び「忠隣と仲良くして欲しい」 信の性格からすると、必ずしも正 ったとも思えず、しかも無欲な正 にはなるなと子孫を諭している。 さるな、安心下され」と約束して J遺言した時、正信は「気遣いめ 算盤のうまい、代官みなりの男」 (忠隣の父) が臨終の床に正信を しかし、忠隣の改易は慶長十九 | 父と同様に知略にすぐれていたが 父の深謀遠慮には及ばなかったと 川幕府の官僚制確立期に果たした て駿府の時と同じく執政として秀 の造営にあたり、のち江戸に至っ ている。元和二年四月、家康が死 の両陣においてであり、正純は金 躍したのは、前述したように大坂 正信は天下一品の男といわれ、徳いずれにしても、政治謀略では 忠に仕えた。元和五年、十五万五 に天王寺方面で真ツ先駆けて奮戦 では、正純は長男出羽守正勝と共 とに成功したのであった。 を策して、遂に夏の陣を起こすこ を手玉にとり、豊臣家の内部分裂 地院崇伝と共に大坂方の片桐且元 いうのが一般の正純観である。 彼の役割は大きい。子の正純また 千石を領して、宇都宮城に移る。 んだ時、正純は藤堂高虎と日光山 し、家康と秀忠の御感にあずかっ 正純が家康の謀臣として最も活 本多正純が失脚した所謂「宇都 元和元年(一六一五)の夏の陣

家康の最初の妻築山殿の産んだ亀 のだった。加納殿(加納御前)は 昌の祖母の加納殿の讒奏によるも ものである。 宮釣天井」事件というのは奇怪な 直接の発端は、古河城主奥平忠

かったといわれているが、家康に

の道を公然と歩み始めていた家

には秀頼を殺すまでの意志はな

それにしても、既に「天下人」

秀頼を亡き者とすべき決意をそれ

も正信であるといわれている。 側室をすすめ女色に溺れさせたの

たのは正純と崇伝といわれる。 方広寺大仏殿の鐘銘事件を策謀

人坂冬の陣が起こったのは、そ

- 姫の側女に因果を含めて秀頼に

なく促したのは正信といわれ、

姫であり、信康の実妹、秀忠の異

長男忠常である。しかも正純の前 軍のために新築した宿舎の黒い噂 って、宇都宮城における正純が将 のために格の低い古河に移封させ の宇都宮城主は奥平忠昌で、正純 の女子が嫁いだのが大久保忠隣の 子と一人の女子が生まれたが、そ を利用し、秀忠に次の書を送った。 られた旧怨と新たな恨みとが重な 娘の嫁ぎ先の大久保家を失脚させ られていた。加納御前にとっては してその権勢は強かった。亀姫は 母姉にあたる。家康の第一姫君と 一、このたび新築した将軍用宿舎 奥平美作守信昌に嫁ぎ、三人の男 には不審な仕掛がある。 論となっている。 ともあれ「釣天井」などという

一、新築は深夜に急造した。

は<因果之報かと、又世間にて犬 を下げた。「三河物語」で彦左衛門 加納御前や大久保派の人々が溜飲 改易を命ぜられたのと符諜が合い 丁度八年前に忠隣がキリシタン取 没収に出張していた先で伝達され 四カ月後、彼が最上家改易の領地 が病気である」との口実だった。 行してしまった。「江戸の御台所更して宇都宮に寄らずに壬生に直 帰路の十九日には、急拠予定を変 忠は宇都宮城に泊まっているのに に詣で、往路の四月十四日には秀 回忌にあたり、将軍秀忠は日光山 締のため京都に出張していた先で 一、最近上方から鉄砲を買った。 一、工事に関係した根来同心百人 正純の改易命令はそれからほぼ を一日のうちに誅殺した。 元和八年四月十七日、家康の七

を迎えたのは、何か深い理由があ を書いた名臣の子孫がこんな末路 く、「本佐録」という天下第一の書 家に無断でやったとすれば罪は重 誅殺と城の修復の件は、もし将軍 たなどは根も葉もない作り話だと その下一帯に剣を立て並べてあっ 敷を踏むと落ちるようにしておき もないことだと否定し、湯殿の板 そうと謀ったなどというのは跡形 で、正純が自分の城で将軍家を殺 打

第

迄
申
な

り

と

書

い

て
い

る
。 ってのことだろうと半信半疑の結 している。ただ白石も、根来同心 しかし、新井白石は「藩翰譜

第

信の策略とは即断できない。

げられたのは、正純の不徳の至す り、かかる奇怪な噂さに仕立て上 先立ち、寛永七年五月十日、 正純また横手で寛永十四年三月十 五歳でのちの配流地横手に死に、 利に蟄居させられた。正勝は父に に配流され、子の出羽守正勝も由 純を弁護せず、正純は出羽国由利 ところと見ざるをえない。 れたものであろうといわれてお ず、後世の講釈師の張扇から生ま 発想は当時の史料からは浮かば 正信は正純に遺言して、 死んだ。七十三歳であった。 誰も正 か

純はそれに従わなかったから、本 もしそれを辞退しなければ、禍が 必ずやって来る」と説いたのに正 まではわれらへ賜わった分である 増の沙汰があるだろうが、三万石 が死んだら、そのほうには必ず加 からお受けしてもよいが、それ以 上は決してお受けしてはならぬ。

よき友、三つあり つには、物くるる友。

段で「友とするに悪き者、七 る兵。六つには、虚言する人。 き人。三つには、病なく、身 つあり。一つには、高く、や 段でここに掲げてある文の前 七つには、欲深き人。」と言っ 強き人。四つには、酒を好む んごったきて。二つには、若 兼好法師は徒然草第百十七 吾つには、 たけく、 勇め 人は有難いものである。

けの分らないところがある。 も気苦労がたえないし、若い 高い人には独善的で側にいて よく物をくれる人、お医者さ ものには近寄らない方が良い の兵士、嘘をいう人、貪欲の 若者、身体強健のもの、酒好 人は人生経験が足りなくて訳 くれる人が良いという。 と言い、友達としては、気前 きのもの、強く勇気りんりん ない人として地位の高い人、 たしかに、世間的に身分の 友情を暖めるにふさわしく 体の丈夫なものは他人が 智恵があり相談にのって 9 ちた主張をしている。 やく行動していたのが、

う時に体のことで相談に乗っ 深かも困ったものである。 てくれるお医者さんは便利が **酒好きも、嘘を吐く人も、欲** ない行動をすることになる。 **病気をしていても思いやりの** その点、昔も今もいざとい 自分で気がつかない る人はあまりいないし、 の身をかえりみず助けてくれ 合える人は少ない。 年月友として常に変らず付き ただ「よき友」とは別に真 永い

三つには智恵ある友。 二つには医師。 吉田兼好

ことを言ってくれる智恵ある 良いことと考える。しかし自 人は力で手助けするのが最も 上げるのが礼儀だと思い、 ば貧しい者は財物を人に差し ような事が書いてある。例え りだして読むと、あっと思う に読みものがないときは、 容がつまっており、時々、 徒然草は人生経験豊富な内

ところで、木のぼりの名人が になると述べている。又別の らないと盗みをすることにな 分の分際を知って無理だと思 張する。等々、人生の機微に満 用心しなければならないと主 いよ下りできてもうあと一息 木の高い所にいるときはすば を知らないと働き過ぎて病気 いうものだ。 貧しくて分を知 という所まできたときに最も えばすぐ止めることが智恵と 老人になっているのに分 られ

それに誇りを持っていたのか、

真田氏は武田氏の将であり、

家の家臣をさしおいて一介の浪

人田村半右衛門が登用されたか

本当に友のことを思い、自分 い。どん底に落ちているとき の友となると、なかなか難し

には半知が実施された。

それでは天下の政道は成り立たな 讃めているが、正純の筋を通す性 して独り孤立した。自石はこれを い、正面から誅伐あるのみと主張 然る後取つぶすと策した。 正純は 幕閣は、坂崎の部下を離反させ、 と世人は批評し合ったという。 多家のあわれな末路を招いたのだ 坂崎出羽守直盛が叛いたとき、

役立った本多父子も、その官僚制 格はわかるものの、官僚制成立に 眞田太平記 (そのこ)

の組織的進展の前では過去の人と の父信虎や村上義清と戦っても れが海野、望月、袮津と分かれ、 代に信濃に土着した国司の子孫 家の家臣ではなかった。平安時 昌幸の父幸隆の時には武田信玄 海野の支族に真田氏があった。 に滋野氏というものがおり、そ 真田氏はもともとからの武田

なっていた。

(税理士今村秀夫)

ので御伺します。以上十三日 のが残っており、心を通わせて 殿」「御無沙汰しました。そうい も入るや如何無心元候為其申入 熊々於御城不懸御目候公儀御隙 文書に「其以来者不申通候仍而 た。昌幸から大谷吉継にあてた 繁)は大谷刑部吉継の娘を迎え え、その死後、長男信綱、次男 暑之助殿 (紀の介吉継)」という まも出来ますか。わかりません ませんでした。公の仕事におひ うわけで御城では御目にかかり 人本多忠勝の娘を、次男幸村(信 幸の長男信之は徳川四天王の 昌輝が長篠で戦死をすると三男 昌幸が後を継いだのである。昌 やがて幸隆が武田信玄に仕 士言 昌幸 喜之助 のはこの様な時期であった。 ものには特に酷しかった。 原八郎五郎が失脚すると、 この為とりしきっていた家老

の知行地も武田氏のやり方にな 武田氏のやり方で知行地ととも あった。上級の家臣にはこれも らって普通数か所の分散給付で 陣で奮戦して死んで信之が上田 本年貢は寛文三年以後三割五分 買文制で通してしまった。 家臣 から松代に移された後、ずっと 後に昌幸が死に幸村が大阪夏の **に同心を予けていた。 知行地の** その旧領小県では石高制でなく に押えられ、享保十四年(一七) る。真田家の親戚である上州沼 易となり、御預けとなったのが の騒動のあった民政の失敗で改 田の藩主真田信利が磔茂左衛門 野家家臣大野九郎兵衛といわれ 父はあの悪名高い播州赤穂の浅 浅野家であった。 ということである。半右衛門の

この頃は幕府の役儀が多く財 後である。 り、大野九郎兵衛の理財の才が たのかも知れない。半右衛門の あるいはある程度評価されてい 家の藩士達には交際が生れてお 登場したのは赤穂浪士の仇討の

税 理 士

⟨48⟩

足軽の俸給も半分位になってい い出勤を拒否するという事態が らは足軽一同がストライキを行 込み、さらに寛延三年の元旦か ため、寛延二年(一七四九年)に は藩の足軽小頭七十五人の座り たが、その支払も遅延している 一万両を借りたりもしている。

いた事がうかがえる。 の公金費消のあったと思われる といわれる恩田木工を登用した た。真田家の六代幸弘が名家老 て年貢を一割五分増徴する事に って役得のあったと思われるも 勘定方といった徴税にたずさわ は金廻りの良い人に御用金を申 った様なものである。半右衛門 が召し拘えられて財政を託され で浪人をしていた田村半右衛門 百人か千九百人いたという真田 揆がおこり半右衛門 も失脚し しつけた。郡奉行、代官、手代、 た。いわば外部から経営者がス した。それを不満として百姓 ここで 不思議なのは 何故千八 誓 そし

候以上

その様な関係で真田家と浅野

岸本 勝次

一年前、享保二年には幕府から



のとするとして、新たに有限会社

該当する株式会社及び有限会社

商法特例法二条の基準に

会計監査人の監査を受けるも

を加えることを今回の参考案では

次

会社法改正試案(参考案)

「相当の地代を支払って いる場合等の借地権等に

ついての相続税及び贈与 税の取扱いについて」通

九月の段階

一頁…九月の段階の商法、有限

二頁…歴史考察、税の歴史、銘

達の解説

語録

所 発 行

★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

は有限会社を監査対象にすると の項目である。要約すると第一点 以上が会計監査人監査について 第二点は被監査会社の資本金 ことなのか。



又は負債額十億円以上の株式会社 るものを除き資本金一億円以上か 監査を受けることができるという れている。これは別の表現でいう ることができると参考案で提示さ **食を受けることを規定することに** と、特例法で監査が強制されてい 69任意に会計監査人監査をうけ 会計監査人

ている。

負債額である会社から、どう修正 ことである。 するかは会計専門家による「調査」 査の対象になる基準を、現在の資 のべている。又この会計監査人監 との関連で、なお検討するという 又、会計監査人監査を強制され

で負債額十億円未満の会社を除い に株式会社は定款に会計監査人監 いる会社と、資本金一億円未満 項目は「調査」の内容、会計専門 ないものはこの「調査」の対象と 定の「調査」を受けなければなら 家の範囲、 する。これにともなう今後の検討 億円以上で会計監査人監査を受け 資本金一億円以上か又は負債額十 ないとのことである。有限会社は 監査人監査を受けないものは、一 円以上の株式会社であって、会計 金三千万円超か又は負債額が三億 専門家による「調査」は、

てきたものが、「調査」という名称

第一税理士協議会 東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル

会

計

監

査 人

監

査

関

係

会社法改正試案(参考案)を九月 てしめして今後試案作成にむけ 一十五日商法部会にたたき台とし 本格的に審議が行われ、来年一えて述べてみたい。

電話 (816) 3346 下田友吉 (1部

会員の購読料は会費に含む

岡田一馬 年極 1,000円

法大小会社区分立法の商法、有限 いるが、法制審商法部会は、商すでに日本経済新聞に報じられ | 三月までに試案のとりまとめが行 部会の動向及び問題点に感想を交 をもとに四、計算公開の監査問題 われる模様である。この改正試案 を中心にして現在の法務省、商法 (参考案) (以下「参考案」という)

下げと将来は一億円以上は、これ

をかなりの線までの資本金の引き 本音を考えると、会計監査人監査

にもっていくという感もないでは

前回の商法改正の行われた昭和五 従来までの税理士会の態度をみ 会計監査人監査については の定めによる会計監査人監査をう 関係であるが、これは当然、定款 との課題となる。又、 とになるので、この基準の審議が 金一億円未満三千万円超というこ けたときは専門家「調査」は必要 になれば、専門家「調査」は資本 との関係でどうなるかである。例 の基準が後に述べる専門家「調査」 による監査と専門家「調査」との えばこの基準が資本金一億円以上 この会計監査人監査の対象会社 定款の定め

ることは反対という主張をしてい 十六年において、すべて決着がつ 商法監査に導入すべしということ 上は充分できるのだから、これを る。これにたいし、公認会計士協 いているのだから、これを拡大す がなくなる。

地権等に

ての

相続

税

及び

贈与

税

通達

0

解

承

地代を支払ってい

る場合等

専 門 家 に ょ る 調 査

かを検討するということである。 は、任意「調査」を認めるかどう まで専門家による「監査」すなわ 「調査」の概要である。ここで今 以上が今回の参考案の専門家 さらに有限会社について 経過措置等であるとし 資本 一認会計士監査が実施されて以来、 定着しているようだが、調査とな がこの調査にたえうるかは依然と られるかが課題と思われる。 置づけられ、中小企業に受けいれ 限定された目的のためしらべると こと。とりしらべ。……」となっ る事項を明確にするためしらべる 位だ。広辞苑によると調査は、「あ れていることだが、税理士は税の ることについてであるが、公認会 の範囲が、ここにさらに検討され が有効なものとして商法の中に位 いう概念のようである。この調査 ている。調査はどちらかというと 次に検討事項として会計専門家 全部の税理士 3

通達2)

贈与税等の課税の対象とされるの

ても監査とか調査に適しているか ある地域であっても、 時金が支払われないことがある。 行われるときには、 場合において、土地の賃貸借等が 族会社とその会社の同族株主等で 人との関係が親族相互間、又は同 の一時金を支払う取引上の慣行の あるというような特殊関係にある このような場合において、その 権利金等の 地主と借地

問題とするところである。

価額になることは否定できない。

すべての権利が留 代を支払ってる場

保されていると 合には、地主に 自との地形の変形を変われる。

(算

た場合(相当の地代 土地の借受けがあっ ない地代を支払って 相当の地代に満た 価額に相当する金額の経済的利益 地割合を乗じて計算した借地権の ち、その自用地としての価額に借 土地の自用地としての価額のう のである場合には、借地人はその を地主から享受したものとして、

借地権の設定に際して権利金等 ないが通常の地代を授受している 土地の自用地としての相続税評価 授受した場合に通常授受される地 額の八%相当額(相当の地代の額) 場合の借地権の価額に比して低い よって授受する地代の額が、その 代の額を超える額である場合に には満たないが、通常の権利金を しかし、その土地の賃貸借等に その借地権の価額は、零では

通常の借地権の価額との中間の価

達2)。

副審判。国税不服審判的 官所 小

林

柯は

弘な

一つまり、相当の地代を支払って借 うことは、その借地権の設定によ の地代の年額との中間にあるとい の年額が相当の地代の年額と通常 限であるとすると、支払った地代 通常の借地権の価額でその額が上 場合に享受する経済的利益の額が 地代を支払って借権地を設定した り受ける経済的利益の額も、 地権を設定した場合に享受する経 済的利益の額は零であり、 通常の 2では、このような場合の借地権 うことになる。 の設定による経済的利益の額の調 てこれを調整する必要があるとい 額に占める割合(地代率)に応じ 土地の自用地としての相続税評価 で、その授受する地代の額がその 額であるということになる。そこ とのことから、

の貸宅地又は借地

実際に支払っている地代の年額 らかにされている 1_通常の地 【代の年額 . 通常の地 (代の年額 相当の地代通達 (相当の地代通 おいては、相当の地代を支払って 別の経済的利益を供与していない けるその借地権の として取扱うもの 場合における借地権の価額は、零 て相続又は贈与があった場合にお いる賃貸借等に係る借地権につい ものである。 時金を支払っていない場合又は特 めたものであるが すなわち、相当の地代通達3に とされている。 評価について定 権利金等の一

の上昇に伴ってその自用地として

改訂していないときは、その時価

今 後 の

題

である。法務省の今回の参考案の

作成する前の段階ではあるが、問 にたいする回答をふまえた上での 大蔵省企業会計審議会からの監査 とりまとめ、さらに今回、八月に 題点として公表され各界の意見を 今から審議され検討し、試案を 述べた。 るしかないが、 係の点について以上内容と感想を

改正試案(参考案)のうち監査関一二回における税理士会の無茶な反 大分煮つまった商法、有限会社法 を立法してほしい。たしかに過去 査を徐々に浸透させるための施策 筋は是非とおして、公認会計士監 要は今後の審議の動向に注目す 監査の基本的な大

に実施すると又々形骸化によって 査」という項目は削ってほしい。 どうしてもこれを強行するなら 念する。できれば専門家による「調 いって監査であれ調査であれ無理 法の空洞化がおこることを強く懸 ことはよく理解できる。 だからと

一調査を行いうるかの適格性の試験 士以外のものにたいしては、この ば、百歩引き退っても、 公認会計

けない会社の取締役の責任を債権 は必要であり、かつ、この「調査」 ろうが、筋をとおして常に正しい 関係で調整することになるのであ 者にもたせることでのぞんではど は商法では任意とし、「調査」をう

年額)

統稅評価額×8%

=相当の地代の

されている。(自用地としての相

して計算した金額によるものと

る土地の賃貸借に係る借地権につ

である。

なお、通常の地代を収受してい

いては、その借地

主張を展開する必要がある。

た調整した借地権の価額が自用地 対象とすることとされている。 32の取扱いの適用 なる場合であっても、この評基通 としての価額の3%相当額未満と

っている 代通達3 権の評価 相当の 場合の借地 (相当の地 地代を支払

の額に対する贈与税の課税に関す る取扱いである。 の設定の時点における経済的利益 がし、想営 及び2の取扱いには、借地権 地代通達の3

以下は、借地権が設定された後、 その土地又は借地権について相続 に関しての取扱が定められている 又は贈与があった場合におけるそ 権の価額の評価

の時価(自用地としての相続税評 においては相当の地代を支払って ある。すなわち、借地権の設定時 用地としての価額もその相続又は 場合における借地権の価額につい いたとしても、その後、その土地 贈与の時における相続税評価額で るか否かの判定のベースとなる自 計算した金額により評価すること ても、上記3で述べた算式により 常の権利金を収受した場合に授受 における相当の地代を支払ってい が明らかにされている。この場合 金額を超える地代を支払っている される通常の地代の額に相当する 相当の地代には満たないが、通

地代の年額」は、借地権の設定に際 して権利金等の一時金の額を収受 には国税局長が定めて公表した割 また、算式中の「相当の 伽基本通達27に の時代を支払って土地の借受けが 同様のものである。 あった場合)の取扱いの考え方と いうが、相当の地代通達1(相当 次に、借地権の設定に際して、

合である。

は、相続税財産評

額については、上記3で述べた算 て、借地権の価額を計算するもの 利金の額に対応する借地権の価額 等を支っている場合には、その権 式に準じて計算した金額によるも 場合又は特別の経済的利益を供与 権利金等の一時金を支払っている のとされている。つまり、権利金 は借地人に帰属しているものとし している場合における借地権の価

の経済的利益の額がある場合であ

している場合又は供与された特別

っても、これらの金額がないもの

判定のベースとなる自用地として 時における相続税評価額である。 当の地代を支払っているか否かの の価額は、相続又は贈与があった なお、上記の場合において、相

ない取扱いとなっているが(評基

通32)、上記の算式

によって計算し

未満の場合には課

税の対象とされ ての価額の30% 権の価額がその

土地の自用地とし

5 ない地代を支払って 達4) 評価(相当の地代通 いる場合の借地権の 相当の地代に満た

はなく、課税の

価額)の上昇に応じて地代の額を

この取扱いの考え方は、相当の地 | 算式により算定しようとするもの 低下につれて自然発生的に借地人 | 年額の割合は徐々に低下し、その になる。そこで、その自然発生的 に借地権価額が帰属していくこと の価額に対する実際の支払地代の に生じた借地権の価額を上記3の

子・秀次切腹事件など俄かに血な

がって秀長があと十年生きていた

独に陥り、独善と焦燥の渕にさま

よってしまう。利休切腹事件、養

う支えを失った秀吉は、多忙と孤

業に発展したとみることができ、

かつての親会社を吸収して一大企

という大企業の一子会社が、その

豊臣家を企業に例えれば、織田

く死ぬが、有能な "補佐役" とい

かった。秀長は秀吉より七年半早

在であったし、大名間の人望も高

史上は表面に出ていないが、豊臣

族の中では最も重きをなした存

ていたのである。

を実行する、という役割に終始し 吉の決断を仰ぎ、自ら進んでそれ いる。参謀側の意見をよく聞き、秀 たのであった。政権の中枢に深

五九一) 一月静かに病没した。 五

九州を平定しているほどである。

政権樹立後に、彼は紀州、四国、

かかわったまま、天正十九年(一

十三歳であった。

偉大なる主役の陰に偉大なる

第

"天下人』たる信長、秀吉、家康く

秀長以上の資産を得たのは、

らいのもので、秀吉という "天才"

"補佐役"に徹したことで "天

↑↓ 達に匹敵する成功をかちと

名乗り、

徹頭徹尾兄の補佐役に終

に家来となり、兄と同様羽柴姓も の実弟。兄秀吉の木下藤吉郎時代 の百姓の子に生まれる。豊臣秀吉

智郡中村(現在の名古屋市中村区)

天文八年(一五三九)、尾張国愛

豊臣秀長の経歴のあらまし

豊臣 家臣団

追記

豊 E

秀

長 名日 植女佐史

役の

補佐役とは何かということを中心 補佐役という角度で執筆し大ベス た戦国武将を天下人豊臣秀吉の名 い。作家の堺屋太一先生が、豊臣 横道に歩くことをお許し 頂き た ・セラーになっている。そこで名 徳川家臣団ばかり書き続けてい 豊臣秀長を紹介してみたい。 われながら厭くので、再び 人物であった。

という、名参謀、があり、この三 竹中半兵衛、黒田如水、真田幸村 3 異色戦国サクセスストーリー れていたであろうと思われる。 人は豊臣家臣団の主柱として、か いたら歴史のページは書き変えら ご承知のように豊臣秀吉には、

来となり、織田信長の陪臣となっ 田如水という天才的な参謀が存在 謀〟ではない。秀長が兄秀吉の家 つてこの欄で詳しく紹介した。 していたのである。 た時、豊臣家には竹中半兵衛、黒 秀長は"補佐役』であって"参

税

後半の日本では希有な百戦不敗の

武功を誇り、従二位権大納言、大

かくれた存在であったが、事実は、 始した。そのため歴史上では陰に

戦闘騒乱が絶えなかった十六世紀

和郡山(奈良県)百十四万石の大

守という、髙位と大封を得た。

英雄豪傑が輩出した戦国時代で

との二人がついていたから、秀

かし秀長も経験を重ね、次第に戦 いて口出しするということをして いない。あくまでも、参謀。とリ 百戦不敗はその証拠であり、秀吉 略面の力をつけて行った。秀長の る秀吉の信頼は絶対であった。し いわれており、二人の戦略に対す 吉は天下を取ることが出来た、と ところが彼は、『参謀』をさしお ランス感覚の持ち主であり、 ることはやり、人に手柄を譲り、 役目を引きうける。それでもや 内を調整する重要なる力を持ち 能力のことである。補佐役はバ 先を見きわめて決断、指示する 役の欠点を補い、人の嫌う損な トップの分身に徹しきれる人。 裏方に廻り根廻しを行い、主

五、それでいてトップの分身に徹 将としての資質は群を抜くもの と常に一体化し、トップが何を 能力を持っていること。 百戦して一度たりとも敗れず武 考え望んでいるかを常に考え、 欲におばれることなく、トップ しきれる人。自分の才覚や出世 があったが、そういうすぐれた

ま臭くなって行くのだった。 した | 手官僚と、 発言権の強い古参の武 た。経理面を担当する文治派の若 断派との間の調整役も秀長の重要 洩れず内部組織

固めが

遅れてい 急成長の『豊臣産業』は御多分に な役割であったといわれている。 することを求められ、これに答 ップから言われる前にそのトッ 手際よく物事を処理する。 プの立場に立って判断し、処理 トップの分身である以上、

秀吉の行動を諌止できた唯一人の 鮮出兵などもなかったであろうと いわれている。それらの理不尽な 吉の最も無謀な政治といわれる朝

のため、秀吉の残した有力人材が 文治派と武断派に分裂し対抗しあ 滅亡となったが、秀長が存命して って関ヶ原合戦となり、豊臣家の また、秀長の死後、秀吉の悪政 下補佐役の条件を挙げてみよう。 代の企業でも秀長の如き補佐役の クセスストーリーといわれる。現 勿論、血族間でも裏切りが絶えな 経営者コンビを考え、努力すると 重要性は益々重要視されると考え かった時代に、このような生涯を ビは望むべくして望めるものでな られる。秀吉と秀長ほどの名コン 貫いたということは、並外れたサ とは無駄ではないとの判断から以 いと思うが、これに近い形として を秀吉にさせた人一 名補佐役の条件

二、トップの能力とは企業の行き 一、補佐役とは参謀型とも異る。 の部分を代行するものである。 り独立した権限を持ち、社長と 現代の企業では社長室長か、 書役に当たる。社長の側近にあ 体化して社長の仕事のかなり 秘

四、秀長の場合、一生のうち大小

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

古という大英雄の陰で裏方に徹し

生であったため、名場面は歴

前述したように豊臣秀長は、秀

ーダー秀吉の"調整役』に徹して

猛で思いやりがなく、患った 気がよくて病いのない人は友 が、若い人、強く猛き人、元 い人生経験の少ないもの、勇 にするなと言っているが、若 徒然草の兼好法師ではない

望しても出来ることのない大仕事 三十余年、天下人という誰でも希 長産業の代表でありこれを支えて 不世出の英雄豊臣秀吉は高度成 -主従関係は t

ったら名補佐役になり得ない。 段を参謀に考えさせ、それがト を考える。補佐役の場合は、手 トップの目的達成のための手段 見きわめる能力を要求される。 であり、決してナンバー1を目 ップの目的に合致しているかを 参謀の場合は、目的を考えず 補佐役はあくまでナンバー2 一されている。(税理士今村秀夫)

しでも「俺が」という気持があ とに目覚め始め、今、秀長が注目 れていた日本の企業が、このよう った。組織の維持のみに心を奪わ 合った結果、天下統一が可能にな の力が信頼という一本の糸で結び の手足となった秀長、という三人 に魅力的な人間関係を生み出すこ 信長の手足となった秀吉、秀吉 プをたてることの出来る人。

を占領している。秀忠に従った けられたから勤めたが、入用の くも後に東軍の本陣となる高地を立てて御馳走は上からいいつ 則と池田輝政が織田信秀の岐阜

で作り、先例に従って当事者の

走がすみ、入用の帳面を勘定方

判形を頼んだところ、家治は腹

城を落し、翌二十四日には早や

家康が江戸を出発したのは九月

甲斐守家治に申付けた時、

、出発したのは八月二十四日、

関ケ原合戦の時、秀忠が上方はたとやんだという。

一日であるが、その前に福島正



思うかもしれない。しかし意 外に分りきったことで分って はないか、今更なにを言うと そんなこと分りきったことで かと思う。 いないことが多いのではない ある。こう言われると、何だ で知るしかないという意味で つめたいとか暖いとかは自分 冷暖自知とは禅の言葉で、

分るものではない。その味わ そして悩みは味わった人しか だが、ひとの苦るしみ悲しみ 色 といわれる言葉に「君看双眸 よくその人の目をみてご覧な 省し、他人の立場を理解し、 か見えませんよ」ということ と苦るしい事はないようにし さい。駄っていれば悲しいこ 葉をよく使ったという「貴方 がある。芥川龍之介もこの言 った苦るしみ悩みの中から反 ひとにたいする思いやりがで 良寛和尚が好んで揮毫した 不。語似、無、憂というの からない。

ため人のためである。

ことの善悪を体験してみるこ

が多い。 ことのないものは人の立場が わからなくて相手が困ること

> ¥200 BS

けで冷いといっても、 体得することになるという 像していては駄目であって、 をつかみ、滝にうたれてみな 趣旨である。 たしかに字面だ 修行し、実践してこそ本当に を悟るには、頭で考えたり想 とのなかには、自ら冷い暖い 自ら氷

己中心的に行動するために屁 学校に行ってどうなるかと思 子も進学が盛んで、この人が 学問して庇理屈をいう馬鹿ほ 理屈をこねて周りを困らせ うようなことがよくある。 われる。最近のように猫も杓 ど始末の悪いものはないとい からの馬鹿は仕方がないが、 生活の手段とする方が世の よく聞くことだが、はじめ 自

ければその別々の冷たさはわ 又、この冷暖自知というこ

る。それよりも手に職をつけ

〈鍾馗〉 の外煙草が御嫌いだから」とい ったので、その後城内の喫煙は りは気を付けなさい。上様は殊

稅

士

岸本 勝次

公認会計士 理

冷暖自知

しくなり、それぞれ国元や江戸 行く事になったので軍用金が乏 陣の後一たん帰らずに東山道を 大名は上杉征伐で一月余りの滞

仕方なく帰ったが、家治は腹立 も出来ないといった。勘定方は ない。たとえ老中よりの沙汰で

帳面に判形をする事は頼まれて

行った。これを見た徳川方の大 城の中から真田昌幸が馬に乗っ はもとより領主にとっても年貢 時に戦場になる事は百姓の難儀 調を合わせてもらいたいという 用金が潤沢であったのでかまわ 腹した後、「今日の儀は各々方 勝はそのまま四方の襖を立廻す 通りかかってそれを見つけた。 ていたが陽吞所に集って喫煙す った。江戸では城中も禁煙にし 落して多数を死傷させた。 城に入り、城からは大石小石を 昌幸めがけて突進した。昌幸は 久保忠隣や牧野康成の軍勢が、 れ城のそばをゆっくりと通って って糧食にする事を命じた。 は城外の田んぼの稲穂を刈りと が入らないおそれがある。秀忠 苦情が出たという事である。 ず進軍したので、他の欧から歩 た。その時先鋒の榊原康政は軍 ようにいい、所望して自分も一 管狼狽してかくそうとした。 利 る者がいた。土井大炊頭利勝が に調達に行った為進軍が停滞し も私も同様になったが、これか C金の御幣を供に持たせて現わ にかかる時であった。こういう 徳川方が刈り取りを始めると 徳川秀忠は煙草がきらいであ 上田城の近辺は折柄稔りの秋 これと話し、こうなってはたと のあまり利勝の邸に来て、これ 内の上に、上田城内を突つ切っ がいたが、後々の語り草となっ 碍の人等、 判形を致しましょう」という事 存ずる。帳面の末にそれがしが というと、家治は「もっともに 判形をされたら良いでしょう」 せれば良いであろう」といった。 ていたが、「成る程いわれる事 幸が「面白い奴だ」と通してや 通して欲しいと頼み、それを昌 って、城門に馬を走らせ城内を 兵四郎という武士が、地理不案 長の陣まで連絡に出された島田 た話に、秀忠の本陣から石川康 に、その帳面の終りにあなたが 定が間違ってないというため 判形を押した家来衆はあなたの つ喜んだ。利勝は続けて「その なたの家来用人にいって判形さ 意は下らぬであろう。それはあ はもっともである。その様な上 いだした。利勝はだまって聞い え上意であっても押さないとい った話が伝えられている。 て行った方が近道という事もあ になって何事もなく済んだ。 家来なのであろうから、その勘 との様に頭のかたい人融通無 家治はかたくなな心が解けか 当時もいろいろの

指さない、後継者にならない。

社長の決裁をとる場合も、

必

ず自分の判断をつけトップの決

裁を容易にさせ、トップの交替

ブになれる人であり、トップを

廻る能力を持ちながら、

トッ

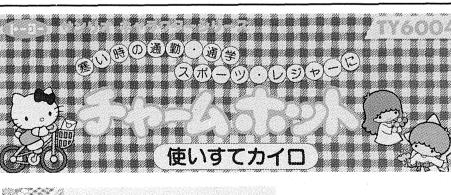
眞田太平記

(その三)

C共に自分から身を引く。 トッ

<49>

札幌営業所 TEL.011-864-5125 福岡営業所 TEL.092-611-7158







埋名の書面により遅滞なく所轄の

の地代が支払われている場合と実 れることから、結果としては相当 人に対して地代の認定課税が行わ

は

なお、「無償返還届出書」の制度 法人税基本通達において定め

6

土地の無償返還に

む各事業年度において、その実際

ときは、その土地の使用期間を含

一質な差異はないということにな

このことから、法人から借地を

副審判官

小

林

有ば

弘な

関する届出書が提出

されている場合の借

★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

無償で返還することを明らかにす

において将来借地人がその土地を

償返還届出書が提出されていると 人が個人である場合において、無

保しているとみることができるこ

正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

しない場合でも、その借地契約書

週常の権利金や相当の地代を収受

このように、地主が法人で借地

評価と同様、経済的にはその土地

に対する権利のすべてを地主が留

法人が、借地権の設定に際して

700

いとなっている (法基通13-権利金の認定課税は行わない取扱

地権の評価については、相当の地 贈与により移転した場合のその借 いる個人が、その借地を相続又は

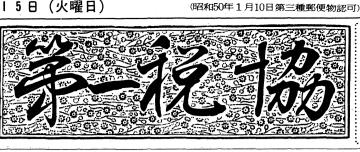
代を支払っている場合の借地権の

地権の価額(相当の

附金又は給与)が行われるのみで、

の額との差額につき認定課税(寄 に授受する地代の額と相当の地代

地代通達5)



地権等についての

相続税及び贈与税

0

って、地主と借地人とのいずれも

ついては、相当程度制約を受ける

あり、地主のその土地の処分等に

ことは、これを否定することがで

る場合に限って適用されるのであ

のうち、いずれか一方が法人であ

の貸借については借地法の適用が るかごとくではあるが、その土地

(2)

地主に全部の権利が留保されてい

とされている。

済的には、相当の地代を収受して

て

通達の解説

承

前

の適用はないことになっている。

が個人である場合には、この制度

相当の地代を支払っている場合等の

発 行 所 第一税理士協議会

岡田一馬 年極 1,000円

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電話 (816) 3346 下田友吉 / 1部

会員の購読料は会費に含む

擁護のため尽力し、税務を行う公 の内部にあって公認会計士の権益 に過去の商法改正等には税理士会

編集人

もあり、貴協会に不可欠な存在と

会に入会するよう勧奨された時期 認会計士は通知か第一税理士協議

考えている。しかし、第一税理士

協議会は現在その運営については

次 目 一頁…村山会長にお願い、税理 士21世紀の会第一回総会 「相当の地代を支払っている場合等の借地権等に ついての相続税及び贈与税の取扱いについて」通

達の解説 ・・歴史考察、税の歴史、銘

計日

t 士協会 本公認会

村 山

会長に

お

願

長)は、十月二十四日(木)、私学

席に着き、木田、渡辺、長瀬、 れぞれ議長、副議長として議長団

税理士21世紀の会 (大竹浩司会

期総会を開き、六十年度における

相互の連絡協調に努めて来た。特 務を主として行っている公認会計 間に亘り貴東京会地区において税 お願い文を差上げて、懇談した。 計士協会村山会長と同協会森重税 兼山副会長の二人が、日本公認会 士に対してサービスを行い、会員 「第一税理士協議会は過去十七年

理士協議会を代表して下田会長、 十月二十八日午後二時、第一稅

理士協議会としては、

税務業務を行っている税理士たる 公認会計士等の組織化は、貴協会一された。 織の活用をお願いする次第。第一 一端として第一税理士協議会の組 ている会員に対する貴協会施策の 充にも限界を感じている。第一税 きとして

かに終始し、村山会長は善処を約 計士にも一層の国内外の税務上の 公認会計士、監査法人勤務公認会 るものと思慮している。 を望む」とするもので会談は和や サービスを提供すべき施策の強化

る附則適用公認会計士(許可公認 された。特別税務部会とはいわゆ 税理士協議会とも協調しつつ、協 あり、氏はその会長として、第一 会長の岡部忠雄氏は、 日本公認会計士協会特別稅務部 十月二十五日朝八時に急逝 了し、本会は花環と香料を贈り哀 していられただけに、志半ばの逝 会各委員長を歴任された有為の 協会東京会厚生・推薦・業務委員 悼の意を表した。なお氏は元通知 去が惜しまれる。二十六日通夜、 前東京都学校会計研究会会長、元 二十七日葬儀告別式と滞りなく終

部 忠 雄 日本公認会計士協会特別税務部会長 氏 急

逝

岡

税理士協議会とし 商法改正対応策の為、緊急を要す の税務業務対策の強化及び当面の 1 て また許可

税理士21世紀の会第一回総会

会は、ここに創立第二年度を迎え こそは、の決意を新たにした。 基本方針は、「税理士21世紀の

の開会の辞、大竹浩司会長の会長

事業、青年及び婦人各部の六十年 い」というもので、これに基づく 士法第一条の使命達成に邁進した **薬計画の遂行、実現を期し、税理** できる活動体制を確立して、諸事 もって会員及び業界の要請に即応 和六十年度における基本方針とし 化と財政の確立が痛感される。昭 たが、 今年度こそ本会の基盤の強 組織の早急な整備を行ない、

本会の会則並びに綱領に定め 会員の増強、機 憲副会長提案)、第四号議案/昭和 会長は組織部を担当するところか された。場内会員の各議案に対す る質問は主として組織問題に集中 六十年度収支予算(案)承認の件 (秋葉邦雄副会長提案) と上程さ 閉会の辞に立った味岡一義副 いずれも拍手多数で承認可決

和やかなムードの裡に散会した。 祝辞を述べ、21世紀を展望しつつ

飛躍の"基本方針"を採択 会館において、創立後第一回の定

は、地主と借地人のいずれもが法られているものであり、この制度

代通達6) 地の評価 している場合の貸宅 相当の地代を収受 (相当の地

ている貸宅地を評価する場合につ ら借地権の価額を控除した残額に いてもこの原則どおりに評価する したがって、相当の地代を収受し よるのが原則である (評基通27)。 の評価は、 とするならば、この場合に控除す る借地権の価額は零であるから、 により取得した場合のその貸宅地 自用地としての価額か

ては、 が同族株主等となっている同族会 ることに取扱われている。ただし、 としての価額の八〇%相当額とす 価額方式による株式の評価につい ある場合において、その被相続人

つまり貸宅地を相続又は贈与 借地権が設定されている土 その貸宅地の所有者が被相続人で も、そのまま踏襲されることとな ている貸宅地の評価額は、自用地 相当の地代通達の制定に当たって きないと考えられる。そこで、従 扱いとなっていた(昭和四十三年 評価上しんしゃくして控除する取 地としての価額の二〇%相当額を る貸宅地の評価については、自用 来から、相当の地代を収受してい 十月二十三日付直資3-22)。 すなわち、相当の地代を収受し この取扱いの考え方は、今回の いる。 額を自用地としての価額から控除 価額が、自用地として価額の八〇 当地代通達3の②)の借地権の価 額にとどめることに取り扱われて 自用地としての価額の八○%相当 いう。)とされるのであるが、その 額となる。したがって、この場合 利金に対応するものが借地権の価 額は零ではなく、その収受した権 %相当額を超えることとなる場合 (「相当の地代調整貸宅地価額」と した金額が、貸宅地としての価額 には、既述 (本誌N-158)4(相

あることはいうまでもないことで あった時における相続税評価額で 相当の地代を支払っているか否か なお、上記の場合においても、

沢四氏を議事録署名人に選任し、 二号議案/昭和五十九年度収支決 議案/昭和五十九年度事業報告承 まず経過報告(本多嘉憲副会長報 報告)、第三号議案/昭和六十年度 算書承認の件(秋葉邦雄副会長提 認の件(本多嘉憲副会長提案)、第 案)及び監査報告(岡田一馬監事 次いで議案審議に入り、第一号 承認の件(本多嘉

産(借地権)として計上するもの 価額の二〇%相当額を同法人の資 受している場合には、借地権の価 て権利金を収受していない場合の 取扱いであるが、一部権利金を収 その UCHIDA 比べられたし! ●人気の「200」、5モデルのフルラインで オフィスコンピュータの価格帯フルレンジに対応。

帰するところ 人間が主役だから。

- ◆統合されたハードが違う。
- ◆統合されたソフトが違う。
- ◆統合されたパッケージが違う。
- ◆統合されたネットワークが違う。
- ◆使い勝手が違う。

新しい舞台だ、OAオフィス。



電子計算機事業部 本社·東京 〒104 東京都中央区新川2-4-7 TEL03(555)4124

いるが、忠世の場合も同様だった。

順したいと申し出てきた。ところ 辺半蔵らが、許されるものなら帰 の家康の臣も秀吉の期待する言が

場合はどっちに味方するのか、と 康が若し争うような関係になった

涿康の臣を困らせている。 いずれ

家康に "忠世を小田原の要地に封 I

「そちは徳川股肱の臣であるから

政、榊原康政、本多忠勝、

大久保忠隣、本多正信

数正、②東海五ヶ国時代――酒井

第

税

徳川家臣団 大久保忠世

じ、箱根を添えて守らせなさい。と | ない。 この時忠世は 「そもそもこ のたび御家人が背き参らせたのは 家康が江戸城を築造した時、

臣。小田原四万五千石に封ぜられ 2.大久保忠隣の経歴のあらましに六十三歳で没した。 天文二十二年 (一五五三)、三河 大久保忠世の経歴のあらまし

月二十七日、七十六歳で没す。 移といえば、①三河時代 久保忠世・忠隣父子を登場させる。 うに、ライバルの関係にあった大 で、その項の中でも触れているよ 易され、寛永五年(一六二八)六 た。のち謀反の疑いありとして改 康の重要なブレーンの一人だっ 戦に殊勲を立て、関ヶ原戦後は家 方ヶ原・小牧長久手等、大小の合 国上和田に生まれた。忠世の長子。 元亀・天正の間、忠隣は姉川・三 徳川家康の主なるブレーンの推 本多正信・正純父子を書いたの 臣は累世徳川氏の臣でござる 中にありまするぞ」 秀吉はすっかり毒気を抜かれ、

のは次のようなことである。 語」に「正信が忠世の恩を仇で返 大久保彦左衛門がその著「三河物 4 正信らの命乞いをした忠世 と苦笑して聞き流したという。 した」と書かれていると紹介した 「はてさて、元気の良い老人よ」 同じく本多正信・正純の項で、 その後も忠世は、甲州・信濃の

ある。漸く一揆の勢が衰え、本宗 人も疵を蒙らずといふ者なし」と 忠世も手負ひ、其の外一族郎等一 源が子)眼を射られ、七郎右衛門 新八郎忠勝(忠利〔忠俊〕入道常 を貸し、家康は忠世に二通の感状 はここらまでで、彼は五十四歳と を与えている。 なり、忠隣の時代となっていた。 天正十八年 (一五九〇)、秀吉の 忠世の武将として華々しい時代

万石とも)を、忠世の弟忠佐は上 嫡男忠隣は武蔵羽生に一万石 (二) たからといって自慢するわけ

るよりほかなく、私は徳川の将と のは余である。余はそちを賞する めさるな。殿下の天命も私の手の せん。その時は、関白殿下であろ して殿下と干戈に及ばざるを得ま を発するに至りましては、義を守 東西に分かれ、槍を交じえ、矢炮一ら、何卒その恩賞に代えて、八百 徳川氏の臣でござる。しからば、 の極みです。しかれども私は累世 将であるかいずれじゃ」と問うた。 そちは余の将であるか、徳川の 干戈に及ぶようなことになれば、 すすめ、四万五千石を与えさせた うとも天下人であろうともご油断 と家康の間に不和を生じて、万一 してきっぱり次のように答えた。 「殿下の恩賞の厚いことには感謝 これに対し、忠世は声をはげま 5 やすいことでござる。このたびの った輩を平らげることはいともた りませぬ。ただ心の愚かなるまま 信達を許したと伝えられる。 諌めたという。家康はとうとう正 源を前に出しながら、涙ながらに と、大久保一族の長老忠俊入道常 余人の首をつないで下さりませ」 の忠勤ぶりをお忘れにならないな われら大久保一族の身命を賭して 煽動した吉良義昭や荒川義広とい や反逆とはその科は同じではござ に仏法を信じ過ぎたためで、謀反 君にお恨みがあったからではござ 頂けますなら、このたびの一揆を らぬ。もしかれらの罪さえお許し 命乞いの証拠を破棄する

方ヶ原の戦いの時は四十一歳、勝 忠世は武将としてもすぐれ、三

田信長の御感に預っている。 として獅子奮迅の働きを示し、織 信玄に手痛い打撃を与えた。 ちに奢る武田勢に夜討ちをかけ、 共に三百名の鉄砲隊を率い、先鋒 三年(二五五)五月二十一日の 三方ヶ原の恨みを晴らした天正

> でもないが、死んで後に形見 というのがある。解釈するま

常に春になると桜を咲かせ、

の必要もない。悠久の自然は

だけである。又、立派に咲い をやり、必要な水を与えない 適切に植替えをしたり、肥料 を咲かせようと思うと、適時 よく考えてみると鉢植えの花 ある。平凡な言葉であるが、 の園芸の時間に聞いた言葉で しても花は何も言えるわけ

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

重要な地にも封ぜしめている。そ

してそのあとで「あれは実は俺の

七年正月十一日、上和田の合戦に ひ騒がしかりし年暮れ、明くれば 満寺に向かって日々夜々に攻め戦 なく、上和田に要害を構へて、勝一

川の激戦では、忠世の部下の善戦 げているが、、
関八月二十日の丸子

たり、家康にすすめて加贈させ、

秀吉というのはおせっかい な男

本多忠勝などの項で述べたが、

親類の因みをも離れ、傍輩の好み「ことに至っても大久保が一族、 苦戦した。白石の「藩翰譜」には

家康は三河一向一揆との戦いに

平定に著功があり、天正十二年(一

を捨て、壱人も背き参らするもの

| あった。この時の徳川勢は真田昌

に翌十三年の上田城攻めにも功が 世・忠佐兄弟はともに功労あり更 五八四)の小牧・長久手戦でも忠

幸に翻奔されて、家康は兵を引揚

対する忠節ぶりは人後に落ちない 大久保忠世は含めないが、家康に 伝、南光坊天海と私はみており、 ・正純父子、藤堂高虎、金地院崇

意志が働いているのだぞ」と恩を

きせ、感謝させた上で、秀吉と家

か少しでも病気になったり、 不幸なことがおこると、 **介間はそうはいかない。何**

税 理 士

忠世は、節倹を重んじ、衣服や甲 青はボロボロになる まで用い、 を結び、経倫の才にすぐれていた 士卒の功を立て、信義もって人心 家の譜代なので、天子の瞬は不要 ので家康が忠世を叙爵させようと 世の担当場所が一番早く完成した です」と固辞している。勇あり、 したが、忠世兄弟は「臣らは徳川

(税理士今村秀夫)

花は黙って咲き

春は花 山ほととぎす 秋はもみじば

形見とて何か残さん 良寛さんの歌に、

のはない。 とに人の自己顕示欲、

いことを言いすぎる。 虚言を吐いて言わなくても良 愚痴を言い、相手を傷つけ、 ことがある。言葉は意思伝達、 る集団欲を満たすための手段 論理的思考の手段、雑談によ もっとも大きな相違点の一つ 昔からの日本人のよき伝統 人間が他の動物や植物と、 言葉をもっているという

なるという意味だと思う。

「花黙し」はテレビの趣味

その自然に帰っていくことに ひとを慰めてくれる。自分も き、秋になると全山紅葉して、 夏になるとほととぎすが鳴

に、不言実行、結果にたいし 風潮も芽ばえてきたようだ。 て言訳けをしないということ

は大久保家失脚に関係するとは、 忠世は思いも及ばなかったことで った。その一人の正信が、やがて

にこれを訴えて同情をもと 黙って散る

ほど際限がなく始末の悪いも て、威張ることになる。まこ

省の兆がでてか、黙々としてた。しかし、最近ようやく反 教育は表現の自由を目標に、 があった。しかし戦後四十年、

弟の幸村が縦形の六連銭の旗印 うのが通説になっている。 不惜身命をあらわしたものとい にしたといわれている。 いろい で同じ紋ではまぎらわしいので いはじめ、大阪の陣の時、兄弟 が武田の武将となった時から使)賃である六道銭を旗印にして 六連銭の旗印は昌幸の父幸隆

候」という手紙が残っている。 租税徴収の必要書類の様なもの 後任として上田に移る仙石忠政 たといわれている。松代に移っ はすべて焼却して引継がなかっ あったので、信之は検地帳など が上田を望んでいたという噂も 之は不満で「朝夕涙、怒りにて となった。加増ではあるが、信 なると、上田から松代に国替え 人達がいなくなり、信之の代に たたえ、武名を天下に轟かせた 「真田日本一の兵」と敵方でも ど、上手にきりだして未収未払

貢麻を買取りにした りしてい 伝馬や商取引の制度を調えたり てからの信之は市を増設したり しかし晩年の信之はけちにな 血すじが入った。すなわち、

手形としよう」と言って破り棄て、 取り出し「これは後世に伝えるべ 慕し、 その死に際しては泣かぬ者 非難していた家臣だが、やがて敬 ざる日を作った。はじめケチだと 人七不食>と称して月に七日食せ 揆の際家康から賜わった感状を 臨終の床で忠世は、かつて一向

きでない。われこれをあの世への 自己の柩に納めさせた。一揆の際 譜代家臣達に対する思いやりであ 忠世の取りなしで復帰を許された

眞田太平記 (その四)

ぞ」といったところ、山城守は に手にとって見ても苦しうない 旗印を使い、真田は六連銭の紋 ら弾き返したという話が伝わっ ら采配を予った手、金銭等とれ 遠慮しているのだと思い「ぢか 守は扇で受けて見ていたので、 ているが、織田信長は永楽銭の ません。」といって、ぼんと扇か 金貨を見せていた時、原江山城 「拙者の手は今はなき謙信公か 伊達正宗が諸 将のいる前で いう誓約書を差し出している。 重く罰せられてもかまわないと ないという誓約書をとり、自分 で木工の申付には何事も違背し 直した名君として知られてい 詰っていた松代藩の財政を建て からも私曲を働いた時はどれ程 建直しの役を申し付けられた は恩田木工民親を起用して、行 ついで家族親戚使用人に縁を切 真田右京大夫幸弘、この殿様 家老から諸役人にいたるま

る。うそをいわない事をモット 束し、年貢の滞納しているもの 普請等も緊急やむを得ないもの 足軽を出すことをやめ、各種の する一方、領民との間は一紙半 ならぬと考えたわけである。 為政者はまず自ら範を垂れねば 一に給金は今まで通りとした。 るときりだして、自分と同じ様 は御用金を申しつけぬことを約 は、そのまま借りておき、今後 年貢を先納先々納しているもの の外は行わずに諸役御免とし、 することを禁じ、年貢の催促に 銭といえども出したり貰ったり 位しか給金を支給していなかっ 借り上げと称して知行高の半分 に質素な生活を約束させてい にはそれを残らずくれてやるな たのを本高に戻して全額支給に 藩士に対しては、長い間半知

いなしにする」とうたったとい ある。当時領民が「白河の泥田 りして知られているが、松平定 田幸貫は佐久間象山を登用した をなかったものとした。 信の実子で養子となったもので 真田氏も近世に入ると徳川の



査」をめぐる論議がにわかに活気

「監査」制度にしばられてき

| 者では酒巻俊雄早大教 授ほか一

主要な柱について先の「問題点」

であろうか。ここで規制の強化の

法部会の中でも「『調査』を受けな

땓

専門家による「調査

更に十分な議論が望まれるところ が、どのような対応を行うべきか、

広報部商法取材班

「問題点」の中で、会計監査人

-局複数会制の 早期実現をはかる

★税理士会の

役立つルールの成立」をめざして

そして、この「計算の明確化に

の見方もある。ちなみに、この「商

正試案の中に出てくるであろうと

法監査研究会」のメンバーには、

が

どのように参酌されたのか疑

中」と報道しており、「参考案」の

の改正に対して、その対象となる

万社を対象とする一

点」に対する中小企業団体の意見 されており、これでは先の「問題

るものとする。

<簡易監査をめぐる諸状況>

正常化をはかる

試みている。以下原文のまま掲載

関と言えなくもない。ここで検討

ど、

法務当局側から決着済みとま

けたときは、取締役に対し、その られなかったことにより損害を受

損害の賠償を請求することができ

会社の区分を現行の「五億円以上」

公認会計士監査を義務付ける

から「一億円以上」に拡大、計

務省は外部監査拡大の具体案とし

〇月一一日の日経新聞は、「法

法二条の基準の修正を示唆するな されてはいるが、例えば商法特例

された内容は、ほぼ来年三月の改

で言われていた問題まで掘り起こ

してみよう。

の導入にあることがはっきりして

の中身を検討する場ととらえるこ

会計士会を抱きこんだ外部「監査」

議決権行使など簡素化の部分も残

を受けてない会社において、 の監査又は会計専門家の「調査」

쥝

できる。

と言うものである。なお

めにより受けるものとすることが

会社以外の株式会社は、定款の定

ためであったのか、

債権者は、その債権の弁済を受け

よっては、

法務当局が税理士会と

回の決議や、

総会での書面による

(=監査) が成り立つかどうかと

は

税理士と公認会計士との職域

題点」に比べ、より以上に規制の

ってより大きな問題を含んで登場

は資本金一億円未満かつ負債総額 基準を修正③商法特例法二条また 査」との関連で商法特例法二条の

○億未満の基準に該当する株式

してきた。それは、「計算の公開が

強化の側面が強まったことに気づ

研究会による研究会は、 たとのことである。この商事法務 ともかくも参加することを決定し ての参加か形は不明ではあるが、 るいは個人が日税連の意向を受け

一般的に

濃く反映されており、

、前回の「問

に外部監査を導入する意図が、色 考案」の内容を見ると、中小会社 踏まえた上で、改めて今回の「参

されていたこの問題は、「参考案」 するとの意見があるがどうか」と き、取締役の対第三者責任を強化

該当する有限会社の専門家の「調

れは、①商法特例法二条の基準に より具体的に提示されてきた。そ

に至ってはるかに字句も多く、従

問題にからんだ意見調整の場とし

て受けとめられているが、見方に

く。

確かに、取締役会における持

されていない会社及び会計監査人

「実際に計算関係のディスクロ

/改正の当面のねらいは何か/

会において、日税連としてか、あ 聞くが、一〇月二四日の正副会長

する以外にない。 連の正式な発表がない現在、

さて、このような内外の動向を

公開が不十分な非公開会社につ

問題点」では、「監査や計算の

会計監査人の監査は、「参考案」で 上のものに強制するとされていた を設置することもあり、 を交えた「外部『監査』研究会」 対して日税連は当初、独自に学者

その参加

については消極的であったと伝え

までに間に合わせるものと、日税

憶測

との立証ではないだろうか。

及び非公開会社のうち一定規模以

「問題点」で、公開株式会社

の所以であろう。

二、取締役の責任強化

ことであるが、このことは法務省

丰

会計監査人による監査

に経済学的な視点が欠けているこ

作成証明基準」の成案を改正試案 ことから、懸案の「会計帳簿適法

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



行 所 -税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電話 (816) 3346 発行人 下田友吉 (1部 100円) 編集人 岡田一馬 (年極 1,000円) 会員の購読料は会費に含む

改商 正法

に対する東京税理士会の見方

「シリーズ・第三次商法改正問題を考える」から

題に関し一年前から「シリーズ・

理士界」では、今回の商法改正問

東京税理士会の機関紙「東京税

たことがうかがえる。

さらに大蔵省から一名と、

法

たが、「参考案」では株式会社二千

有限会社一千万円とされてい

問題点」では株式会社二千万

最低資本金

第三次商法改正問題を考える」を

十一月十一日付の

の中で、「とくに鈴木部会長より

「外部【監査】問題研究会」が設

の問題は単に金額の問題ではな とされている。言うまでもなくこ

いことが取締役が実質上の無限責

る。つまり、「調査」を受けていな 程度示唆するものとの見方もでき この項目は「調査」の責任をある 責任も含まれるわけであるから、

千万円未満かつ負債総額三億円未

の範囲を株式会社では、資本金三

満のものは省略できるとしている

会計監査人の監査を受けない

会社総数のほとんどを占める

また、日税連でも前述のとおり

部会に出席して」というレポート

塚日税連副会長は、「法制審商法

め三名が予定されている。 務省からは稲葉威雄審議官をはじ

日税連会報九〇一号において大

この 『調査』の内容、責任につい

て税理士、公認会計士両会に対し

相談したい旨の依頼があった」

法監査問題研究会」に参加が予定

理士会は八名とし、学者には、「商 置され、その構成を学者三名、税

鈴 と

商事法務研究会のセットによる 木部会長が会長を務める社団法人 記述しているが、これは後日、

男中央大教授、森實神戸大教授が

の最低資本金の問題に対して「中 新聞報道によれば、通産省は、こ 予想されるところである。最近の の制度の導入による大混乱は十分 中小会社の存続の問題であり、と

にせよこの問題は専門家による があるということである。いずれ

「調査」と深くかかわりあいが出

かどちらかを受けなければならな

監査人の監査か、あるいは「調査」

任と見合いの形で出てくる可能性

門家の責任もこの取締役の無限責 ることから、「調査」を行う会計専 任を負うかどうかの判断基準とな

円以上または負債総額一〇億円以

上のものとしている。これにより、

原則として全ての株式会社は会計

ものとし、

有限会社は資本金一億

小企業の経営基盤を揺るがす恐れ

り、安藤英義一橋大教授、檜田信 されている新井教授の推薦によ

候補者として上げられたというこ

して実現する運びとなる。これに 商法監査問題研究会(仮称)」と

とである。この研究会の存続期間

がある」として、近く研究会を設

法務省に働きかけていくとの

要があろう。

てきており、今後の検討を待つ必

は

来年三月頃までとされている

目 次

(毎月一回15日発行)

一頁…商法改正に対する東京税 理士会の見方 通産省も商法問題研究会 中小企業の立場で検討開 「商法監査問題研究会」

法制審議会商法部会の鈴木竹雄

商法監査問

題

研究会」発足

発足 ・歴史考察、税の歴史、 二頁·

開かれ、まず名称が「商法監査問 が成り立つものかどうか、学者、正の焦点といわれる所謂「調査」 議会が設置されることになったが 部会長の要請により、今時商法改 公認会計士、税理士中心による協 一月十三日にその第一回会合が

中谷洋一、増田浩二各氏である。 庁担当官がオブザーバーとなって 四名に法務省、大蔵省、中小企業 題研究会」と正式にきまった。構 いる。公認会計士代表は南光雄、 認会計士三名、税理士三名の計十 会計学者五名、商法学者二名、公 成は、早大新井清光教授を座長に

公認会計士協会代表も出 席

一いとして、「会社法改正問題研究 の商法改正問題を充分に検討した 上、企業の活力上の観点から今回 通産省においても中小企業行政

討項目」における「調査」は成り 置の趣旨説明、先般示された「検 当日は出席者の紹介と研究会設

|委員会||を設置し、去る十一月八 日に初会合を開催している。 「問題点」の概要説明が行われ、 当日は同研究会の運営方法や

外部「調査」等を研究するという。

し比較しながら検討を加えたい。

ハより規制が強化された

参

か」(「商事法務が一〇五五」)など 程度示唆することにはならない けることは、「調査」の内容をある

意見が出されたようであるが、

項二号・九号等に限定した「監査

家による、商法二八一条ノ三第二

定規模以上のものは、会計専門

を強制する、とされていた外部「監

監査を受けない非公開会社のうち

「調査」の内容には当然「調査」の

査」制度は、今回、専門家による

「調査」と名前を変え、その適用

立つか否かの検討の緒が論じられ一どうなるかは現在不明である。 た模様であり、同研究会の帰趨が 成り立ち難いとする疑問を呈示し たようである。 公認会計士代表は

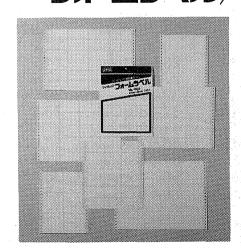
産省も商法問題研究会 中小企業の立場で検討開 始

省としては今後とも中小企業団 会の意見について説明があった。 商工組合中央金庫の委員から各 商工会議所、全国商工会連合会、 た同研究会メンバーでもある日本 制等の検討を通じ、最低資本金制、 体、大学からの意見内容、各国法 大学教授等が参加している。 「問題点」に回答意見書を提出し (水澤隆雄氏)や税理士、弁護士、

務め、 肺炎のため逝去された。八十七歳。 お=第一税理士協議会規理事・支 氏は長く公認会計士協会理事も 昭和六十年十一月一日急性 公認会計士功労により監授 養雄氏(たまいえ・よし

されている。本会から花環寄贈。 去。七十五歳。本会から花環寄贈。 褒章、勲五等双光旭日章等を受意 十年十一月十日食道癌のため逝 桦 税理士協議会会員)昭和六 明氏(まつした・あきら

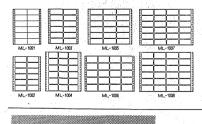
企業の意見がどのように受けとめ ける公開など問題にすべき点は多 のほかにも計算書類の登記所にお テーマに向って進みつつある商法 査ならはじめからする必要はなか あるようであるが、そのような調 あって、何も検討していないので ある。一部には、企業会計審議会 回の商法改正の対象者である中小 でも常に疑問に思われるのは、 い。しかし、これだけ触れただけ 究会」の設置が急がれていること 参酌するにあたらないとの意見も は客観的に調査、報告したのみで られたのか、また、まだ記憶に新 について簡略に触れてみたが、 いことになる。この「調査」の内 ったのではないか。一つの明確な しい企業会計審議会の報告は何の 容等は不明であるが、これは 以上、「参考案」の柱となる部分 ということで 研 \Rightarrow ے マイタック. マイタック



フォームラベル

ベルです。コンピュータに記憶させた内容を直接ラベル に印字できますので、ダイレクトメールの宛名用等に幅 なくご利用いただけます

8番		ラベル(mm)	シート(04)	シート(mi)
	ラベル(時)			
ML-1001	316×14	86×42	7&×10	198×254
ML-1002	3 t × 1 ±	84×38	8×10	203 × 254
ML-1003	38×1+	91 × 38	8±×10	216×254
ML-1004	28×14	66×42	10×11	254 × 279
ML-1005	38×1±	91×38	12±×10	317×254
ML-1006	3₺×1₺	79×46	14×10	355×254
ML-1007	3-8×1±	84×38	15×10	381 × 254
ML-1008	38×14	84×42	15×11	381 × 279









複写機) でコピーできる粘着ラベルです。宛名の原 稿をコピーするだけで、簡単にダイレクトメールや 案内状、商品に貼る宛先ラベルが作成できますので、

発送作業を大幅に合理化できます。 <u>品番</u> ラベル シート 中箱 <u>価格</u> ML-501 74m×35mm A4 5/1ック 1.100円 ML-502 74m×42mm A4 5/1ック 1.100円 1/パック 20シート入



❸ ニチバン株式会社

: 〒102 東京都千代田区九段南2丁目2番4号章(03)263-0151(大代表)
: 〒060 札幌市中央区北五条西6-2札通ビル章(011)231-2310代)
: 〒983 仙台市幸町3-11-3第1小西ビル 章(0222)97-2155代)
: 〒330 大宮市宮原町3-147 章(0252)46-3261代)
: 〒950 新潟市米山10-8丸信ビル 章(0252)46-3261代)

東京支店:〒103 東京都中央区日本橋本町2-2小津ビル 千葉出張所:〒260 千葉市新田町137大丸ビル 八王子出張所:〒192 八王子市南新町10線建センタービル 横浜支店:〒221 横浜市神奈町10線建センタービル 静岡出張所:〒420 静岡古市中区全2-13 名古屋支店:〒460 名古屋支店会39タカシマ名古屋ビ 松本出張所:〒399-65 松本市芳野14-10 金沢支店:〒920 金沢市間屋町1-93

☆(03) 666-3101代 ☆(0472)48-1085代 ☆(0472)48-1085代 ☆(0426)28-7591代 ☆(0426)28-7591代 和歌山出接所:〒640 和歌山市大田275川遠ピル ☆(075)681-1781代 ☆(075)681-1781代 ☆(075)681-1781代 ☆(076)203-7591代 和歌山出接所:〒640 和歌山市大田275川遠ピル ☆(074)743-73151代 ☆(0762)247-1857代 本(0762)261-1441代 ☆(0263)27-1863代 福岡支店:〒780 高松市中央町7-26 ☆(076)238-0801代 徳児島出張所:〒890 鹿児島市鴨池1-48-11

た。「わが君のご三人の賢息を比 きことを主張したのは忠隣であっ ら明快に秀忠公家督相続者たるべ

勿論嫉妬心に間違いはないにして

が上にも刺激したといわれるが、 ったことが、正信の嫉妬心をいや 名・旗本・御家人の間に人気のあ

はなかった。ところが、真っ向か

かあるので、歯切れのいいもので

れぞれ意見を述べたが、世嗣人事

向く者無慮数百人と伝えられるほ

ど忠常の人望は高かった。

忠隣・忠常父子がこのように大

は無断で秘かに小田原へ弔問に出

)問題となると殊に後の差し障り

あるべき道理はなく、ただ秀忠公

進めていた正信にとっては、忠隣

しておられる。天下を継ぐべきお におかれては勇のほかに智も兼備

知らぬところで家康の考えが左右 が獅子身中の虫と写った。自分の

旧武田の重臣穴山梅雪の家老であ

事件というのが起きる。この男は、 てて加えて、馬場八左衛門の讒訴

私はもともと寝つきの悪い

ねません」と意見を述べている。

れては政道の鼎の軽量を問われか

露ほどの私心もござりませぬ」 かの大事でござる。私の申し条、 永遠の繁栄の基礎が成るか成らぬ は天下授受の問題であり、ご子孫

と直ちに指を切って起請を立て

税

決定して久しく、些かの失敗の趣

ませぬ。秀忠公ご世嗣の儀は既に

これは大殿のお言葉とも思われ

きありたるからとて、ご動揺召さ

第

の思惑ではない。常に重臣の間で

が生じ始めていたのは、家康だけ

実は秀忠の家督相続問題に疑義 家康は少し不機嫌になった。

くすぶり続けていて、遅参問題が

2 浸潤のそしり

このことがあってから、秀忠の

目がつぶれた形となった。 相続を本決まりとした。正信の面 言や好し」と言って、秀忠の家督 たと伝えられる。家康は、「忠隣の

者だった。それぞれの主張を個別

嫡子の忠常もまた、「時の賢人」と 忠隣に対する信任が厚く、忠隣の

呼ばれ、秀忠の覚えめでたく、「御

本多正信は以前から秀康擁立論

こ家康は、 正信、 忠隣とそして井 に聞いていてもラチが明かないの

直政、榊原康政、本多忠勝、平

いう。忠常は慶長十六年(一六一 当代無双之出頭人」と称されたと

一)十月、父に先んじ三十二歳で

きっかけになったに過ぎない。

目を継がせるには心許ないと思っ

たのである。この時忠隣は強く、

を諮問した。関ケ原大合戦に遅参 あらためて誰が二代将軍に適当か

9るような

秀忠では、

重要な二代

り、早速、忠隣を呼んで、秀康・

原戦後家康は、大坂城西ノ丸に入 ボスト家康問題の際である。関ケ ことは正信の項等で前述した。 の間に深刻な感情的対立が生じた 秀忠補弼の責任をめぐって、両者 れて関ケ原大会戦に遅参した時に

決定的になったのはその後の、

秀忠・忠吉の三人の男子のうち、

進んだ秀忠軍が真田昌幸に翻弄さ

なぜ不和が生じて行ったのか。

本多正信と大久保忠隣との間に

まず、慶長五年(一六〇〇)九

大久保忠世 忠隣

た。家康は伊賀越の際土民の刃

信と忠隣の意見だけがハッキリし 康は益々不機嫌であった。ただ正 結果を聞いた。六人六様なので家 ている。そこで家康の目の前で二 言し、榊原康政が同調した。 人は秀忠公をおいてはない」と断 人に討論をさせた。 との時忠隣は熱涙を溢れさせて 後刻家康は六人を呼んで討論の

は「乱世にあっては武勇こそ崇ば おいて討論に敗れたらしい。忠隣 位録問題が絡んでおりましたら最 ではありませんぞ。国郡の分封や しているから公に贔屓しているの できません。私は秀忠公にお仕え 人でなくては天下を治めることは は平定し、爾今は文武兼備の器量 れますが、関ケ原戦によって天下 われる。クールな正信はその点に 秀忠公たるべきことを説いたとい と表現し、つまり正信がじわじわ をめぐらす。忠隣には、この頃ご ったといっている。 同様の振舞いが目につき、大御所 ておりますと、あたかも公方さま が出易いもので、相模の様子を見 相模は怠けていると告げ口し、 と家康父子と忠隣の間を裂いて行 せぬな」と愚痴った。松浦鎮信の 様の御前も昔のようではござりま 遠慮させ、家康や秀忠にはこの頃 る。そこで彼はことある毎に陰謀 えた。えてして謀臣の陥る道であ 前はお主を批判していると出仕を 「武功雑記」はこれを「浸潤之譜 「人間というものはと角奢りの心

厦のこともありましょうが、こと

3 守康通の息安芸守忠義が行状不良 の縁組に立腹した。実は石川長門 忠隣は岳父である石川家成の息子 は山口伊豆守重信の一件だった。 で秀忠の勘気を蒙り、蟄居中で、 子伊豆守重信に娶せた。秀忠はこ して、これを山口但馬守重政の息 の長門守康通の娘を自分の養女と 忠隣の妻は石川日向守康成の娘で 忠隣失脚のきっかけになったの

ことになる。

大久保長安事件が起こる。忠隣に ઇ 忠隣を面白からず思うようになっ 信の愚痴が事実となって、秀忠も 隣の出仕は滞りがちになった。正 何うのが当然ではないかといっ られる前のことで、蟄居を命ぜら 受けたと主張したが、幕府側はそ 五千石を没収され、登居させられ 日何と山口但馬守重政が所領一万 のとされ、この慶長十八年正月八 ず強行したのは上を蔑ろにするも その妹の結婚を将軍の許しも受け とっては不利な条件の重なりであ た。これ以来面白くなくなった忠 れたからには改めて将軍の御意を たのだった。忠隣は将軍の許可を た。加えてこの慶長十八年四月に れは石川安芸守忠義が蟄居を命ぜ 益々正信の思う壷だった。 う。あとは総て言葉にも出さ もって現実の処理のみを行 う信念をもち、未来に希望を からやれば必ず良くなるとい うにもならない事がある。そ 尽し、努力しつくしても、ど 例えば事業経営にいきつまっ 事に立ち直った事を思い出 かったが、それを突破して見 た場合など、それまでに手を 将来にたいしても不安を感 とが起ると、それを気にして し、ここで倒産しても裸一貫 事位始末の悪いものはない。 なくなることがある。 とかく考えても仕方のない 愚痴を言ったり夜眠むれ

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

記論をさせた。 正信は、 三河守秀 石親吉ら重臣を集めて世嗣問題の

節こそ武勇衆に勝れ、世嗣たる

訃報が広がるや、支配方の頭共へ

夭折したが、病床にはもとより、

)器量人と称揚した。 各重臣もそ

|されることは彼にとっては最も警 とする人間は組織を乱すものと見 に、正信とは別なルールを守ろう 戒すべきことであり、忠隣のよう (二・完) 家康が慶長十八年十二月三日、駿 熱心でなかったので、忠隣を恨み、 申し開きを頼んでいたが、忠隣が ていたという。馬場は常に忠隣に となっていた。当時八十歳を過ぎ 臣共を宰領させた。が馬場は他の 府への帰路の途次、江戸から扈従 冢老と権力を争い、忠隣にお預け

代に武田の姓を与え、穴山氏の旧 一倒れた梅雪を憐み、

わが子万千 してきた正信に、「忠隣に謀叛の とになる」と断わり、配所で没し じた主君の非を天下に知らせるこ そうとしたが、「他人の讒言を信 公された。後に井伊直孝が取り成 月十九日、改易させられ居城を収 るが、とに角忠隣は慶長十九年正 密告を真に受けたとは不可解であ 変康ともあろう者がこんな老人の 企てあり」と密訴に及んだ。 徳川 (税理士今村秀夫)

鉛語錄 人間的魅力の発揮法

生涯が楽しく幸せな人という がいを感じ、精一杯に生きて きているのである。だから、 いつも、そのとき現在が生き る。およそ人間は、すべて時 いていれば、その連続として 々刻々、その時そのときを生 ないものにする。」とのべてい 不安感を抱き、現在をつまら る。愚者は未来について暗い 希望をもち現在を楽しくす 賢者は未来について明るい 冒頭の語録につづいて、 とった姿勢は換えずに寝返り のすべての力を抜いて、横む ず横になった時、手、足、 なくなった。その方法は、 で、眠むれなくて困ることは きでも、上向きでもよく布団 この頃は自己訓練を行うこと 方で昔はときどき寝つけなり た姿勢になる。そして一たん に困ったことがあった。この に体の力を抜いてだらっとし

になることとか、不愉快なこ ところが何か身の周りに気 を休めて、いつの間にか寝て うでも、目を閉じていれば体 や二晩眠れなくてもよい、 は打たない。最後にこれが最 そこに精神を集中する。 その為に吐く息を永くして、 る。これがなかなか難しい。 雑念や妄想がわいてくるとき いるものである。 さらに頭に を定める。又、寝ていないよ れればいつかは眠むれると心 も大切なことだが、もし一 すべて考えないようにす これを打ちけし、打ちけ

雨の日、風の日どんな日でも 好い日だというのではない。 のがある。これは単に毎日が ととである。 親鸞も「地獄も

賢者は過去の明るい思い出

ド」が日本の伝統的宗教である スエス・フランシス・ハモン 米国海軍フリゲード艦「ユーエ 月間のオーバーホールを終えた

本年六月二十一日早朝、七ヶ

鎌

雑

記

いの由比ヶ浜冲に行き、艦首を

軍大佐で早く退役していたある

様にいっている。「先日、もと無

神主二人と乗務員家族三八〇名 されていた鎌倉の鶴岡八幡宮の けた。当日同艦は前もって依頼 神道によってお清めの神事を受

とって幸せであったと思う。

円覚寺の朝比奈宗源氏は次の

余りを乗せて鶴岡八幡宮の真向

を想起し感謝する。愚者は過 去の暗い思い出に犯され、そ

が参列者にあった。 初めてお清めの神事を行えた事 木簡が出土して活目された。 良時代の租税等のことを記した 堀中の御成小学校の敷地から奈 文化を重んじたこの艦長に好感 たわけである。私は日本の伝統 通り、八幡宮に航海安全を祈っ を光栄に思います。」という挨拶 われ、艦長から「米国海軍史上 が奉納品を祭壇に供え、威儀を て艦長夫妻をはじめ乗務員家族 鶴岡八幡宮の方に向けた。 そし を持った。鎌倉といえば先頃発 止して整列するなかで祭典が行 くまで片田舎があったといわれ 郷に入らば郷に従えという諺 今まで鎌倉は頼朝が幕府を開 出会った。つまりわが国は敗れ っていたが、私もこれを肯定す るべくして敗れたのだ。これを べき事実には戦時中いくたびが を抑えきれず、ずるずると開戦 ると思った者は一人もなかっ 老人が、もし我が海軍の首脳部 説得する力を欠いたためだと語 部に肚がなく断平として彼等を の青年将校達の向う見ずの策動 にあったものでこの戦争に勝て しなかった。海軍の相当な地位 五人いたら、このたびの戦争は に本当に肚の出来た人が三人か それだのに二・二六事件以来

の桜狩、紅葉の錦着て帰る……」 様な関係で太平記の一節にある 鎌倉時代には今の裁判所にあた 倉駅に近く、鎌倉駅との聞には、 憶がある。その場所はまた、鎌 る問注所が置かれていた。その という名調子でしるされた日野 北条氏は政権を取るまでは、 負ったといわれる。それが北条 義時が地頭請所として年貢を請 承元五年 (一二一一年) に北条 氏の所領となっていた所に力関 ともとは藤原摂関家の所領で、 て残されているが、富田庄はも るという書状が重要文化財とし 尾張国富田庄を円覚寺に寄進す 寺の経済的基礎をかためる為に 今日、円覚寺には北条時宗が

禅に一日々是好日」という

いさい頃からその前を通った記

の態度は立派である。」

家がその近くにあったので、ち は御用邸であった。私も親戚の 果からも推定される通り、もと この御成小学校は御成という言 ていたのが覆ったわけである。

たて、二十余年の長期抗戦をつ 侵略に対し、周到綿密な計画を

づけ、見事に強敵をくじき、

家防衛の任を全うした北条時宗

思うと文永弘安の昔、大蒙古の

理 士 岸本 勝次

ことに質素で質実な印象を受け まとまっていた時に、文永・弘 めるのである。北条氏は亡びた と等が原因を為してぐらつき始 十分与える事が出来なかったこ る。その北条氏も元寇の恩賞を 安の両役を迎えた事は、日本に が、あの質実剛健にして国内が <51>

お好きな期間、1ヵ月複利でぐんぐん大きく ふやせますから、優扱いはもちろん、優枠が いっぱいで課税扱いにしても、 ふえ方はダイナミック。必ずご満足いただけます。

ふやす期間はあなたのご自由

(お引き出し自由) ●30日経てば、いつでも手数料なして、

- お申し出の翌日お金が引き出せます。 ●お申し込みは10万円以上1万円単位。
- *お申し込みの際は、受益証券説明書をご覧ください。
- *発行・運用は野村投信委託。

お手取り分配	記金をご覧ください。(元金 10	
期間	優扱いの お手取り分配金(年利回り)	35%分離課税の お手取り分配金
1 ヵ月	4,563円(5.475%)	2,966 円
2ヵ月	9,146円(5.487%)	5,940 ⊨
3ヵ月	13,750円(5.500%)	8,923 円
4ヵ月	18,375円(5.513%)	11,915 用
5ヵ月	23,022円(5.525%)	14,916円
6ヵ月	27,689円(5.538%)	17,926 円
7ヵ月	32,378円(5.551%)	20,945 円
8ヵ月	37,088円(5.563%)	23,973 円
9ヵ月	41,820円(5.576%)	27,009 円
10ヵ月	46,573円(5.589%)	30,055 ฅ
11ヵ月	51,348円(5.602%)	33,110 円
1年	56,145円(5.614%)	36,174 ∄
1年3ヵ月	70,667円(5.653%)	45,420 ⊨
87 friends & H 1 H III Acr	D分配米年5 475%で計算した概算値です。利米変更等ありま	すので、一応の目安してお考えください。

お気軽にご来店ください。 「初めてのお客さまコーナー」 開設! ■お電話でのお申込み・ご相談は……(03)205-1001(代)

SETA-1 AR

新しい魅力で 身近なおつきあい

新宿支店

郵便番号 160-91 東京都新宿区新宿5丁目17番9号 (三光町交差点カド・伊勢丹ソバ) 電話 東京 03(205) 1 0 0 1(代) 考の必要、その二は税法改正に対 す。その一は税務対策に長期的思

楔が必要となっている と考えま としており、業務運営に発想の転

★一局複数会制の 早期実現をはかる

★税理士会の 正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

サービスの方法の発見につとめた

員先生方にこれらに対する具体的

第一税協は衆知を集めて努力し会

柷務調整方法の動向であります。 する迅速な情報の収集、その三は

いと思います。

題は商法の改正問題でありましょ

次のとおり、決定しました。

上にとっても本年の最も大きな課

次に公認会計士にとつても税理

を臨時に招集しまして、新しい年

(新年度を含めて) の基本方針を

た。今後は、第一税協の機関誌を

究会に近税研から研究員を参画さ て 近畿会の税務委員会の月例研

会員各位 (三三) 名) に配付する

第三に、会員増強について、税務

べて第一税協に委せきりであっ

し活動しており、政治活動は、す 近税研は、専ら研究団体と

務局において、近畿税研の理事会

去る十一月二十五日、

いて

第二に、協会活動における京滋・ 兵庫・近畿の三会の連けいについ

5切れないままに事態がジワジワ

第一に、

第一税協との連けいにつ



めによろしくご援助の程お願い申

今年の日本経済は急激な円高シ

発 行 所 一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電話 (816) 3346 下田友吉 / 1 部 岡田一馬 年極 1,000円 編集人 会員の購読料は会費に含む

主要目次

-二頁…年頭挨拶 年頭挨拶、商法改正問題 と税理士会、西日本税理士会の動向、税政連の活 動から 五頁…歴史考察、税の歴史、銘 語録

六頁…年賀名刺広告

元 旦

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

す。本年も第一税理士協議会のた 明けましてお芽出度うございま | と官側志向の方向に進んでいるよ | を高くして叫び続けているのです うに思われてなりません。総論賛 年 頭 第一税理士協議会 所 下

ます。第一税協としても独自の考 かないのか、まことにつかみきれ 導を待って動くべきであると考え はなく、日本公認会計士協会の指 えで具体的運動に突入する段階で ないのがこの商法改正問題であり 成各論反対なのか総論反対各論賛 成なのか、立て前と本音があるの をお願いしてやみません。 が見付からないのが大きな悩みで が仲々成果が得られません。 あります。諸先生方の絶大な協力 いるのですが、これはという名案 いながら色々と迷案をめぐらして という具合に行かないものかと願 は寅年です「猛虎一声山月高し」

た会であります。若手税理士、婦 士清流の会が発起人となって作っ

の控除停止など今までなじみのな をカバーするために、繰越欠損金

次に、第一税協の年来の課題は

影響の比較的少ない業種ではあり れの税理士業務は景気の変動には するものとされています。 われわ 多数の意見では暗い見透しで推移

が、不景気による税金の減収

満を持しているのが現状でありま

い税制改正がいくつか行われよう

ります。このことは役員会員が声 会員の増強と財政基盤の確立であ

田 友 吉

> かに論点が絞られてきたようであ くて簡便な保証行為が可能かどう か変っても中味は同じか否か、安

心があります。監査が調査に名称

会計士の垣根問題のような、い

うして役員会員一丸となって若い のように、各派の税理士が同じ地 りの援助助力をして行くことに努 認会計士の先生方もどうぞ入会し とする会は他にはありません。 めております。税理士21世紀の会 税理士の社会的地位を確保高揚せ 的は税理法第一条の「独立した公 む先生方が集り着々と会員が殖え これは監査人の立場からで、

起きてる酒屋にや というのがありま

借りがある。 思えてならないのであります。 の会社の財務諸表が不確実なもの すが、これを監査にあてはめます 表の危険性が野放しになるように 情を、簡易制度を導入することで 自らの工夫で調査を行っている実 なものであり、与信者は、各自が であるという保証をしているよう がないという社会制度は、それら て保証することとなれば、財務諸 これらの諸表の安全性を制度とし ます。現在の小規模会社に監査 江戸の川柳に へ酒は飲みたし へ監査やりたし、報酬安し、

査を受ける会社からは ものであります。 いずれにしても、第一税協は複 へ監査受けたし、 腰がない というような 報酬高し、安

て、所期の目的を達成すべきであ 局一会)の下に生れた会であり、 事なときは、会計士協会の政治活 であるのですから、東西相呼応し 一による研究団体であり、一朝有 一税研は税理士会在籍の公認会計 | 税理士会の基本方針(現在は

近畿税務研究会 会 長

近

柗

正

雄

どお願いします。 いいでは、

いいでは、

いいでは、

にいいでは、

にいい こととしますのでよろしくご協力 の会報を近税研の会員に配付する 法というイメージから、 大阪国税局 担当官) 紙税(担当官・一般公開) 商法改正問題も、大小会社区分 以上のようなことで、第一税協 調査部の事例研究(調査官 十一月 資産税事例



会の活動をPRし、若い人の入会



賀'86





静まりかえった森。 圧倒的な水量を運んでいく河。 群れをなして咲きほこる花。 ただ、転がっているたの岩。 自然は、黙した時に一番の生命力を発する。 モルト原酒とカフェグレーン。 二つをブレンドし再貯蔵した樽から、 そのままのアルコール度数51.4° いままでにない重厚な香味がひろがる、 「ニッカウヰスキー・フロム・ザ・バレル」 沈黙の樽(バレル)から香り立つ生命力。

樽からそのまま、51.4 NIKKA WHISKY FROM THE BARREL

フロム・ザ・バレル 2.800円(標準小売価格) 500ml・ウイスキー特級

NIKKA WHISKY

明けましておめでとうございま |

新春を迎えて皆さまのますま

すのご健康とご多幸をお祈りいた一ていることに対し心からお礼申し一定着傾向の影響が、徐々に浸透を

を戴き、年ごとに交流が深められ します。また平素は格別のご厚誼

最近の経済情勢をみますと円高

税

協

と相まって税務代理士制度から

|昭和二十六年、シャープ税制

業務、体質において大きな転機

今日、税理士業界は、制度、

を迎えていると思います。

発想

税理士11世紀の会

竹

浩

司

中核体である東京税理士会のな

年十二月十四日、欠損法人の新規 十二年に先送りされたものの、 門家から、更に大きく転換して

がかけられています。いずれにせ 質的な購買力が伸びることに望み一

題です。なかでも簡易な監査

よ体質的に弱い中小企業に観寄せ

しておめでとうございます。

第一税理士協議会の皆様あけま

うな常識破りの発想が必要。また

性は解放するので大事なものを持

くはない様でございます。 ばかり、本年の経済見通しも明る 々、何れをみてもむずかしい問題

然しながら考えようによって

仕事でもこの話にあるよ

な狭い国土で資源のない国で欧米

社団法人 全日本計理士会

会長

中

西

豊

平

に思

国債の発行を減額しつつ、一応の

新年のご挨拶と致します。

ました。「中世ドイツでの話。陥

毎日新聞夕刊で面白い記事に接

御礼申し上げます。

慶びを申し上げます。旧年中は一

の一節が紹介してありました。さ

で新春をお迎えのことと心からお

下田会長はじめ皆様にはご壮健

る会社でありたい」と、松下電器

そんな新しい発想を受け入れられ

して誠にありがとうごぎい まし 方ならぬで指導で交誼を賜わりま

税理士桜友会を代表して厚く

い感銘を受けました。

財政再建、貿易摩擦、円高問題等

業の首脳者にしてこの柔軟性、深 すが!と申しましょうか、一流企



税理士制度に大きく脱皮し、今 会長

するものであり、今後制度を検 要請は、更に大きく変質いたし 今の第三次商法改正構想にみる 日の発展の基礎を築きました ました。そのことは、単に税理 ように、税理士に対する社会の 会計人制度全体の在り方を暗示 士制度のみならず、わが国職業

ます。このことは業務の問題に が強く求められていると思われ いても大きく関連してくる基本 討するに当たっては発想の転換

は同慶にたえません。

援をお願いいたし、ご挨拶に代 今後とも一層のご指導、ご支

それに対して企業の増加率は低 に、従来いわれている税務の専

最近、全国的に過当競争とい う言葉を屡々耳にするようにな 形態を変えていく可能性を包蔵 増加傾向が変わらないとの仮定 がわかります。そのうえ電算機 が零細化の道を辿っていること 少傾向がみられ、税理士事務所 それに比例して関与先件数の減 は急激な増加を来たしており、 査の結果をみましても、税理士 に立てば、今後十年間を経ずし しており、今日までの税理士の の普及は近い将来税理士業務の

えさせて戴きます。

巖

新年のごあ

税理士桜友会

問題等々、近々、対応を迫られる ではないでしょうか? 私共業界 頑張っているものだとも云えるの あがったのだと考えれば、よくぞ 伸ばし、国の力がついたから円も 諸国から反ばつされる程に輸出を 幾つかの問題があります。皆様と にも第三次商法改正問題、代理権 新年明けましておめでとうござ

第一税理士協議会の限りない前進 ございます。

今後とも相変らずの ないよう対処していきたいもので も折々に協議し乍ら将来に悔いの 生にはお元気で新しい年をお迎え ます。いつもいつもお世話になり のことと衷心よりお喜び申し上げ 国税理士界の中で、いずれの会派 新たにしている次第であります。 的な活動を示し、諸先生のご期待 じておりますが、今年は勢いの盛 います。第一税理士協議会の諸先 流の会としましても何らかの具体 いますので、今年こそ、税理士清 っぱなしで年が経過し心苦しく存 んな象といわれる丙寅の年でござ に添わなければならないと決意を まに推移していました。

九年に設立され、昨年六月四日に にも属さぬ、またいずれの会派も 会員ですけれども、その理念にお

解決に当たろうとしていること が相集い結束してこれらの問題 また良識ある同憂の税理士各位 界は到底対応できません。 この変化する情勢に、税理士業 ばなりません。そうでなければ だ体質は一日も早く是正されわ がおり、それがそのまま会務の 納税者の権利擁護を主唱する者 正しく認識せず、否定さえして 会はじめ友好団体に支えられ、 幸い税理士21世紀の会は、貴 拡げているようで、むしろ景気の が、このまま放置すれば税理士制 土の増加率が上回る現象の定着に 思われ、企業数の増加率より税理 を生み、またこれからの税理士を よって、将来ますます税理士浪人 との傾向は今後ますます強まると 税理士が増加し、反面関与件数は 万六千人、五十九パーセントもの 前回の調査に較べこの十年間で一 税理士実態調査の結果によると、 に対する課税理論の研究が急がれ されないかと考えられ、欠損法人 体化されようとしています。中小 課税を自民党税制調査会正副会長 一・九件も減少をみています。 税理士業界をみますと、第三回

決があっても抜本的な解決にはな

なれ、例え妥協による一時的な解 ると認識し、論争の発火点にこそ

たれているのが第三次商法改正問

21世紀は青年の世紀 税理士清流の会 村

弘

用せず、あくまでも個人の意志で 終始諸先生に訴え続けてきた夢の ことを諸先生にお呼びかけしたこ 会派のままですので時に大きく羽 理念とも共通し、また二十年の間 士江世紀の会」であります。 ともありましたが、志を得ないま 博きたいと、大組織に衣替えする 歴史ばかり古くてもいつまでも小 ば私ども税理士清流の会の設立の した。しかし私どもの力不足で、 そこに登場してきたのが「税理 のに、税理士業界はそれに対応で な組織はないわけです。必ずや五 を展望されるよう念じてやみませ 世紀の会に入会して頂いて21世紀 年税理士の諸先生とそ、 きる体制とはなっていません。青 どんどん税理士が増えております 呼べるものと信じております。 千名の近税正風会と同様なまでに しておりますので、これより大き 国の心ある税理士の大団結をめざ 榜して小異を捨て大同につくわが 的税理士像・税理士界の確立を標 ん。税理士清流の会と致しまして 呼応してバラ色の税理士21世紀を 発展することを期し、やがて東西 特に21世紀は青年の世紀です。 税理士21

ピグマシリーズは公文書に使用できます。

年部の強化に特段の努力を傾注す は、今年は税理士21世紀の会の青

抜本的見直し論が東京・大阪を中 の構想のなかに、見方によっては、 心にたい頭しつつあることも見逃 なって、わが国職業会計人制度の です。そういう苦い経験が反省と す。職業会計人の長い歴史を顧え らず、常に火種が残されるからで わらず結果はさきに述べたとおり ますと論争に浪費されたエネルギ は余りにも大きくそれにもかか

うに思われてなりません。



'86

建式会社サクラクレバス



された土俵のなかで、



水に流れない耐水性です。●日光に長時間さらされても変色しません。 なめらかな毛筆タッチの書き味です。感熱複写・製版に最適です。



※ _{株式会社}サクラクレパス

が商法改正試案作りに反映するも

および税理士を主体に、関係行政 会計学者、商法学者、公認会計士 別に商事法務研究会に依頼して、

同会合は、法制審商法部会鈴木

こで審議を行っている」と述べて

官庁も加わった研究会を設け、そ

ざる心境」と述べているのを見て

の英知と総力を結集して、対処し

なければならないというのが偽ら

ものを含み、研究会のメンバーは

役員の論調と結びつけると税理士

東京税理士会法対策特別委員会

たとえば「大小会社区分問題に

(四頁へ続く)

らしを作成し、中小会社へ配布し 次商法改正でどうなるか。」

なるち では、旧

川、

「あなたの会社は第三

に銀行が金を貸さなくなったり、

れることが予想されます。

抽象的なものの、両者に続く他の も明らかである。この文言自体は し、「調査」に関する何らかの結論

が予定されており、全八回で終了 ると、あと二月末までに二回開催 お互いに意見を開陳し合った段階

と吸かれている。聞くところによ

は、専門的要素が多いので、直接

している。ただ、その内容いかん

に商法部会で検討することを避け

業の業態の変革等を、よく展望し、 な目で、税理士の制度と、税理士 い、本塚文雄同専務理事が「大き する重要な意味あいをもつ」とい

特に商法問題等については全会員

あなたの会社は第

少なくとも昨年までの段階では、 審議内容を知ることはできないが

その内容の検討を続行することに ればならないものとしたうえで、 会社は、この「調査」を受けなけ たは負債総額一〇億円以上の有限

れた。同会合は非公開であるため

の拠って立つ税理士制度ひいては

れる制度の導入の帰すうは、

科

東京税理士会

法対策特別委員会

職業としての税理士の将来をも律

に年が明けた一月には二回開催さ

究会会議室において開催され、更

以上の株式会社、資本金一億円ま

000万円または負債総額三億円

されている中小会社を対象とする

日税連会長が「目下法務省で検討

会計専門家による「調査」といわ

思われる。そのことは、飯島岱蔵

成立の方向に期待しているものと

「商法監査問題研究会」の「調査」

及び十二月十日、十二月二十五日 日に開き引続いて十一月二十七日 授)は、第一回を昨秋十一月十三

範囲の一応の枠として、資本金三、 がある。ただ、制度としての適用 なおその具体的内容を詰める必要

辺回にわたり

(社)商事法務研

関連して「会計専門家による「監」の動きであるが、日税連としては

法務大臣官房審議官は、「計算の

第

研究会」(座長・新井清光早 大教

用いることが考慮されているが、

現段階では「調査」という文言を の監査」との混同を避けるため、

立って苦慮はしているものの、 う商法改正への対応の均衡点上に 東西の税理士会のニュアンスの違

るため設けられた一商法監査問題

焦点である「調査」問題を協議す

周知のように、今次商法改正の

査」については、

いわゆる「正規

最近の動きや論調から

商法改正問題と税理士会

参

考

協

東京税理士会

会長

部

徹

義

年

頭

0

辞

心からご祝詞を申し上げます。 呂にあたり、特段のご理解とご 税理士協議会の会員の皆様に 昨年中は東京税理士会会務運 昭和六十一年の新春を迎え第 日本経済を反映してか、税理士

のご支援を得て会務を執行する め、重要課題が山積するなかで 出来事であり、このことは会員 の東京会は一本化で会務に精励 が、本会役員選挙史上初めての 役員が無投票で選任されました してほしいという要望と受けと におきましては、私をはじめ全

かしながら、低迷を続ける 化、登記所における貸借対照表 低資本金、会計専門家による「調 査」の導入、取締役等の責任強

協力を賜り厚くお礼申し上げま 特に五月に行われた役員選挙 法部会において、商法改正の青 年九月二十五日、法制審議会商 税理士業界にとって焦眉の問題 承知のとおりでありますが、 会社法改正試案(参考案)を内 写真とも言うべき、商法・有限 目途としている法務省では、 て厳しく、会員の業務拡充策の 業界を取りまく環境は依然とし 強力な推進が求められます。 とりわけ第三次商法改正は、 との詳細についてはすでにご 昭和六十三年春の国会成立を 最

ないと考えます。

制改革構想は、課税ベースの広 いと考えます。 抜本的改革を指向するもので、 ますが、まず、国民的な課題と 要があれば関係機関に建議した す。税の専門家として具体的、 い大型間接税の導入など税制の して論議を呼んでいる政府の税 建設的な意見を取りまとめ、必 に及ぼす影響は必至 でありま **柷理士制度のみならず国民経済** さて、本年の事業活動であり

々のご発展を祈念し挨拶といた 第であります。 げ、慎重に対処しなければなら ます。これにつきましては日税 ふれる重要問題を包含しており の提出等、税理士制度の根幹に 譲を重ね、会員の総意を汲みあ 連との連携のもと会内で充分論 善策、会員の健康管理面の諸施 化が進むなかでの互助制度の改 務援助、会員の在会年数と高齢 強化、小規模納税者に対する税 ど支部意見をもとに本会として 上を図るための研修活動の充実 の意見を取り緩めつつあります くしては、税理士制度の発展は いや立法的解釈による改善策な 以上のほか、会員の資質の向

解とご協力を切にお願いする次 を述べましたが、皆様方のご理 のため全力を注ぐ所存でありま 以上、本年の事業活動の一端

最後に第一税理士協議会の益

また、税理士の代理権確立な

致で対処し、税理士制度の発展 また予測される難局には挙会 が、関係機関で十分論議を重ね、 策など多くの課題があります ないばかりか省略もできることや る公告の方法を官報等に限定され の手続等を簡素・合理化すること 株主総会、取締役会の招集や運営 て公表しました。それによります 中小会社は重要な事項に関す

大幅に引き上げられることになり 入され、有限会社の最低資本金は れでいいのでしょうか。 とが予想されます。はたして、そ ・株式会社に最低資本金制度が導

なされます。したがって増資でき 社、有限会社は、合資会社等へ組 間内にこの基準に充たない株式会 ことを認めていますが、一定の期 程度と提案されています。今ある 〇万円程度、有限会社五〇〇万円 そうです。 ず、最低資本金に達しない会社は 織変更しないと解散したものとみ 年)の猶予期間を設けて増資する 会社については相当程度(三~十 台資・合名会社か個人企業とされ 最低資本金は株式会社二、〇〇 ●取締役や株主は無限責任を負う 支払うことになるでしよう。

結果、親会社からの単価の引き下 以上又は負債総額十億円以上は損 の漏洩、財務内容の良くない会社 案されています。 これらの公開の 表・損益計算書を登記所で継続的 益計算書も) 公開させることが提 に公開させることとし、有限会社 により乱用される危険はないでし をつくることはできません。 〇〇〇万円程度、有限会社で五〇 くろうとする人は株式会社で二、 てしまいます。これから会社をつ にも貸借対照表を(資本金一億円 〇万円程度の資金がなければ会社 計算書類の商業登記所への公開 すべての株式会社に、貸借対照 において発行済株式総数は資本の 社に比較して厳しい責任が負わさ とが提案されています。したがっ 求により会社に返還させられると 期間内に受けた財産上の利益に相 り、さらに会社が支払不能になっ 株主等(資本金が例えば五、 を除く)については、債権者の請 当する金額(一定の理由ある金額 た場合株主(社員)は、過去一定 中小会社の経営者には、

限会社法改正試案(参考案)とし を対象とした改正骨子を商法・有 省は昭和60年9月25日に中小会社 小会社を対象としています。法務 昭和56年の改正を経て第三次のも た。参考までに全文を掲載してみ 大会社を対象としたのに対して中 「今回の商法改正は、昭和49年・ れ相当の報酬を負担することにな お得意先が取引をやめてしまった りそうです。 専門家による「調査」を強制さ もとられることになりそうです。 担し、公開しない場合の制裁措置 す。その上公開に要する費用を負 とも予想され、会社経営に様々の 悪影響を与えることが考えられま りして早期倒産に追いこまれるこ

中小会社は概ね次のようになるこ も提案されています。しかしその 事項にスポットをあててみると、 れています。この規制強化の重要 反面で厳しい規制強化も打ち出さ ることになりそうです(ただし、 なりますと「調査」や監査を受け けることになります)。また、そう るだけでなく、その報酬も相当額 以上であれば会計監査人監査をう ○億円以上は「調査」を強制され 資本金一億円以上又は負債総額 で負債総額三億円の株式会社は と例えば、資本金二、000万円 会社は省略できます)。そうします 満かつ負債総額三億円未満の株式 います (資本金三、000万円末 有限会社でも負債総額二〇〇億円 調査」を強制され、有限会社も

きず損害を与えたときに会社債権 そうです。 直接責任を負わされることになり 者から損害賠償を請求されること の取締役は、会社が負債を支払で 家の「調査」を受けていない会社 び会計監査人の監査又は会計専門 ことになりそうです。 になり、取締役は無限責任に近い 計算の公開されていない会社及

きに直接の責任を負うことにな 位にある間に発生した未払賃金給 料等につき会社が支払できないと る株主・社員)は、その支配的地 ○万円以下の株式会社・有限会社 一分の一以上の株式・持分を有す また、経営に参画している支配 ければならないことが提案されて 家による一定の「調査」を受けな 公開する計算書類は、会計専門



賀 '86





帰するところ 人間が主役だから。

- ◆統合されたハードが違う。
- ◆統合されたソフトが違う。
- ◆統合されたパッケージが違う。
- ▶統合されたネットワークが違う。
- ◆使い勝手が違う。

新しい舞台だ、OAオフィス。

USAC

電子計算機事業部 本社·東京 〒104 東京都中央区新川2-4-7 TEL03(555)4124

た金額によるものとされている。 価額は別表の算式によって計算し

提出されている場合

相

無償返還届出に係る貸宅地の評価

とのバランスから、上記のような %の減額評価がなされていること 域についても借地権を考慮して20

に関する届出書」が

ただし、別表の算式で計算した

満たない金額を収受しているもの おいて通常地代を超え相当地代に

9

「土地の無償返還

こなった貸宅地がその課税時期に

額を計算するものとされている。 借地権の価額に加算して純資産価

となどを考慮されたもので、

に借地権利金の取引慣行のない地

無償で返還されるわけではないと その土地が相続又は贈与のときに

相続税又は贈与税の課税の対象

価(相当の地代通達

用地としての価額の8%に相当す によって計算した金額のうち、自 あるなどのときには、別表の算式 相続税の課税の対象となるもので その貸宅地と当該会社の株式とが

されている土地といえども、借地これは、無償返還届出書が提出

る

自用地としての価額の8%に相当

実際に支払って

いる地代の年額

する金額によるものとされてい

法等の制約を受けること、また、

の株式の価額の評価上その会社の

る金額を超える部分の金額は、そ

である場合には、その貸宅地の評

について」

通達の解説

副審判官 官人 电影 电影 电影 电影不服 电影所

小

林

枯な

弘な

第

相当地代に満たな

い地代を収受してい る場合の貸宅地の評

相当の地代を支払っている場合等の借

権等についての相続税及び贈与税の

は「これほどまでの監査を強いら

(三頁より続く)

高正氏は「外部監査導入の問題は ひと言」として、北海道会の加藤 て任意監査の制度を導入すること

うこと。第三は、資本金五億円未 税理士をすべて入れるようにとい 満、一億円以上の株式会社につい 士というふうに言っているのを、 証明の責任者を弁護士または会計 家の証明で足りるものとし、その ついて、一定の資格を有する専門 有限会社等の特定の財産の評価に

決済みである。第二は株式会社、 は反対である」旨述べている。

一の一部の希望が今後どのような去 一就を辿るか定かではない。 必要(大蔵省)とか、中小企業の 小企業庁)などもあり、税理士会 担当部所では「調査」に反対(中 査」とは明らかに違うとの文言が 意見の中に「調査」が「正規の監 しかも仄聞するところ、官庁の

政

連

の

北部、沖縄及び南九州の各会で、 士会とは近畿、中国、四国、九州 譲されている。大阪以西の六税理 名による第十回西日本ブロック会 て大阪以西の六税理士会役員五十 議が開催され、商法問題などが協 去る十一月一日、玉名市におい 理事、佐藤裕志日税連商法対策委 審商法部会資料の「重要な問題点 和六十年九月二十五日法務省法制 員長を迎え、まず佐藤氏から、昭 会計監査人による「調査」。等につ 役の責任強化。③計算・公開。④ について」①最低資本金。②取締

西日本の税理士会の動 向

いては絶対反対である。これは解一当日は、本塚・塩谷両日税連専務一いての説明がなされた。

理事自身、「第三次商法改正の問

題は、まず第一に、五十六年の商

学者の先生に、これを認めてもら

いたい」旨述べている。本塚専務

できないのだ。もう少し法務省や れている税理士に、なんで監査が

法特例法の基準を下げることにつ

十二月十八日、国会閉会を目前に 求めたと伝えられる。 る旨を説明し、秘書諸氏の理解を 問題について説明し、協力方を要 士による国会議員後援会の議員の して多忙な中を衆院第二議員会館 例法二条の基準の引下げに反対す 請している。そこでは特に商法特 秘書を招いて、主として商法改正 長)が、横浜税理士会館に、税理 六日東京地方稅政連(浦上清次会 する動きとしては、まず、十二月 また、日本税理士政治連盟は、

号(六十一年一月一日付)には衆 議院法務委員会理事の森清議員 (愛媛二区) へのインタービュ記

します」と述べている。

下げないこと。③日税連の努力に 現行商法特例法の資本金基準を引 から、①すべての税理士が監査人 たり得るよう努力して欲しい。② 様である。

税理士政治連盟の商法改正に関 活 めているが、税制議員懇話会とし 会(小委員長=太田誠一議員、衆 ずれている。この際挨拶に立つた 会議室で開かれた国対委員会を訪 ・福岡一区)が設置され検討を進 小渕恵三議員(衆・群馬三区)は 自民党内には商法問題の小委員 動 か

意のほどを述べている。 なお、「日本税政連」紙第一九八

ので、実質上の責任者として、税

めること。等の要望が出された模 け税理士の社会的地位の向上に努

これに対し、西日本ブロック側 | より代議士を通じて国会に働きか

| 事が掲載された。 日本税理士政治

税理士会の要望に応えたい」と決 ても商法問題に積極的に対応し、 もつとめ、法務畑に長くおります 改正問題も近付いてきました。税 う。私は、法務委員会の筆頭理事 出資者、債権者の間にあって適正 は けに答えて同議員は、「商法改正 に要望しています」という問いか 十分聞くことなどを関係国会議員 連盟広報委員会の「いよいよ商法 実態に即した改正も必 要 でしょ な運営が必要だということです。 制度の導入には税理士会の意見を は反対する。会計専門家の「調査 理士会では、商法特例法第二条の 基準の引下げ、任意監査の導入に 一般論として、会社は経営者、

純資産の価額に加算して、一株当 されている。これは、相当の地代を りの純資産価額を計算するものと 式で評価するときは、その会社の 10

と同様である。

代の年額 代通達9

通常の地

代の年額

相当の地 通常の地 代の年額

税の対象とされる。 が受けたものとして贈与税等の課

借地権

合

× 1

考えられることから、課税の公平 るものである。 利益について課税が行われないと すると、課税回避が容易となると なお、上記の場合の地代の引き

きとは、例えば、地代を引き下げ したというような場合が考えられ トげについて相当の理由があると 同様に取り扱われる。(完)

社であり、その所有者が死亡して一地の評価については、その土地の

会社の株式の価額を純資産価額方

あるというような場合には、その

【別表】

ている会社がその土地の借地人で

の土地の借地人が、その貸宅地の

が提出されている土地について相

続又は贈与があった場合のその土

ない場合において、無償返還届出 合又は特別の経済的利益の供与が において、権利金の授受がない場

つその被相続人が同族株主となっ

人がその土地の所有者であり、

なお、上記の場合において、そ

所有者が株主となっている同族会

超える場合には、その自用地とし

を支払う取引上の慣行のある地域

の20%に相当する金額は、被相続

なお、その自用地としての価額

借地権の設定に際し通常権利金

る。

て評価することとされたものであ についても、20%相当額を減額し

自用地の価額-自用地としての価額×

当地代通達8) の貸宅地の評価

この価額の8%に相当する金額を

一種が、その貸宅地の自用地とし

ての価額の8%相当額によるもの

の利益を、土地所有者から借地人 げた時に、その引き下げ額に対応 する借地権の価額に相当する金額 当の理由に基づくものであると認 下げたときは、その引き下げが相 められる場合を除き、その引き下 も、その後、その地代の額を引き 代が支払われていた場合であって 借地権の設定に際して相当の地

その地代の額を引き下げることに のみ相当の地代を支払い、その後 よって借地権価額相当額を借地人 無償で帰属させる場合に、その との取扱いは、 借地権の設定時 扱われる。 また、その借地権が相当の地代

て転貸された場合の転貸借地権又 借地権が、相当の地代等を収受し 記2から10までの取扱いと同様に 転借権の価額の計算についても前 転貸について無償返還届出書を提 取り扱われる。このほか、通常の 出している場合の転貸借地権又は 未満で転貸された場合や借地権の 又は通常の地代を超え相当の地代

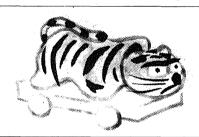
収受している貸宅地の評価の場合 げた場合(相当の地 建付借地権等の価額 っている場合の貸家 (相当の地代通達10) 相当の地代を支払

相当の地代を引下

家建付借地権の価額も零として取 の価額は零とされるので、その貸 を提出している場合には、借地権 基として計算するものとされてい の場合の借地権が前記2から10ま している場合又は無償返還届出書 ろにより計算した借地権の価額を それぞれの項において述べたとと でに該当するものであるときは、 付借地権として評価されるが、こ その家屋の賃借人の権利により制 場合には、その借地権の価額は、 築されている家屋を賃貸している 約を受けることを考慮して貸家建 借地権者がその借地権の上に建 したがって、相当地代を収受

理士会の意見も最大限尊重して党 内のとりまとめを行うことを約束 賀 '86 新







サンコーそろばん 生産・輸出入 高級彫刻 三貢工芸株式会社

場 兵庫県・島根県

福岡出張所

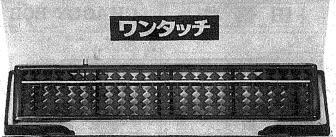
社 〒101 東京都千代田区内神田2-15-12 東京営業所 〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL.(03)251-1591 〒811-23 福岡県粕屋郡粕屋町上大隈644-10 札幌出張所 〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37

緑マンションC405 TEL.(011)583-6725

ーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格 で、発売以来好評をいただいております。

> スタンダード型、スピーディー型、エリート型も従来通り 取りそろえておりますのでよろしくお願い申し上げます。

ワンタッう



定価=¥5,000~¥20,000、¥30,000~¥50,000の極上品もございます。

姉川、三方ヶ原、長篠の合戦

家人の五百や千の命何程のことが

仕方がないことは忘れて現在

痴をいう気の小さい 人であ いる年寄りか、くよくよと愚

ただ花の開落を見るのみ

者はご幼君をさらに大器にと心が

ものでござる。補弼の任に当たる ることこそ天来の大将の器という

の囮のようなもので元忠は討死の

覚悟を固め家康は不憐に思った。

家康は涙を流して元忠に済まぬ

が大切と思われる。 恩義は忘れぬ努力をすること からして貰ったこと、受けた うことがよい。ただ自分は人 だけ他人のことは忘れてしま

部の地租は課額一円に付十六銭 が課額一円に付十二銭四厘、郡

ら、さすがにうまくやるもので かる課税を専門家に相談した

の寺ではお経や筆等の販売にか 偶然隣席になった坊さんが を徴収していた。京都の帰り、

た。」というので、私が「ただ販

悪いとならば仮借なくお叱りにな

いうことでご遠慮もあろうものを

陽動作戦で、もし三成が挙兵すれ

いている故、普通なら忠吉の子と

育し奉り、忠吉、忠吉とお慕い頂

た。会津征伐は佐和山の石田三成

いうのを家康は一千八百余名残し この時元忠は守兵一千名でいいと

を戦争におびき出すための家康の

いう行動をとったからといっ

ているのだから、他人がそう 般に人はそういうふうにでき

て嘆くこともないし、できる

う。拙者竹千代君のご幼少より養 ところ忠吉は、「いや、それは違 荒なことはなりませぬ」と諌めた

元忠に伏見城の留守居を命じた。

日、家康は会津征伐のため大坂城

慶長五年 (一六〇〇) 六月十六

を発し、伏見城に入り、翌十七日

返えすようなことをするのか

だが、よく考えてみると一

円谷0厘郡一六10円45厘、前年

きさで税額が分れていた。戸数

入空、岩雪円炎炎厘う ち 市罕、0台

優、遊技場、人寄席筏には等級

が付けられ、船、車、水車は大

割る、た三円空屋うち市三、台

西高瀬川の分)と続く。このう 筏(大堰川の分、清瀧川の分、 き、郡部ではさらに漁業採藻、

ち湯屋、理髪人、傭人受宿、俳

税 気 を 一天 | 厘う ち 市 三、八三0 円吾0厘郡哭、八八円穹0厘、雑種

々年度より繰越金|0、四三円三| 度より繰越金八〇三円穹毛厘、前 「大将となられるお方がそんな手

まれることこそ肝要と存ずる」と

近習達を戒め、皆を感心させてい

れば近隣みな敵、例えこの十倍を

言う人がいる。まあそういう あでもない、こうでもないと をいつまでも覚えていて、あ

申す。方々もそのように忠勤に励

件は些事、お諌めになる筋が違い

津は強敵でござる。 一人でも多く と言った。元忠は「何の。殿、会

伏見はそれがし

比の筋金が入ることになる。 る。この父あって、元忠は忠誠無

永禄元年(一五五八)に三河の

税

川家の人質となっていた家康(当

第

ないので竹千代は怒って元忠を縁

た三河武士の典型であった。

最期といい、ひときわ忠烈を極め

ぬ忠勤ぶりの中で、その壮烈なる

ている (一六〇〇)。

忠烈極まる三河武士の典型

当に当たり、伏見城の留守を承

る。家康より三蔵の年長である。 守忠吉の二男として三河に生ま 通称彦右衛門。大大名ではないが、 区団中の異色の存在。姉川、三方 涿康に子供の時から仕えた徳川家 ·原、長篠などの諸合戦に功があ **一文八年(一五三九)、鳥居伊賀**

据えてみよ」と元忠に教えた。だ 据えて鷹匠の真似をし、「そちも 忠吉は彼を伴って駿府に赴き、今 時竹千代)に近侍させるのである って、関ケ原大合戦の緒戦に西軍 **多わりがないが、家康の上杉景勝** たことは他の家康麾下の武将と 元忠は徳川家臣団のいずれ劣ら ある時竹千代は百舌鳥を手に 康は喜んだ。正に異色であった。 婚はしたが、養子は免ぜられ、家 る。そのため、羽柴雄利の娘と結 公は致し兼ねまする」と答えてい ても、 固辞している。また秀吉が家康を 河譜代の臣、子孫と雖も他家に奉 ることはお断り申す。わが家は三 秀吉に仕えさせるよう家康に命じ を名乗る) の娘の婿養子とさせ、 柴(北畠)下総守雄利(後に滝川 饗応した時、元忠の嫡男新太郎忠 とするが、彼の場合はハッキリと たところ元忠は、「殿下の尊命な の新太郎」と愛称し、新太郎を羽 崩さなかったので、秀吉は「鉄膝 政が家康の側に扈従して終日膝を 吉は、元忠にも官位奏請をしよう 家康にまで間接に叱咤して 養子となって豊臣家に仕え

3 の小牧山戦では甲斐を守って家康 には股に重傷を負い、跛者となっ V 秀吉にさえ遠慮がなかった

家、島津義弘、長束正家ら西軍の 見城は陥落しない。七月二十九日 大軍が殺到した。十日たっても伏 で」と家臣が元忠に自害を勧める 城に傾く。八月一日、「今はこれま に三成が佐和山城を出て伏見に到 小早川秀秋、毛利秀元、宇喜多秀 諸将を励ましたため、漸く落

徳川家臣団 居 兀

高に叱咤したという。 果たせるかな、三成は挙兵し、

刻一瞬たりとも敵をここに食い止と「こたびは討死覚悟の籠城、一 兵の手にかかって死恥を天下にさ めて時を稼ぐのが目的。たとえ雑 らしても自害などするな。命限り

(税理士・今村秀夫)

生老病死を忘れる。

これ、実に衆生の救いで

平安神宮、清水坂(清水坂、産 なっていたのが、三十三間堂、 京都定期観光バスの市内早まわ

等から年税三円の七等まで。

市部においては年税十

十三間堂、金閣寺、平安神宮と

に忘れてしまうものである。 ても、さっと振りはらうこと ん没入して生きていくことで

る。まあ、そうは言っても簡 人の敷いだということにな 是非善悪、恨み、人生の苦る は、是非とは良いとか悪いと 生老病死を忘れる。」というの しみを忘れることはすべての 老いる、病気、死の苦るしみ でいう四苦のことで、生きる、 ともある。それでも訓練を経

たことも忘れる。しかし、人 てしまうし、人からして貰っ 合の悪いことはすぐ忘れる。 のためにしたことは覚えてい 人から受けた恩はすぐに忘れ いつまでも覚えているが、都 人間というのは勝手なもの あんなにしてやったのに 忘れるにも忘れる意志は必要

税共、元円三三厘うち市民、六元

興行、遊覧所、遊技場、人居席、 撲、俳優、幇間、芸妓、市場、演劇 人受宿、遊芸師匠、遊芸稼人、相

船、車、水車、乗馬、屠畜と続

割二三、三〇円・売厘うち百六、支

쯸、 奏田 記庫の内訳は、 地租 を見てみよう。収入之部の合計

等まで。以下陽屋、理髪人、

うか。明治二十四年度京都府地

の九等まで、郡部は年税十二円

五十銭の一等から年税一円の六

年税十五円の一等から年税一円

は年税十二円。飲食店、市部は

様に淋しさは免れない様であ

で、郡部は年税十二円。遊船宿

の一等から年税八円の六等ま 茶屋市部においては年税二十円 まで、郡部は年税十二円。

市部においては年税十円、

學坂の自由散策)と変っている

る。今から百年位前の京都の地

万税はどうなっていたのであろ

ることによって少しづつ忘れ 単に忘れることのできないこ をいう。すなわち、そういう

割は市部が宅地々租が課額一円

に付十八銭六厘、田畑其他地租

寄附金 三円となっている。 地租

厘、郡部は一戸に付四十銭五厘

銭、裏家其他一戸に付十八銭六 割は市部は表家一戸に付二十八

国庫下渡金六、毛一円丟一厘、

寺に寺領百石を与え、秀忠はそれ といわれる。結局、雑賀孫市重次度、六度。敵を斬ること数知れず に御朱印を付した。 の前で自害し、重次に首級を挙げ 手兵を率い、城を出て戦うこと五 に斬死せよ」と命じ、自ら二百の 家康は元忠の忠死を憐み、菩提

> 京 の冬の

開が行われている。ただ今年は 京都の

冬は寒い。

この季節、 等から年税八十銭の二十二等ま から年税三円の十二等まで、 部においては年税五十円の一等 の様になっていた。料理屋、 部においては年税二十五円の

(52)

円の一等から年税六十銭の二十

は商業は年税七十円の一等か

った風情で首をすくめていた。

'86



オフィスで、学校で、ご家庭で。便利に、合理的に、美しくファイリング!



気ままに出はいり!!

中央で開閉できるリング金具だから、 途中からでも書類の差しかえが自由。 180°完全に見開きできるので、閲覧が とってもスムーズ。また、背見出しはデ ジタル記号スタイルで読みやすく、数 字やアルファベット、色により合理的に、 分類・検索できる機能派タイプです。 リングファイル(テコロック式) -2(B-5判 2穴) (mm)/縦278×横234×背巾42 ¥870



1度に約5枚の用紙を、鉛筆でパンチ できるユニークなファイル。テスト用紙 や学習資料などの整理に重宝します。 学科別やシーズン別で分類・整理が しやすいように、カラーも3色揃えて

います。 No.101 (B-5/B-4判 2穴)・ ●サイズ (mm)/縦274×横200×背巾15 ¥140

ピラミッドパワー体験!?

三角形の力で、書類やテスト用紙を ちない。綴り金具がないからポケットに 入れるだけでファイル完了! 書類に 穴をあけたり、金具で止めたりしないの で、キズがつかない…など画期的な

ファイルです。 ボケットファイル ●No.47-B5(B-5/B-4判) ●サイズ(mm)/縦267×横197×背巾15 ¥300 大ものは、寝ぐせを見せない。

大型図面もそのままファイルできるビッ グサイズ。シワや巻きぐせをつけませ ん。大切な図面の保管に最適。製 図原紙が100枚入るポケットも、うれし い工夫です。ポケットは中味が抜け



リーゼンファイル ●No.36(A-3判) ●サイズ(mm)/終440×横335×背巾20 ¥1.300

雑居整理法。 サイズの 違う書類 や伝票、雑誌の切 り抜きなどがすっきり ファイルできます。 フォーム用紙(コン ピューター用連続 用紙)、も切らずに まとめてストック。ま た、スペースや目的 に合わせて、縦置 きでも横置きでも

ストックファイル (ポックスファイル) ●No.676(B-5判) (ポックスファイル) ●サイズ(mm)/経272×横225×背巾73 ¥730

です。仕切には分類がしやすいよ うにとセル見出しをつけました。いわば、 歩く"ファイリング・システム"。表装は丈 夫なプレスポードと布張の2種類。 仕切は7仕切、 15仕切、31仕



●No.301(A-4判) ●仕切/15仕切 ●サイズ (mm)/終240×横321×背巾30 ¥3,000 ファイリンクをシステムで考える

-ソナル・ユースから、OA時代のコンピューター関連商品まで。リヒトは、現代の多種多様な新しいニーズ に的確に対応。事務の合理化、省力化、OA化、さらにはHA(ホーム・オートメーション)化まで幅広く視野に 人れ、つねに新製品の開発に取り組んでいます。そして、情報化時代のファイルのAからZまでをトータル に、キメ細かく考えるリヒトならではの高度な"ファイリング・システム"を多彩な商品群でお届けいたします。

●本 社 〒540 大阪市東区条人橋 | 丁目 3 年(06)942-2361 ■東京文店 〒103 東京都中央区日本橋浜町1丁目 3 年(06)942-2361 ■東京文店 〒103 東京都中央区日本橋浜町1丁目6番6号 全(03)682-6911 ■支 店札 帳・仙 台・静 岡・名古屋・広 島・高 松・福 岡



第 | 6 | 号 (昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

謹 賀 '86 新 年



				, i	The second secon	4.40	,		
電話(八〇二)二二八一電話(八〇二)二二八一	海 老 美 与 治 整区六本木四—九—二 俳 整区六本木四—九—二 俳 整区六本木四—000000000000000000000000000000000000	岩村譲 一	市川隆雪(七)))))	電話(八一五)三四五一 10五 10五 10五 10五 10五 10五 10五 10五 10五 10五	石井 操 千代田区飯田橋二一二一10 電話(二六四)四六四〇	池 田 洋次郎 北区王子二-一三-一	電話(八八七)〇一二四程立区梅田七-一五-二年立区梅田七-一五-二	電話(三八六)三六三六 電話(三八六)三六三六 本野区上高田四-四一-五	電話(七一一)八七四四 電話(七一一)八七四四 目黒区中町二一二三一三 目黒区中町二一二三一三
電話(八三二)二四六二電話(八三二)二四六二	(東馬区上石神井二一三二- 神馬区上石神井二一三二- 一一	加藤隆之	電話 (五八〇) 七二三四電話 (五八〇) 七二三四	電話(八七三)七二六八一五台東区三万輪一二八十一五	小 川 一 郎 小 川 一 郎	電話(六二)一八九〇 馬田 一 馬	電話(三八〇)一五五一中野区本町四一一九一二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	大場 雅三	太田昌一郎太田二十二八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
電話(二五一)二三四七-八 台東区秋葉原六-九	下田友吉	清水多四郎 第5六五 三九八 第 話 (六二五) 三九一八	佐々木 秀 明 (八四二) 〇二五七	三枝 期 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	高麗 語(三九九)九四六一章 話(三九九)九四六一章 話(三九九)九四六一章 話(三九九)九四六一章 話(三九九)九四六一章 話(三九九)九四六一章 話(三九九)九四六十二章 第二十二章 第二十二十二章 第二十二章 第二十二十二章 第二十二章 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二九十二十二十二十二十二十	倉田由次 定立区梅島一—九—五 定立区梅島——九—五	久保村 得治郎 年 話 (九六一) 二二二〇	電話(九九三)五三二一電話(九九三)五三二一	本村久弥 中央区日本権人形町 一一一一一五
電 話 (三七〇) 二四七六 渋谷区代々木三-五六 渋谷区代々木三-五六	電話(六〇1)五〇五〇 電話(六〇1)五〇五〇	年 正 清 夫中央区日本橋茅場町一一二中央区日本橋茅場町一一二年間ビル八〇三号室	電話(五四二)七五六一中央区銀座四-一三十一上原ビル上原ビル	電話(1四一) 六八〇〇	章 話 (七五三) 七二四〇 電 話 (七五三) 七二四〇	電話(二〇〇)六二一一電話(二〇〇)六二一	電話(三五七)五四一一 新宿区住吉町一一四—四 明	新保太郎	進藤紀三二二〇九四三〇
電話(六七三)三一六一 原島 康 雄	橋 本 一 雄 葛飾区柴又一-九-一七	村 倍 吉 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1	永島、徳 豊島区目白四-二四-五 豊島区目白四-二四-五	电路径至三十二二十二章 新(七〇〇)三二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	電話(九九〇) 一三一線馬区中村北四-二四	電話(三七七)三七一〇世俗区本町六一四〇一一四世紀(三七七)三七一〇	電話(公司)二六八電話(公司)二十二十四	田中、佐門 田中、佐門	高森利正
和 田 新之助 ・	若林恒雄 中央区新宮一―三―二― 二〇一 電話(五五二)八八一八	古本與一年代田区神保町二十二〇年代田区神保町二十二〇年銀ビル	山本日出麿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	出本敏郎 1000年100年100年100年100年100年100年100年100年10	日 家 一 郎 で () が	三輪三郎	宮 崎 敬 之 国黒区上目黒 ― ― 二 ― 九 日黒区上目黒 ― ― 二 ― 九	丸 山 修 司 北区赤羽一一二一三 メンドジュエル二階 メンドジュエル二階 メ	電 話 (八〇五) 三一〇一 電 話 (八〇五) 三一〇一 ボル・アルカサル・ フジニ〇三号 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・



-局複数会制の 早期実現をはかる

★税理士会の 正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

(特定議員への)買収資金とわか

Ŕ

る財政的寄与をなすことであるか

埋士会は五十三年六月、税理士法

内)に含まれない」とし、「政治的

理士会の右目的



信条の自由をうたった憲

払うべきことが要請されているこ

税理士会とは別に、その政治

行 所 発 第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電 話 (816) 3346 下田友吉 / 1部 発行人 編集人 岡田一馬 年極 1,000円 会員の購読料は会費に

特定の政治団体に寄付

熊

地

治的活動をすることは会の目的の 会は「税理士業務改善のため、政 主要目次

·頁···二月十三日、熊本地裁 判決の意味するもの

二頁…歴史考察、税の歴史、 銘語録

月十二日

熊本地裁

するも

九 州 税 士会敗

南

なども併せて訴えていたが、 なども併せて訴えていたが、このした。そとで牛島氏は処分の無効

裁 判 0

合法化され、若しくは特定政治家 い」と断じている。「政党や政治資 為であって、かようなことは、 到 許されないところ」「従って、本件 の後援会の政治活動を支える政治 治資金団体への政治資金の寄附が トンネルとなって、本来あっては 金団体でない政治団体がいたゆる 公益法人から政党や政

二条もほぼ同様の規定をしている

更に判決は、特別会費強制徴収

したうえで、被告は原告に慰謝料

がみれば」慎重であるべきであっ

たといっている。そして「税理士

慮った結果でもあったことにかん

会の政治活動に制約があることを

たる税政連組織の形成は、税理士

無効確認については、過去の権利 | の可否として要旨次のように述べ ている。昭和五十五年税理士法改

意味でも、この会費は憲法一九条 の思想・良心に反することへの金 反対していた者にとっては、自ら 表明した部分もあったので、この るとの批判があって危惧と反対を 税連の折衝は国税当局ペースにな 決定した「基本要綱」が基本的に に違反するものといえる。 更に問 うけ入れられる気配は全くなく 政治家への一億円を超す政 本件決議後に日税政の

V

南 九州 会だけの問題ではない

いう観点から、営利性を有する会 政治資金を寄付することが、税 の中に含めて徴収している所もあ 計上していて、東京税理士会各支 理士会の五十九年度の決算及び六 連支部の会費を税理士会支部会費 は連年、一般予算に特別対策費を 単位税理士会でも税政連の拠出金

あることから、社会通念上期待な

会が公益性を有する社会的実在で

が組織されており、支部毎に単位

を多額に計上し、それは各支部が 半強制的に徴収している支部会費

わけであり、このことは、単に南 税政連を通じ政治献金がなされた は痛恨の思いが残っている。税理 献金をして、新聞でも賄賂性を叩 って通知公認会計士制度が廃止さ と後退、遂に十億円で結着したの 予定だったものを、三億円、五億円

る。

の違いであり、公認会計士の主張

札幌営業所

士兼業者として強制加入の税理士

ラクターシリーズ

キ360ミーザインパン

いても十分に検討すること」との 上まで拡大させることになったの 円以上または負債総額二百億円以 法務省はほとほと手を焼 題一つとっても真の解決に至らな

団体である政治連盟を通じて行わ は任意加入としながらも、 れるべきであるが、税政連の場合 のように税理士会から拠出金が出 入団体の様相を呈し、更には前述 独 な 強制加

のことを歴史的経過の中で見てみ

しつつあると痛感させられる。

述べている違法の観点は、

払っている。熊本地裁判決が彼々

理士会に強制加入させられ会費を

会会員数は四万五千人だが、この

全国の税理士

の立場から厳重に税理士会に反省

あらためて、第一税理士協議会

中には公認会計士で税理士兼業者

善的 部 執 行部

の 体

むなく後退せざるを得なかったも で終始猛烈に反対し、法務省も己 込んだ商法の画期的改正であった になったのは、三十九年税理士法 は触れないが、ただ、四十年以来 る。 を拡げることには五十六年商法改 条件付きながら賛成に転じ、 税理士との間の問題は政治的信条 ることによって鋒先を躱し解決策 家「調査」に税理士の参加を求め 大小会社区分立法への障害になる の商法改正の総仕上げともいえる がない。ここで「調査」のことに 正で解決済みだとして反対してい も会計監査人監査対象会社の範囲 とうみてくると、公認会計士と 法務省は、 嚞

払った会費で自分の首を締めると す

SNOOPYDU-





¥100. ¥150 (10cm. 132cm) スヌーピー おみくじか



東洋紙工株式会社

¥50 能 幹 (76 K/r) 社 〒120 東京都足立区柳原 1 - 35-4 〒581 大阪府八尾市新家町1-15-3 大阪営業所 名古屋営業所 〒465 名古屋市名東区よもぎ台3-219 〒003 札幌市白石区本通り4丁目南1-10

福岡営業所 〒812 福岡市博多区吉塚3-2-22

4.5

¥50 字消し(7/8 K/t)

TEL.03-882-8161代 TEL.0729-97-8455 TEL.052-773-8551 TEL.011-864-5125 TEL.092-611-7158

徳川家臣団

臣を押え、江戸を中心とした兵農 この時から家康は、いきり立つ家

石 Ш 数 IE

| 引き抜いたのである 許に赴くことがあり、その際数正 義丸(秀康)が養子として秀吉の 前年の十二月に、家康の第二子於 小牧山の陣の紆余曲折の中に、 奥羽を制し、名実共に天下人とな

戦いにおける数正は従って、忠次 の子。永禄十年(一五六七)、家康 伯耆守、出雲守、のちに康正、吉 何の旗頭となる。 小牧・長久寺の 井忠次と並んで惣先手侍大将とな が徳川軍団の再編成を行った時酒 安土桃山時代の大名。与七郎、 忠次は東三河の、数正は西三 石川数正の経歴のあらまし

ののち十八年七月信濃国松本城主 日、突如、三河譜代相伝の主君家 が一応通説になっている。天正十 離反したのか、その真相に諸説あ 居元忠などとは逆の意味の異色の 正十三年(一五八五)十一月十三 四年正月和泉国十万石(不審あり) 存在であって、徳川家臣団の範囲 康を捨てて秀吉の許に走った。と 八将と呼ばれる功臣達よりは一格 地位にあって、のちに三傑とか十 三月肥前名護屋に出陣、同年末没 に入らないのかもしれない。 何故 れは徳川家臣団中唯一人であり鳥 と共に<両家老>と呼ばれ、徳川 (八万石)、文禄元年 (一五九二) の存在であった。

それなのに天 秀吉の外交戦の勝利とみるの 吉の越前北庄での戦勝を賀した。 者として近江坂本に赴き、羽柴秀 の変直後の家康の伊賀越えでも行 る。天正十年(一五八二)本能寺 て西三河の旗頭となる。以降、忠次 なり、同十二年叔父家成に代わっ 牧山の本陣を守り、次いで前田城 動を共にし、翌年五月、家康の使 わたり家康の重臣として活動す と並び軍事・外交・内政の各面に 正は忠次と並んで惣先手侍大将と 十二年小牧・長久手の戦では小 永禄十年 (一五六七) 十一月数

協

における数正の武勲は赫々たるも た。享年は不詳である。 それにしても、三河譜代衆の中 な条件で家康と和睦するのが不可 信雄と単独講和した。それと同様を引き揚げ、十一月、秀吉は織田 み合いとなった。十月、両者は軍 吉に対して一歩も退かず、長い睨 を攻略して戦功をたてた。 たが、 家康は応じなかった。 有利 な条件で家康とも和睦しようとし 小牧・長久手戦では家康は、秀

第

で会見、尾張と三河の国境を画定 る。この戦いの直後から織田・松 石ヶ瀬合戦で数正は先懸けとな 平の斡旋につとめ、信長と家康を 家康は岡崎城に帰って織田方と戦 い、永禄四年(一五六一)二月の 禄三年(一五六〇)五月十九日の 一般間の合戦で今川義元が戦死、 して送られた時に随行した。永 天文十八年(一五四九)、松平元 (家康)が岡崎から駿府へ人質 する各地の有力者を、一人一人つ 外交戦・心理戦を含む総合戦略の 的に家康を孤立に追い込み、七月 降伏させ、信濃の真田昌幸を懐柔 部元親を降し、越中の佐々成政も 出た。天正十三年、紀伊の根来・出た。 ぶして、家康を孤立させる作戦に かもこういう情勢の中で秀吉は、 雑賀の一揆を殲滅。四国の長曽我 雄を切離したように、 能とわかった秀吉は、家康から信 して味方につけることにより実質 には関白にもなっている。 いわば 家康に同調 秀吉は小田原城を囲んだ。これに 遠甲信四カ国の給人を加えた厖大 な軍団に発展させたといわれる。 天正十八年(一五九〇)四月、

真とは敵対関係となり、氏真の手 川軍団は武辺者ばかりだったか えをさせ、奪還してくる。当時徳 男信康に危険が迫った。その信康 認められる。当然、駿河の今川氏 の基礎を築き、外交的手腕をまず 貴重なもので、彼も燃えていた。 ら、外交官としての数正の存在は を数正は得意の外交交渉で人質替 に人質同然となっていた家康の嫡 3 石川数正離反の真相

時である。従って数正離反は秀吉 を家康に知らせるためだったとい と秀吉の懐に入り、秀吉軍の内実 因はわからない。一説には、 の意があったともいわれるが、真 ているのでその時既に秀吉に内応 われ、既に小牧山の滞陣中、秀吉 の外交戦・心理戦の罠の一つとい 漸く家康が上洛、秀吉に臣従した の妹朝日姫と家康の結婚、十月の 正十四年(一五八六)五月の秀吉 て、完全に緊張が解けるのは、 の時期まだ続いていたわけであっ まり小牧山の陣の軍事的緊張はこ 城を出奔し秀吉の許に走った。 日、数正は城代を勤めていた岡崎 りだった。天正十三年十一月十三 知せず、和議を唱えるのは数正独 代衆は長久手の戦勝の自信から承 諌言までしたが、家康及び三河譜 数正は天下の情勢を説いて家康に 通じて家康の上洛を求めて来た。 れに従い大坂に行かせていた。秀 は適子康長、第二子康勝をしてこ への奇襲を策す酒井忠次に反対し 秀吉の母大政所の人質問題を経て 吉はまず数正を上浴させ、 天

4 関東の立小便 う、うがった見方もある。 なぎ

軍法を加味した徳川軍団を再編成 ならぬ数正が中心となって作った けになることを恐れた。それは他 三河軍団の戦術軍法が秀吉に筒抜 過ぎかもしれない。むしろ家康は 狼狽ぶりを見れば、それはうがち ョックと徳川軍団を挙げての周章 している。人員も三河武士団に駿 武田の遺臣を召し抱え、武田家の ものだからだ。そこで家康は急拠 しかし数正出奔による家康のシ も前の仕打ちを覚えていて とについてである。 その証拠には十年も二十年

言った。これは家康を三河から離 定したら、そなたに進ぜよう」と 康を振返った秀吉が、「関東を平 緒に小便をしつつ関東を眺め、家 田原城を見下ろす山の新城から一 便」の話がある。秀吉と家康が小 の際、有名な秀吉の「関東の立小 ったのであるが、この小田原攻め 秀吉の策略だったといわれるが、 し、体よく未開の関東に移封する

者だった。

(税理士・今村秀夫)



柔らかい脳、硬い脳 高島博

ZOZブックー

を忘れてしまっているとか、 事に移ると前やっていたこと てしまって期日が来て大慌て になるということがよくあ 人から頼まれたことでも忘れ どうも最近忘れものが多く 何かものをしていて次の うしても大切なことは深い関 ているのである。だから、ど ッキリさせることは可能であ をとることによって記憶をハ 心を示し、時によっては記録 さによって記憶がしっかりし

えし記憶をする努力をしたこ は、そのことに関心を強くも ろである。記憶がたしかなの を覚えなかったりして苦るし だけでするのではない。小学 忘れ物をしたり、記憶違いを 少しボケがきたのかなという んだことは皆覚えのあるとこ 生でも宿題を忘れたり、漢字 る。どうもこれも年のせいで っていたり、勉強してくり返 したりするのは、年をとった しかし、良く考えてみると 判断力、想像力などを総合し だひとつではありません。総 てあるが、「人間の心の活動 れるというのは、寛容になる、 いる。又、さらに積極的に「忘 きたすような状態」と言って 家庭生活や社会生活に支障を れ、その人の人格が変容して、 す。」とし、「ボケの定義を、 **倉運解力、** 自長断力、価値 寛大になるということでもあ て評価されるべきものなので というのは、なにも記憶力た 情、意の精神機能が侵さ

のがあったといわれる。

抜群の外交の才

る。こちらはとっくに忘れて よく恨みがましくそのことを 繰り返えし言われることがあ 発想に柔軟性を持たせる条件 でもあります。」と述べてい ってもいいでしょう。それは

いることでも、相手はそのこ

〈鍾馗〉

った高度な機能が障害を受け 憶力が薄れるからだけではな ボケが問題になるのは、記

ところで、この本にも書い

のが実感である。

かった。明治二十八年から明治 なっていた。明治二十八年まで た。それまでの交通は次の様に 通の要衝とはなっていなかっ 昭和九年に丹那トンネルが開通 経由で御殿場を通っており、交 音をあげて、ゆききしているが、 熱海は今でこそ、新幹線が高 小田原熱海間を一日か 東海道線は国府津 の人車及馬牛車等一切新道の通 が益金、この内利益金の一割を 差引二万七千百七十二円五十銭 高が四方三千二百五十二円五十 損益概算は一年間の乗車料収入 行を禁止すること。 と、一、新道は営業年限中は他 等一人に付三十五銭と定めるこ 工事概算の合計は二十万円、 営業費は一万六千八十円、

この機関車は今熱海駅前に置か が純益となっていた。 積立、同五分を役員賞与、 (公認会計士 岸本勝次)

る。秀吉と家康の権謀術数の犠牲 は、門を閉じて登居する身分とな の目で見るようになり、結局数正 れて数正に疑心暗鬼を抱き、徳川 たが、家康の謀略に秀吉は翻奔さ った。七月の小田原落城後、秀吉 という流言を陣中に放ったのであ 秀吉方の切り崩しを図っている」 家臣ばかりでなく豊臣家臣も猜疑 は数正に信州松本城八万石を与え は、秀吉の側近になり、内側から の重臣が違背するはずがない。彼

> 熱 海 夜 話 (その一)

> > <53>

かなる理由があろうと、三河譜代 は数正は家康のスパイである。い たといわれる。そして家康は「実 分離の徳川政府の構想を描いてい

十七日間滞在したといわれてい を連れて京に上る途中、熱海に るが、家光は熱海に御殿まで作 徳川家康は慶長九年に頼宣等 車、湘南電車となり、今では新 幹線が小田原熱海間を十一分で れているが、小田原熱海間を三 時間かかった。その後電気機関

の風呂屋も十三軒程が熱海から 天保三年に発刊された熱海陽泉 る。こうなると一般の町人も、 十二樽、天明四年から二年間に のようなものである。はじめは 定され、これらの主人は櫓で作 といつて、二十七軒の湯戸が指 せる様になった。これを御汲得 温泉をとりよせていたという。 にいたる。」と記してある。江戸 ちんとも銀五匁にて江戸日本橋 泉に三十日ほどひたしたる樽を 図彙には、大湯の樽詰として「温 の恩恵に予るものが出てくる。 また熱海の商人も真似をしてそ 車で後には船で送られた。享保 江戸城に運んだ。二十七軒の主 った長柄のひしやくで櫓で作っ 熱海の大陽の陽を江戸城に送ら っていたが遂に一度も使わなか くみたてをつめる一樽の代銀船 たくわえおきて、これに大陽の 十一年から八年間に三千六百匹 た桶に熱湯をくみ、畵夜兼行で れたが、これなども一種の租税 一百二十九樽を送ったといわれ へには帯力御免の特権が与えら しかしこの頃から毎年数回、 地は国税免除、一、乗車賃は小 停車場倉庫等に属する一切の土 の人車鉄道敷設願が現存してい 田原熱海間上等一人に付七十五 払下げ、一、民有地の政府によ したいとして、一、官地官林の うしても新線路が必要である。 る。これによると「御懸下伊豆 という話も伝えられている。こ 結んでいる。 る買上げと払下げ、一、新道及 に人車を通す便を開いたが、ど て行くが、相州小田原駅より熱 リ遠通入裕ノ旅客不尠候處」と 国賀茂郡熱海温泉ノ義ハ往昔ヨ 乗りの車を二人で押して行く珍 屋根をつけた様な四人乃至六人 銭、中等一人に付五十五銭、 いので、次の様に人車鉄道を通 軽便鉄道も馬車鉄道も都合が悪 実況なので明治十三年頃わずか は勿論徒歩具危険を免れざるの 海村までの線路は、最も検悪に いう書き出しで、浴客は増加し なくなった時「下等の方は降り して車行の企及ぼすべからざる て押して下さい。」といったとか との人車鉄道は、トロッコに

のむらの こんなくご たとえば いつ使うかわからないか金の出し入れ自由 とりあえず増やしたいよ。金申しの月複利しい 継続的に入ってくるよ金→105円以上 15円単位 4> むな使う予定・高利回りで マル優適格 と 仲国

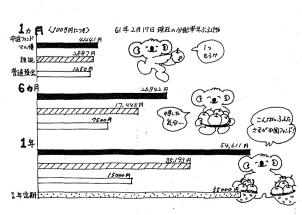
> ふやす期間はあなたのご自由。 (お引き出し自由)

ファンド

- ●30日経てば、いつでも手数料なして、 お申し出の翌日お金が引き出せます。 ●お申し込みは10万円以上1万円単位。
- *お中し込みの際は、受益証券説明書をご覧ください。
- * 発行·運用は野村投信委託。

お気軽にご来店ください。

「初めてのお客さまコーナー」 開設! ■お電話でのお申込み・ご相談は…… (03) 205―1001 (代)





新しい魅力で 身近なおつきあい-

野村證券 新宿支店

郵便番号 160-91 東京都新宿区新宿5丁月17番9号 (三光町交差点カド・伊勢丹ソバ) 電話 東京 03(205) 1 0 0 1(代)

★一局複数会制の 早期実現をはかる

★税理士会の 正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



行 所 発

第一税理士協議会 東京都文京区本郷5-18-号 113 公認会計士会館ビル

電 話 (816) 3346 下田友吉 / 1部 岡田一馬 年極 1,000円 編集人 会員の購読料は会費に含む

要 目 次

- 頁…税理士会は違法な政治 活動を止め姿勢を正せ

一百…歴史老窓。 殺の歴史 銘語録

思われる(前号にもこの問題に対する記事を既報)。本号では、再びこの判決の内容の中心 税理士会の政治献金は民法 をなすものは何かを検討しつつ、更に、今後いかに公認会計士である税理士は対応すべき かを考えてみたい。

全国各税理士会及び税理士会各支部、末端会員に、さまざまな影響を与えることになると る判決は、南九州税理士会だけの問題とは考えられず、日本税理士会連合会(以下日税連)、

去る二月十三日、熊本地裁より被告南九州税理士会にたいしてなされた政治献金をめぐ

複雑で、公認会計士、弁護士、試験合格者、

をさせること

では税理士会

云としては、会員の利害の異なる 」が必要といえる。また、それま

という原則そのものが無理があり、

しかも東

入らぬことが大切である。

問題は中立を保ち、こと政治的問題には立ち

法改正反対運動等を行ってきたが、公認会計

東京税理士会は従来から政治性が強く、商

京のように一単位会が一万数千人になるなど

一税理士会の会員にたいする統治能力その

士である税理

士からみると、自ら払った会費

で社会的有用と思われる制度に反対されて甚

だ言いようがない。東京税理士会

た東京税理士政治連盟拠出金を

このように考えていくと将来はどうしても

だ遺憾としか

先にのべ

一国税局管内一税理士会の原則

も種々であるため、一国税局管内一税理士会 修了者等々である。したがって思想及び利害 計理士出身、稅務官庁出身、大学院修士課程

則の目的に照らして正しいかどうか、という 政治家・政党に政治資金を寄附することが会 税理士の強制加入団体である税理士会が特定 ことであり、そのことを第一点に挙げる。 今回の判決の中心は、公益法人であり且つ

守及び税理士業務の改善進歩に資するため る事務を行い……登録に関する事務を行うこ 使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵 ……会員に対する指導、連絡及び監督に関す 義務を負う旨定めている。日税連及び各税理 を規定し、目的の範囲内において権利を有し 工会は会則二条には、目的として「税理士の しを目的とする。」とある。 民法四三条は、法人の権利能力、行為能力

金を寄附することは目的範囲内に含まれない 直接強制加入団体となった。)を考えると、税 あること(昭和五十五年改正で登録即入会の ということである。 理士会が政党や特定政治家の後援会に政治資 的には中立であるべきたることは明白である この目的をみるかぎり、税理士会は、政治 また会員は間接とはいえ強制加入団体で

を信奉する団体である政党や特定政治家の後 行為で、税理士会に期待、要請されているも 様であることを無視して、特定の政治的信条 これを侵してはならないという条項にたいし 政治的信条に反対する者の信条をふみにじる 援会に政治資金を寄附することは税理士会の ては、税理士会が会員の政治的信条が各人各 次に、憲法一九条の思想及び良心の自由は

理士会は公益法人として政治的には中立であ 決によってこれを侵してはならないというこ 以上を要約すると、強制加入団体である税 信条は尊重して多数

憲法違 反

日税連は政治活動から手を引き、

その責任を猛省し、何らかの措置をとるべき 治活動の資金と思われる一般会計の特別対策 ざるをえない。この支出は今後直ちに止める 質を改め、運動をやめることが必要と思われ と同時に、過去の支出にたいしては執行部は ことは判決の趣旨に照らしておかしいと言わ 費として、連年数千万円の額を支出している 先ず、日税連は今までの政治運動を行う体 また、日本税理士政治連盟との関係で政

員全体のため努力すべきではないか。 れをうけて、税理士会本来の趣旨に沿って会 とれる。言ってみると反省の色もなく、 共今までどおり政治活動を行う意志とみるこ を何んとかこれを糊塗しようとの意図と受け)控訴に踏み切らせたことも、 日税連の立場 今回南九州税理士会の一審敗訴にたいし 南九州税理士会を全面的にバックアップ この判決がでた以上、謙虚にと 今後

税理士会の税理士政治連盟 えりを正 拠 出

法によって原則として一局一会制となってお がって税理士業務を営もうとする者は、 即入会という全くの強制加入となった。 と言わざるをえない。税理士会は現在税理士 費約二千万円弱、その外に各年度及び現在も と好まざるとにかかわらず、登録すると同時 東京税理士政治連盟等拠出金として壱千八百 に税理士会に加入しなければならないことに 万円を支出している。これはまさに違法行為 七年度まではずっと日税連への法対策特別会 東京税理士会の決算額の中には、昭和五十 しかも昭和五十五年税理士法改正で登録

現在の税理士の資格取得の態様はきわめて

かどうか、疑問の残るところである。 円を支払っている所がある。 公認会計士である税理士は団結して税理

を緩和して、一国税局管内に複数の税理士会 を認め、会員からどの会に加入するかの選択

単

費の中から年間五千円を単位税理士政治連盟 ている。自分自身、加入したこともないと思 二千五百円、東京税理士政治連盟に二千五百 っているのに勝手に支部で決議をして支部会 税理士政治連盟を組織している。さらにその であるのだが、現在、強制加入の様相を呈し 士会の支部があり、またその支部単位に単位 本来との政治連盟は任意加入団体であるべき 次に、東京での税務署の管轄区域毎に税理

で税理士会に入会した者即支部に所属すると なっているが、果たして強制的なものがない 会員からみると支部入会そのものが、会則 政治資金の支出をやめよ ものが限界を超えている。

一税理士政治連盟は任意加入の趣旨を生 費の強制徴 かし、 収をしてはならない

立を守るよう

っにすることを強く要望する。

直ちに停止すると同時に、政治にたいする中

かも政治目的に多数決で会費を使われてはか が、どちらに 費にしてもど しても組織の便宜のために、し こまで強制されるのか疑問だ

理士政治連盟にたいし資金を拠出することは すべきである。何度も繰返すが公認会計士で み単位税理士政治連盟に加入させ会費を徴収 ることはやめて、その目的に賛同する会員の どう考えてもできることではない。 査」という、 ある会員からみると、社会的要請である会計 いうのなら、 監査人監査拡 政治連盟の いかがわしい監査に賛成する税 大に反対し、専門家による「調 会費はあくまで別組織で任意と 一括して支部会費の中に徴収す

税理士政治連盟 士 の姿勢を正させよう

会及び

政治献金に回した会費は返せ、という訴訟に も一般会計の特別対策費問題もかかえて、日 改正に関して大阪の裁判所で審理中で、しか るところである。この訴訟も前回の税理士法 たいしても、いかなる判決がでるか興味のあ 勝たせたいところだろうが、 税連も何とか控訴審に南九州税理士会問題を 現に近畿税理士会で係争中の賄賂性の高い なかなか困難と

今までの税理士会の姿勢を正させて、 個人個人では弱い立場にあるが、第一税理士 協議会、公認会計士協会地区会を中心として、 こうした中で、公認会計士である税理士も、

> 正しい税理士 税理士政治連盟にたいする会費は拒否すると とにしてはど うであろうか。 会に戻させるためにも団結して

て一切しないことにさせなければならない。 税理士会とし 附も止めさせることにし、また、公益法人の 訟に訴えてでも姿勢を正させることにしなけ とともに、ド とのために、 税理士政治連盟、政党、政治家にたいする寄 ればならない さらに日税連、東京税理士会及び各支部の それぞれの会に申し入れをする うしても聞き入れなければ、訴 て政治活動は強制加入団体とし

江戸待機策も高虎の献策といわ

っている。周知のように関ヶ原戦 れ、その間に彼は根廻しなども行

虎に対する行賞は多くなかった。 といわれる。しかしこの戦いの高 目になる。彼は三成方の動静を家

秀吉が死ぬと、前述のように高虎

さて、慶長三年(一五九八)に

髙虎は、三河譜代の井伊直孝と共

に先鋒を命じられている。翌元和

六一四)大坂の陣が勃発するや、

で、いかに家康の信頼が篤かった

かがわかる。 事実、慶長十九年(一

べき将として高虎が選ばれたわけ

は家康に組し、主家としては七番

の中でもとりわけめまぐるしく所

ったというか、自ら機敏に主人を

徳川家臣団

藤

堂

高

虎

野山に入り、豊臣秀吉に召されて 役に功を立てて、伊勢・伊賀(三 軍し朝鮮水軍と戦う。秀吉没後は 宇和島城主となる。文禄の役に従 秀保父子に仕えたが、秀保死後高 徳川家康に属し、関ケ原・大阪の (一五五八)近江の生まれ。通称 藤堂高虎の経歴のあらまし

挙げるとそれは藤堂高虎である。 異色の存在を紹介したが、異色つ 2 十五歳。三代家光の治世だった。 年(一六三〇)十月五日没す。七 は次のようにみている。 いでにもう一人変わったところを 虎の徳川家への献身は続き寛永七 ところが多かった。家康死後も高 られ、常に枢機に参じて画策する 鳥居元忠、石川数正と両極端の 徳川家康のブレーンの推移を私 "人使い"が巧みだった 酒井忠次 石川数正

高虎は勿論徳川譜代ではなく豊 金地院崇伝、南光坊天海 本多正信・正純、藤堂高虎、

となった。豊臣から見たら、徳川 嬰切野郎」 ということになる。 から見た数正と同じように「あの 豕康は重用し、諜報戦において徳 虎は城作りの名人でもあったので Lの家臣だったが、 秀吉が死ぬと 高虎の前半生は、主人運がなか 家臣団になくてはならない存在 ぐに三成方の情報を家康に提供 し媚を売って来たのだった。高 3

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

ハ、関東入国時、井伊直政、榊 原康政、本多忠勝

二、関ヶ原戦後 大久保忠隣、

ぞ」と言ったという。 諜報と城作りも名人

重)三二万石の領主・津藩主とし て勢威をふるった。家康に重んぜ

協

規に武名の高い侍を召し抱えるに 家臣も舞い戻ってきたというが新 いのうまさは一度藤堂家を離れた

えれば敵は怖れて近寄れないもの 侍の二百や三百が堅めたとてそん 二万石で二百石取りの侍を百人召 ても侍百人と立合えまい。俺なら 衛を二万石の高禄で家来にした。 こは渡辺勘兵衛の堅める陣と聞こ な陣は何なく破られる。しかしこ 加藤嘉明が「如何に勘兵衛が強く も巧みで、例えば豪傑の渡辺勘兵 し抱えるが」と言うと高虎は「平

を下れば一夜で到着する。大坂と った。伊賀から大坂へは、木津川 ばす意を固めていた家康の策略だ となった。これはすでに豊臣を滅 合戦となれば、イの一番に出撃す ところで標題にかかげた語

力することが肝要といえる。 ことでも目標をかかげて努力 あるが、持続して、失敗して るとすべては終りになるので も失敗しても目標に向って努 害が出はじめる。そこで諦め しはじめると、いろいろな障 人生あとで振返ってみると むしろ懐しい思い出とし

る。人は、五十なかばになる いて将来役に立つこととな のエピソードがある。高虎の人使 きに応じて山を下り、伊予八万石 山に入った。しかしすぐ秀吉の招 俊を喪っており、ほとほと嫌気が の前の文禄四年にまたまた主君秀 敵の水軍を破ることができた。そ 臣が更迭されていたのでわずかに 二年(一五九七)の再征では李舜 臣と戦い、連戦連敗だった。慶長 軍の主将として敵の水師提督李舜 長の猶子秀俊に仕え、翌年の文禄 石を領するまでになっていた。秀 戦につき従い、秀長が天正十九年 来として、中国征伐からはじまる 吉の弟)に仕えている。秀長の家 る武将より、数千の士卒を一団と がないわけではないが、彼は自ら さしたか、彼は頭をまるめて高野 秀吉の天下統一までのすべての合 信澄に仕え、次いで羽柴秀長(秀 このことを裏書きする話として次 い。が巧みだったといわれている。 **槍をとって千軍万馬の間を疾駆す** 元年(一五九二)朝鮮の役では水 して己の手足の如く動かす「人使 に納まっている。藤堂高虎に武功 (一五九一)に死ぬまでには二万 戦功により高虎は八万石から一挙 虎の工作だったといわれる。この 切らせ大谷隊を攻撃させたのも高 川祐忠・赤座直保らの大小名を裏 戦功といっても密告の功だっ に二十万石の大名にのし上った。 いた筈の朽木元綱・脇坂安治・小 敗を決定づけたわけだが、西軍の 大谷隊に属して小早川陣に備えて

を領する。但し今治二万石はその を命ぜられ、伊賀一国、伊勢八郡 だった。この前年、高虎は国替え 常置する人質政策を実現させたの 江戸幕府の、大名等妻子を江戸に の子弟も江戸へ住まわせ、有名な まつらしめんことしかるべき」と は「国主の宿老等よりも質をたて 志をあらはす」とある。十四年に ずして妻子を江戸に居らしめ、 十一年(慶長)、高虎、先命をまた 諸家譜』藤堂高虎の条には「…… 出も高虎が先鞭をつけ、「寛政重修 いる。外様大名の幕府への人質提 逆に備中国に二万石を加増されて 等の捻出に苦しんだが高虎だけは を担当した諸大名は労働力・資金 大拡張工事を行ったが、この設計 康は征夷大将軍となり、江戸城の ままで、総石高二十二万九百余石 建議して、自ら率先し四人の家老 を担当したのが高虎である。工事 慶長八年 (二六〇三) 二月、家 したほうがいい」と両御所(家康

もっている。現在も宏池会と の関係もあり、さらに講演、 のの心を引き込んでいく力を ルに囲いたものとして読むも いたる政界のやりくりをリア 評論活動と注目を浴びてい 三木、福田、大平の各総理に その著自民党戦国史は田中、 して陰で活躍した人だ。又、 さらに大平元総理の顧問格と 池田元総理秘書官に転進し、 伊藤昌哉氏は新聞記者から

録だが、たしかに人はどんな

織田信長の甥(信長の弟信行の子) | は小早川秀秋の裏切りによって勝 | 伊勢国のうち五万石を加えられ、 万三千九百余石にすぎない。 り、これを加えると総石髙三十二 従来と合わせて二十七万九百余石 に与えられた下総国香取郡もあ となるが、藤堂家としては弟正高 正信は高虎を訪ね、「藤堂家を末 れ、高虎は正信を恨んでいたが、 4 子々孫々まで裏切り好き これは本多正信のさし金といわ く祖先の意を忘れなかった子孫と

うことになる。 だ。だから「地獄を踏み抜い たところに極楽がある」とい して出てくることがあるもの

重工業時代、さらには昭和五 ことになったという。 はじめ う三つの時代を生き抜き、 苦闘の時代、第三は高度成長 は戦中、次は戦後の混乱期の 近は四つ目の時代を経験する 変りがはげしく、はっきり違 みることがある。 期の重厚長大の鉄・建設等の 最近よく言われることだが 時に過去をふりかえって

の日本民族形成のされ方が大 四番目の時代となる。 繁栄の時代は遠くは有史以来 小のエレクトロニクス中心の 十年以降の安定成長の軽薄短 よく考えてみるとこの様な

のない戦争という形で押しよ 最近では地獄としか言いよう きく影響を与えたものだが、 いたといえなくもない。 大きくものを云って現在を築

藤堂軍の裏切りは顕著だった。よ り、幕軍遺走の因をなした。特に の建立にあたった。藤堂家は井伊 見の戦役で両家は徳川家を裏切 柄として幕末まで続くが、鳥羽伏 家と共に幕軍の先鋒をつとめる家 り僧天海・本多正純と共に、堂塔 て日光に葬り、高虎は、幕命によ いる。元和三年(一六一六)四月 で自石は「本当かしら」と言って しかしこの逸話を伝える『藩翰譜』

本物の道は初め災いの形と

―宰相盗り―PHP刊 魚荷其の外並に小田原より持込 に吉浜近傍から小田原へ持出す 五百人であるとしている。 さら と、熱海往復の人員は十万六千 は途中往復者として控除する

り、賃金一年金七千円を下らざ る見込としている。 伊東宇佐美を一日十 荷 と 見 積 熱海伊豆山間一日五十荷、網代 む諸雑貨往復平均一日八十荷、 そして人足賃は一人賃金四十

五人の給料が二千四百円、合計 営業費が一万六千八十円となっ 車掌並に小使其の外合わせて十 車修繕費用として二千円、社長 銭、一日上下八十人で一か年分 一万千六百八十円、道路修繕客 人支配人一人其の外役員五名

と腸河原と熱海との間で百キロ

今日東海道線で東京駅を出る

け、お菓子屋等は輪番で経営す ととになっていた。そして耕地 (公認会計士 岸本勝次)

百二十九人となっていて、内訳 海に来る人は合計十六万六千三 への出入の見積書を見ると、熱 月から二十一年十月までの熱海 った。人事鉄道の明治十九年一 れたのも人車鉄道によってであ 志賀直哉がはじめて熱海を訪 熱 海

の八万五千百七十一人が乗車通 高平均一日金二 円八十銭(一人 行高と見積れる、としている。 乗車しないものとすると、残り 千四百六十四人、この内二割は 云音余人、この内九万五千百人 十人、年間に直すと二十万一千 に付金五厘)との人員は五百六 二百三十二人、往復で延十万六 そして早川橋通行者橋銭上り る。幕末には江川太郎左衛門が が、北條早雲の時代には 代官になっていた。 模国に属していたという説もあ この事はそれ以前も変りはない となった伊豆国に属しており、 特旨によって鎌倉将軍相伝の地 (一一九〇年) の後白河法皇の 熱海は鎌倉時代は建久元年

禄二年にがまん出来ずに船一艘 より捧受網の漁業が認められ 年(二七二二年)に非山代官所 て島民が代官所に訴え、享保六 網代村を通じて納めていた。元 許されず、年貢は定納米四石で 保五年には漁具を奪われたとし 都度網代村民から反対され、享 受網の漁業を行おうとしてその を作って仲買をはじめて菲山代 島は古来丸木船八艘以外の船を 官所の吟味を受けた。その後捧 熱海の沖合に初島がある。初

ぐ為残るが、それ以外は島を出 戸と限られ、長男はその家を継 たようであるが、昔から四十二 は平等に分ち、漁業も各家から る、もし出ない場合は同居する 初島は最近は少し様子が変っ

れてはなりませんで」と言ったの 言い「決して両御所のお恵みを忘

夜

話

(その二)

で高虎は感涙にむせんだという。

秀忠)にむしろ進言したのだと

Dentel

う。だがこの様になった歴史は

は三島通行高一万五千四百九十 人を一か年分に直すと五万三千 三十七人、この小田原から来る 二人、小田原通行高十五万八百 判断が下された記録が残されて いる。 たので、今後もそうするという 林は小田原領主の管理下にあっ 領にする、ただし昔から租税山 伊豆国質茂郡、川の北を小田原 同十三年に裁決がおりて、門川 原領との国境の争いがあって、 を豆相の国界と定め、川の南を 元禄十一年に伊豆山領と小田

長く思われるのなら、行賞は軽く

(税理士・今村秀夫)

軽い書き味に加え、ワンノックで即書き出せる新型水性ボールペン。

かも超極細の0.2mm。

世界一の細さ、筆記線巾0.2mm(水性ボールペン比較)です。 手帳等、細かい所への書き込みや小さな文字の筆記に最適です。 ●上 ノック式水性ボールペン2,000円●下:シャープペンシル(0.5mm)2,000円 の筆記具 ック式水性ボ ダブルノック式シャーブ